

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第8回年次会合報告書

2001年10月15－18日
日本、宮古市

目 次

	頁
1. 開会	1
2. 事務局からの報告	1
3. 韓国の加盟	1
4. 非加盟国との関係	2
5. 行動計画	4
6. 財政運営委員会からの報告	4
7. ミナミマグロ漁業のレビュー	5
8. 科学委員会及び標識放流計画ワークショップからの報告	5
9. 総許容漁獲量及びその配分	9
10. その他の管理措置	10
11. 貿易情報制度（TIS）の適用及び運用	10
12. 調査死亡割当量 (RMA)	11
13. 2002 年作業計画	12
14. 他の機関との関係	12
15. 他の事項	13
16. 閉会	14
17. 文書リスト	15

第8回年次会合報告書
2001年10月15－18日
日本、宮古

議題項目 1. 開会

議題項目 1.1. 歓迎の辞

1. 渡辺氏(水産庁長官)及び鈴木氏(参議院議員)は、演説し、全参加者を日本及び宮古に歓迎した。

議題項目 1.2. 議題の採択

2. 別紙Aに掲載されているように議題が採択された。
3. 会議参加者リストは、別紙Bに記載されている。
4. 会議に提出された文書リストは、別紙Cに記載されている。

議題項目 1.3. オープニング・ステートメント

議題項目 1.3.1. 加盟国

5. 加盟国によるオープニング・ステートメントは、別紙Dに記載されている。それぞれのオープニング・ステートメントで、加盟国は、会議で検討するための優先すべき問題を特定した。

議題項目 1.3.2. 他の国及び団体

6. 韓国及び台湾は、オープニング・ステートメントを行った。それらは、別紙D及びEに掲載されている。その開会の辞で、韓国は、その加盟が間もなく行われると述べ、CCSBT8に正式に参加する権利を要求し、また韓国が加盟国として認識されるとしたその見解を有していた。

議題項目 2. 事務局からの報告

7. CCSBT事務局長、ブライアン・マクドナルド氏は、2001年4月からの事務局の活動に関する報告である文書CCSBT/0110/04を提出した。
8. また、事務局長は、委員会の運営に関する所見を述べ、また委員会がより効果的になるためにどのように運営を改善できるのかを述べた。
9. 加盟国は、事務局がより活発な役割を果たすとしたその全般的な趣旨を支持した。

議題項目 3. 韓国の加盟

10. 韓国代表团は、当初、加盟が 9 月に同国政府によって承認され、首相と大統領による正式調印を待っているところであると本委員会に伝えた。加盟文書は 10 月末までに寄託されるだろう。韓国は、事務局から請求書が届き次第、分担金を支払う用意があると述べた。韓国は、この公約を条件に、本会合には全面的に参加する希望を繰り返し述べた。
11. 2001 年 10 月 17 日、韓国は、CCSBT に加盟するための全ての国内手続きを終え、加盟文書がオーストラリア政府に寄託されたと委員会に伝えた。文書寄託の確認に続いて、韓国は CCSBT の正加盟国として歓迎され、参加した。

議題項目 4. 非加盟国との関係

議題項目 4.1 台湾

12. 台湾は、ミナミマグロ漁業の管理と保存において CCSBT と協力するその意向についての声明を委員会に対して行った。これは別紙 F に記載されている。それに応え、議長は代理として事務局長が、委員会を代表して以下の声明を行った。

「委員会は、台湾が 1,140 トンの年間ミナミマグロ (SBT) 漁獲量配分を受け入れたことを歓迎し、これが、以下の条件に従って、台湾が拡大委員会のメンバーとしての参加するための根拠となることを確認する。

1. 台湾は、拡大委員会及び拡大科学委員会を設立するための決議 (2001 年 4 月に委員会により採択) のパラグラフ 6 で定められたとおり、2001 年 12 月 31 日までに書簡を交換することによって、拡大委員会への加盟のための正式の申請書を提出すべきである。委員会は、まもなく、この過程に着手するために、台湾と交信を行う。

2. 台湾は、拡大委員会への加盟のために必要となる国内の法的手続きの完了までの間、直ちに、その年間ミナミマグロ漁獲量を最大 1,140 トンまで、自発的に制限する。

上記の条件が満たされない場合、本委員会は、行動計画パラグラフ 2 に従って、自国船舶がミナミマグロのための保存・管理措置の効果を減殺する方法でミナミマグロを漁獲している非加盟国として、台湾を特定するための行動を取る。また委員会は、その後、行動計画パラグラフ 5 及び 6 に則った、恣意的又は不当な差別並びに貿易に関する偽装制裁を回避した貿易制限措置を課すことを含み得る追加措置を講ずることを考慮する。

また、本委員会は、ミナミマグロの産卵水域で漁獲された生鮮ミナミマグロについて貿易情報スキームの確認書を発行せず、便宜置籍漁業活動と闘う措置を行うとした台湾の公約及び台湾が述べた他の自発的措置を歓迎する。本委員会は、これらの問題について、台湾と協力することを期待している。

本委員会は、台湾が可能な限り早期に、拡大委員会のメンバーとして、拡大委員会の他のメンバーと同じ権利と責務を有し、ミナミマグロ保存条約の下での作業に早期かつ全面的に参加することを期待している。」

13. それに応じて、台湾は以下の通り述べた。
「台湾は長い間、CCSBT と協力を行ってきた。CCSBT の全ての加盟国がご承知のと

おり、台湾はこれまでに CCSBT と協力してきた。台湾の条約加盟問題に関し、我々は、この問題について交渉を続けており、今次会合の間に実質的な進展が見られた。交渉終了後、全ての国内の法的手続きが直ちに開始されるだろう。また我々は、それらの国内の法的手続きができる限り迅速に完了することを望んでいる。実際のところ、台湾は最も協力的な非加盟国である。そのような状況の下で、我々が行ったそれらの全ての譲歩の後に、そのような協力的な非加盟国に対し、行動計画を発動するのは不合理であろう。我々はそのような結果を見て、深く失望している。」

議題項目 4.2. インドネシア

14. インドネシアによる協力を改善するために、いくつかのオプションが検討された。特に、全ての当事国が、インドネシアが CCSBT に加盟すること、実行可能なかぎり早期に CCSBT によって圧力を加えるべきことが、重要だという点で合意している。
15. 会合は、インドネシアとの協議及び率先したデータ収集活動の双方についての、オーストラリアがインドネシアと 2 国間活動を行うことを支持した。
16. データ収集・提供システムの改善をインドネシアに奨励する必要がある。日本は、インドネシアから受理した T I S データがかなり粗末なものであり、欠落情報が多くあると指摘した。
17. オーストラリアは、台湾企業が所有するインドネシア漁船による産卵水域での漁業の圧力の資源への影響に関する懸念を述べた。従って、委員会がこの状況の解決を先延ばすことはできないとの懸念を表明した。
18. インドネシアの加盟を確保し、データ提供を改善するような選択肢を進展させる目的で、閉館期間中に作業を行うための小部会を招集することで合意が得られた。オーストラリアが CCSBT を代表してインドネシアとの主要折衝国となることが合意されたが、オーストラリアは、オーストラリアと日本が共同でインドネシアにアプローチを行うことも、また効果的であると提案した。

議題項目 4.3. 南アフリカ

19. 事務局長は、南アフリカがオブザーバーとして招待されており、南アフリカ大使館の担当者が、会合の最終日に出席を希望していると述べた。
20. 南アフリカは、しばしば CCSBT への加盟に関心を持っていることを表明しているが、この点でなんら積極的な行動がとられていないことが確認された。更に南アフリカが 250 トンの割当量を求めると述べた点が留意された。日本は、割当量の問題は、加盟とは全く別個の問題であり、この二つの問題は別々に検討すべきことを指摘した。ある国が当初割当量の配分なしで加盟することもあり得ることが留意された。
21. 事務局長は、南アフリカにこれらの見解を伝えるよう要請された。

議題項目 4.4. その他の事項

22. オーストラリアは中国による新たなミナマガロ漁獲活動の可能性に懸念を抱いている。台湾から中国へ 60 隻の台湾延縄船の移動があるようである。また、中国から日本へ約 4 トンのミナマガロの輸出が記録されている。

23. 日本は、60 隻の延縄船に関する懸念に同感の意を表したが、中国からの名目上のミナミマグロの輸出は、おそらく、中国に拠点をもつ日本の加工業者からの再輸出に間違っただラベルが付されているものであると説明した。日本は、漁業問題について、近い将来中国と二国間協議を行い、CCSBT の懸念を提起し、それを CCSBT 9 に報告するつもりであると述べた。
24. 行動計画の議題項目の下で、他の国々について検討を行うことが合意された。日本は、CCSBT 6 (2) で採択された行動計画パラグラフ 2 に従って、特定された 4 カ国に対して更なる行動をとるべきだと強調した。

議題項目 5. 行動計画

議題項目 5.1. 特定された国に関する報告

25. 事務局長は、行動計画に関する文書 CCSBT/0110/07 を提出した。
26. 会合は、IUU 船のリストを作成することに意味があること、また、TIS がこの点で役立つことで合意した。同リストは、単に国に対応した特定の行動のみではなく、IUU 漁業に関わる特定の船舶を狙った行動を可能にすると思われる。
27. 日本は、ミナミマグロを漁獲している IUU 船のリストを作成し、委員会による更なる調査及び検討のために CCSBT 9 に提出すると申し出た。
28. 事務局長は、CCSBT 9 に向けて、CCSBT/0110/07 で提示された表を修正するよう要請された。修正された表には、国別の進捗状況が評価できるよう、各国の現状を記述する追加欄が含まれるべきである。

議題項目 5.2. その他の事項

29. 委員会は、行動計画に従って、非加盟国に関する新しい措置に合意した。委員会の関連決議は、別紙 G、H、I に記載されている。

議題項目 6. 財務運営委員会からの報告

30. 財務運営委員会を設置し、全体会合と並行して開催することで合意が得られた。前氏（日本）及びハウスクネクト氏（オーストラリア）が同委員会の共同議長に任命された。

議題項目 6.1. 2001 年修正予算の採択

31. 委員会は、別紙 J の財務運営委員会報告が概要を記述した 2001 年の修正予算を承認した。

議題項目 6.2. 2002 年予算の採択

32. 委員会は、財務運営委員会報告で概要を記述した 2002 年度の予算案を承認した。

議題項目 6.3. その他の事項

33. 委員会は、2001 年改訂予算と 2002 年度予算の作成にあたり、財務運営委員会が払った努力と成果に謝意を述べた。

議題項目 7. ミナミマグロ漁業のレビュー

34. 加盟国の CCSBT 漁業に関する報告及び出席している非加盟国からの報告は、別紙 K に記載されている。
35. 説明上の問題等を含めて、かなりの討議が報告の後に行われた。以下のパラグラフでは、これらの討議の間に提起された最も重要な点を特定する。
36. オーストラリアは、蓄養場におけるミナミマグロの成長率に関し、CCSBT 7 で要請された文書 (CCSBT/0110/26) を提示した。ミナミマグロ蓄養から 93% 台の重量増が得られていること、また、技術改善に伴い、更なる増加が望めるという点が留意された。日本は、とりあえず同文書を検討したのちコメントを行うと回答した。
37. 魚類製品消費の健康と安全に関する日本国民の関心を考慮して、日本は、オーストラリアのマグロ蓄養には肉骨粉のミールが使用されていないことをオーストラリアが正式に宣言することが望ましいと述べた。
38. 加盟国は、台湾の漁獲が近年増加したことに懸念を表明した。台湾は、5 年間の平均漁獲量である 1,450t に基づいて、その総漁獲量を管理しており、このレベルを遵守していると述べた。台湾は、5 年間の平均漁獲の代わりに、年ごとの漁獲量管理システムを導入すると述べた。
39. インドネシア水域でのミナミマグロ産卵水域で漁獲を行っている台湾所有船舶の大船団 (500 隻以上の小型延縄漁船) について、かなりの懸念が提起された。台湾は、これらの船はインドネシア船として旗を掲揚し、インドネシアの許可の下で操業していると説明した。台湾は、国際法の下で同国はこれらの船になんら管轄権を持たないこと、また、これらの船からの漁獲はインドネシアの漁獲と考えるべきであると述べた。

議題項目 8. 科学委員会及び標識放流計画ワークショップからの報告

40. 科学委員会議長 (ペニー氏) は、第 6 回科学委員会会合報告書 (別紙 L) 及び標識放流計画ワークショップ報告書 (別紙 M) を提出した。彼は、報告書の中の最も重要な問題、特に委員会の決定が必要な問題、又は予算上の含みをもつ問題を重点的に取り上げた。

議題項目 8.1 ミナミマグロ資源の状態

41. ペニー氏は、科学委員会報告書の項目 5.1 (ミナミマグロ資源の状態) と 5.2 (ミナミマグロ管理に関する意味合い) について、会合で発表を行った。
42. 以下の点に関して、引き続き質問が行われた。

- CCSBT が資源崩壊を防ぐために十分な時間を持って、CCSBT が資源問題に対応するのに必要な監視のレベル。
- 現在のミナミマグロの置換漁獲量。
- いつの時点で、より大きな確実性を持って評価が可能となるのか。
- 2020 年までに、1980 年レベルの産卵親魚資源の回復を達成するために必要な漁獲レベルを決定するための評価が行われてきたか。

43. これらの質問に答えて、ペニー氏は以下のとおり述べた：

- SRP には、改善された漁獲量報告、改善されたモデル開発、また特に非加盟国に対する改善された体長頻度サンプリング等、幅広い検討項目が含まれていた。特に、資源が増加しているのか減少しているのかについて明確な考えを CCSBT に与えるための一連の指標が提案された。
- 現行の置換漁獲量の推定は不確実である。しかし、2000 年の漁獲レベルは、資源がこの漁獲レベルで減少するか増加するか、50%の確率で現在の置換漁獲量に大方近いように見える。
- 管理戦略開発プロセスの一部として、操作及び評価モデルの新たなセットの開発により、より高い確実性レベルを持つ評価を提示すべきである。これは、2003 年を目標としている（又は遅れがあった場合には、2004 年）。評価における不確実性の結果、2020 年までに、1980 年の産卵親魚レベルという CCSBT の管理レベルを達成するのに必要な漁獲レベルを評価するのに、具体的な対応が行われなかった。これは、主に現在のモデルが、意思決定に使用するには、余りに広範囲な結果を生み出すと思われるためである。しかし、評価の結果のほとんどは、現在の漁獲レベルではこの目標に達する確率が低いことを示している。

議題項目 8.2 科学調査計画

44. ペニー氏は、科学調査計画の 4 つの構成要素について実質的な進展が見られたと述べた。その後、彼は、科学委員会報告セクション 6.1（SRP の実施）に記述されている、科学調査計画の 4 つの構成要素に関する進捗状況を会合で発表した。

議題項目 8.2.1 データ・ベースへの調整データを含めた漁獲量及び努力量データの収集

45. この項目における進展は科学委員会報告セクション 6.1.1.（ミナミマグロ漁獲量の評価）に記述されている。
46. CCSBT データ・ベースに提供されるべきデータの空間的解析度（resolution）について討議が行われた。CCSBT に提供すべきデータの解析レベルについては合意が得られなかったという点が確認された。ニュージーランドは、科学委員会での討議には、（高度の解明を必要としない）現在の資源評価要件のために、そのデータを提出すべきか、又はこれが将来必要な場合に、高度な解析データを提出すべきかどうか等の問題が含まれたことを留意した。ニュージーランドは、また、データ提出の前に、合意された機密性及びセキュリティの手順を整備する必要性に留意した。
47. 日本は、世界のミナミマグロ漁獲の約 33 パーセント漁獲しているオーストラリアのまき網漁業からの不十分なデータ提供について懸念を表明した。日本の見解では、資源評価の目的のためにこれらのデータを使用することは困難であった。オーストラリアは、適切な様式でデータを提供する努力を払うと再度述べた。更にオーストラリアは、資源評価の目的のために必要とされるいずれのデータも提供する意欲があり、他の国

も同様のアプローチをとることを期待すると述べた。また日本は、ミナミマグロの遊漁及びミナミマグロ割当量を持たないいくつかの漁業の混獲に関する漁獲データを提供するようにオーストラリアに要請した。

議題項目 8.2.2. 科学オブザーバー計画

48. この項目における進捗状況は科学委員会報告書セクション 6.1.3（科学オブザーバー計画の開発）に記述されている。
49. 特に、過去及び現在のオブザーバー計画に関する情報のレビューに続いて、CCSBT オブザーバー計画の主要な構成要素のための提案草案が策定されていた。
50. 科学オブザーバー計画のための規範策定のために、具体化された作業計画に加えて、事務局長は、それらの既存計画が、CCSBT オブザーバー計画規範草案の要件に適合している範囲を特定する現行オブザーバー計画のレビューを作成するよう要請された。またニュージーランドは、現行オブザーバー計画のオブザーバー配置の時空間レベルに関する情報を取得するよう事務局に要請した。
51. 日本は、まき網漁業を含め、オーストラリア国内漁業にオブザーバー計画がないことについて懸念を表明した。同国は、オーストラリアが国内漁業のためのオブザーバー計画を直ちに導入するよう要請した。オーストラリアは、2002 年漁期のオブザーバー計画の実施について業界と協議中であると述べた。
52. 日本は、自国旗を掲げる船舶上での公海及び国内 EEZ 内漁業におけるオブザーバーの運用については、加盟国が責任を有すると述べた。データ収集及び訓練のための CCSBT の基準は、目標として 10% の実際的なオブザーバー捕捉範囲レベルを求めつつも、単純かつ最小限のものであるべきである。

議題項目 8.2.3 標識放流計画

53. 2001 年 10 月 2 日から 4 日にキャンベラで CCSBT 標識放流計画を開発するためのワークショップが開かれた。ペニー氏は、標識放流計画ワークショップの報告書に沿って説明を行った。
54. 日本は、標識放流計画から予想される死亡量（表層漁業の標識放流については 15 トン、延縄漁業については 50 トン）は、科学調査計画に割り当てられた調査割当量に対して行われるべきであると述べた。この提案に対して反論はなかった。
55. 同計画の高い費用についての懸念との関連で、同計画の優先する事項に関して質問が提起された。ペニー氏は簡潔に以下のとおり述べた。
 - 最も重要な構成要素は、一本釣り船を用いたオーストラリアの南部及び南西部沿岸沖の表層漁業での年間 10,000~15,000 尾のミナミマグロ若齢魚の標識放流である。
 - 延縄船を使ったより大型ミナミマグロの標識放流は、結果が利用可能となった後に十分に評価する必要がある 1 年間の試験研究である。
56. CCSBT 加盟国間での標識放流計画を支援するための費用配分に関して、かなりの討議が行われた。加盟国は、これらのコストの配分、及びどのコストが正式に CCSBT にプールされたコストか、またどのコストが各加盟国によって個別に負担されるかについて討議した。

57. その後、表層漁業における標識放流を最優先とした標識放流を CCSBT 主催の下で行うことで合意が得られた。延縄漁業におけるミナミマグロの標識放流が試験計画として行われる。オーストラリアは、初年度の表層漁業標識に資金提供を行うと申し出た。オーストラリア及び日本は、CCSBT 標識放流計画の 2 つの延縄標識部分に資金供与を行うと提案した。ニュージーランドのはえなわ部分は予算上の理由で含まれなかった。ケープタウンとモーリシャスでの標識放流計画と標識回収の調整は、2002 年の CCSBT 予算の下でカバーされる。
58. 韓国は、標識放流計画のための費用は、委員会の年間運営予算とは別のものであると理解すると述べた。しかしながら、委員会の総予算に対し、標識放流計画の調整と回収コストの比率が微々たるものであることを考慮し、韓国は、調整と回収のための予算を委員会の予算でカバーすることに同意した。しかし、韓国は、標識放流計画の特定の構成部分のための実質的また運用上の費用は、当該計画を実施する関係加盟国によって供与されるべきであるとの自国の立場を繰り返し述べた。

議題項目 8.2.4. CPUE モデル作成手続き

59. この項目における進捗状況は、科学委員会報告書項目 6.1.2. (CPUE 解釈及び分析) に記述されている。
60. 日本は、CPUE モデル作成の努力は、漁労長の能力などの詳細な要因の影響を検討するよりも、主要な不確実性に重点を置くべきだと述べた。日本は、CCSBT がこの件に関し科学委員会に助言すべきだと提案した。

議題項目 8.3 管理手続き

61. ペニー氏は、科学委員会報告書項目 6.2 (管理手続き及び管理戦略評価) に沿って会合を進行させた。
62. 加盟国は、その作業計画の方向性について、全般的に合意し、これが科学調査計画の中で最優先の作業であると考えた。
63. 適切な技術調整役の任命の質問に応じて、ペニー氏は、アナ・パルマ博士がこの役割には最適な人物の一人だと考えると述べた。会合は、好ましい調整役としてパルマ博士の選出に合意した。
64. 作業をできるだけ早期に完了するとの強い希望が示された。これは費用を最小限に抑えると共に、できるだけ早期に作業の結果を利用可能にするということを意味していた。作業を完了するために必要な時間は、加盟国の科学者が、この作業に当たっている調整役とコンサルタントからの要請に応じて、重要かつ時機を得た対応を提供できることに依拠していることが認識された。加盟国は、時機を得た方法で応じるのが重要であるという点で合意した。
65. 事務局長が、コンピュータ・コード、文書を作成し、予備的試験を行うための適当なコンサルタントの任命を決定するために、諮問パネルと連絡をとるよう要請された。事務局長は、適当なコンサルタントは諮問パネルによって確認されていると述べた。

議題項目 8.4 その他の調査要件

66. ペニー氏は、科学委員会報告書項目 7（ミナミマグロ調査要件）について、会合に対して説明を行った。特に、ペニー氏は、今後の SAG 会合（特に 2002 年及び 2003 年）に対して勧告された評価方策、直接年齢査定に関するワークショップ案、及び 2001/2002 年の調査活動予定及び予算措置の概要について述べた。
67. 会合は、2002 年の科学委員会報告項目 7.1 で説明されている評価アプローチ勧告に合意した。
68. 先の項目のように、加盟国は、最小限の資金で最大の結果を得る必要性を再度表明した。
69. （必要な場合）科学委員会に引き続いて、緊急 SAG の開催を予定に組み込むべきであることが合意された。

議題項目 9. 総許容漁獲量及びその配分

議題項目 9.1 総許容漁獲量

70. 締約国は、総許容漁獲量に関するそれぞれの立場についての概要を提示した。
71. ニュージーランドは、自国の立場が 2 つの原則に基づいていると述べた。これらのうち第 1 は、2020 年までに 1980 年レベルのミナミマグロ資源を回復させるとの委員会の管理目的である。これは、最大維持漁獲量 (MSY) を生産できるレベルに、採捕の対象となっている種の資源量を維持・回復するという国連海洋法条約 (UNCLOS) の責務と合致している。第 2 の原則は、科学委員会レポートの勧告と合致した形で行動し、最大限として、現行の漁獲レベルに基づく TAC を採択することであった。
72. 日本は、現行の漁獲レベルは、1994 年から 2000 年までの平均値として定義されるべきであり、これは暫定的な世界的総許容漁獲量 16,000 トンを提示する。また、CCSBT はこのレベルまで管理すべきだと提案した。
73. オーストラリアは、CCSBT 加盟国の総許容漁獲量と非加盟国の漁獲量を含む 15,579 トンの世界的漁獲限度まで管理するべきであり、加盟国に対する漁獲配分は、現在のレベルに留めるべきであるとの自国の見解を述べた。
74. 韓国は、総許容漁獲量に関して科学委員会の勧告を尊重すると述べた。
75. 科学委員会報告書の全側面を検討し、加盟国は、資源状態に悲観的な変化があった場合、迅速な対応ができる計画と合わせて、現在の漁獲レベルに基づく暫定的な世界的な漁獲制限を支持した。
76. 加盟国は、非加盟国の漁獲が抑制され、また、望ましくは削減されるべきことに合意した。
77. オーストラリアは、資源の現状を取り巻く不確実性及び 1988 年以来、非加盟国の漁獲量が顕著に増えている点に留意した。世界的な漁獲量のいかなる増加をも抑制する必要性が確認された。

議題項目 9.2

国別配分

78. ニュージーランドは、条約第 8 条に反映されている国別配分の原則が遵守されることを確保する目的として、加盟国が非加盟国の関わりを監視し、レビューするためのプロセスを策定することを提案した。またニュージーランドは、将来の調整に関する加盟国の了解が CCSBT1 で提議されたこと、また、現行及び将来の委員会加盟国が了解を受け入れることを確保する必要があることに留意した。
79. 日本は、長年の加盟 3 カ国が、長年にわたり抑制してきたこと、更に、それら国々の抑制を認識し、3 カ国が現在の自国の漁獲レベル以上のものを受け取る資格があると考えた。
80. 韓国は、自国の漁獲を CCSBT で合意された漁獲レベルに維持すると繰り返し述べた。
81. 更なる検討に続き、加盟国は国別配分に関して全会一致に達することができなかった。加盟国は、この問題に関する自国の立場に関して声明を行った。これらの声明は別紙 N に記載されている。

議題項目 10. その他の管理措置

82. オーストラリアは、インドネシア水域内の産卵水域で行われている漁獲レベルについて懸念を提起した。オーストラリアは、実際に行われている活動のレベルに関してより良い情報が必要であり、インドネシアが便宜置籍国として利用されているかどうかを確かめる必要があると述べた。適切な段取り設定することが必要である。インドネシアへのオーストラリア/日本による二重の働きかけは問題の重大さを強調する上で役に立ち得る。
83. 日本はそれに同意し、更にこれらの活動は、資源にとって脅威となり、また、状況の重要性及び産卵水域の保護に関する情報はできる限り早期に取得する必要があると述べた。
84. オーストラリアは、インドネシアとの協議を率先して行うことを申し出て、会合がこれを支持した。日本は、インドネシア EEZ 内の産卵水域における、ミナマグロ漁獲に関する情報の不足に関する CCSBT の懸念をインドネシアに伝える必要があると追加した。

議題項目 11. 貿易情報制度 (TIS) の適用及び運用

85. 日本は、TIS 証明書の完成度について、自国が有した問題点を会合に報告した。これには、インドネシアからの相当量の情報の欠落、更に台湾及びニュージーランドからの情報には、ミナマグロ及びクロマグロの判別における若干の間違いが含まれていた。日本は、オーストラリアが TIS の完成に関してインドネシアに一層の助言をするよう要請した。また、日本は、ニュージーランドが 2001 年末までに、政府検証制度を導入するよう要請した。更に、日本は、あるミナマグロが台湾からクロマグロとして輸出されていることが判明したため、台湾にその検証制度を改善するよう要請した。ニュージーランドが自国の TIS 制度実施の見直しを行い、政府検証担当官への移行を

含め、いくつかの改善を導入している点が留意された。

86. ニュージーランドは、IUU 漁業活動を削減するため、また、非加盟国からの漁獲情報を収集するためには、TIS が最も有益だと考えたと述べた。ニュージーランドは自国の TIS 制度の運用を見直し、その結果として、検証制度を修正し、とりわけ、オーストラリアが用いている形態と同様の複数船舶の船積み報告を可能にするために、現在用いられている様式を変更する。様式は最終的な形にされた後、統計証明計画 4.1 に従って、加盟国と事務局長に配布される。
87. ニュージーランドは、事務局が TIS 制度を見直すこと、更に、見直しでは、どの程度うまく、同制度がデータの正確さ及び有用性等、設定された目的に合致しているかを評価することを要請した。また見直しでは、制度の弱点を特定すべきであり、他の地域漁業管理機関で運用されている T I S 制度の参照を含め、どのように制度を改善できるかについて勧告を行うべきである。見直しは 12 カ月以内に行われ、CCSBT 9 に報告されるべきである。
88. オーストラリアは事務局がレビューを行うことに合意した。しかし、日本は、最初に、CCSBT 統計証明計画に従って、現在の計画が正しく実施されることを確保するのが最も重要である点に留意した。
89. 事務局次長は、会合に文書 CCSBT/0110/14 を紹介し、事務局からの TIS スキームに関する報告であるこの文書に沿って会合を進行した。
90. TIS の結果のいくつかは、会合にとって懸念の対象であった。特に、それは、便宜置籍の下で操業する台湾船と考えられるフィリピン及びセイシェルによるミナミマグロの漁獲量であった。
91. 本会合は、便宜置籍の下でミナミマグロを漁獲する台湾船に関して、また台湾がこれらの船舶をコントロールできないこと、若しくは船隻数及び掲揚する旗に関する情報を提供できないことに関し、重大な懸念を表明した。日本は、この活動を止めさせるために、便宜置籍船のリストを作成し、配布することを提言した（議題 5.1 を参照）。更に日本は、日本国民が便宜置籍船を用いて、ミナミマグロを漁獲対象とすることを違法とする日本の実施規則と類似した実施規則を台湾が検討することを提案した。
92. 台湾は、台湾と日本が便宜置籍の利用を削減するための共同行動計画を実施していると述べた。
93. 議長は、この討議の実質的内容を台湾の関連当局に伝えるよう台湾代表団に要請した。

議題項目 1 2. 調査死亡割当量(RMA)

94. 日本は、委員会によって承認された、昨年のその調査計画に割り当てられた3.6トン調査死亡割当量の内、0.5トンしか使用しなかったと述べた。
95. 日本は、2001/02漁期の日本の産卵資源調査及び音響調査に3.6トンの調査死亡割当量を許可すること要求し、またオーストラリアに、当該国水域で実施されるこれら調査の許可を出すように要求した。

96. オーストラリア代表は、許可は承認されたと述べた。

97. 全ての加盟国は、日本から要請のあった3.6トンの調査死亡割当量に合意した。

議題項目 1 3. 2002年作業計画

98. 事務局長は、文書 CCSBT/0110/09に記載された作業計画を説明し、また、財政運営委員会での議論から、この文書に記載された数値が下方修正されていることを指摘した。この文書に記載された予算及び作業計画は、この会合で説明されたとおり、標識放流計画を除いて、科学調査計画を全面的に実施することを想定していた。

99. 全ての加盟国は、その費用に懸念があり、また最小化した費用を確認すること求めた。提案には、全ての会合がオーストラリアで開催されること、科学調査計画のいくつかの構成要素が優先され、また延期されること、科学調査計画に掛かる費用の削減（例えば、標識放流計画調整及び標識回収に関連する予算の削減。）、事務局職員の会議参加の最小化を含む。

100. 小グループが、標識放流計画及びこの計画のために費用をどのように運用するか討議することに合意した。作業グループの討議の結果は、財政運営委員会の報告書の別添5に含まれている。

101. 会合は、別紙0及び別紙Pに掲載された委員会の作業計画及び会合スケジュールを承認した。

議題項目 1 4. 他の機関との関係

議題項目14.1

FAOの漁業統計に関する調整作業部会

102. 事務局長は、この件に関する文書(CCSBT/0110/17)を提示した。FAOによる漁業の世界情報システム(FIGIS)の開発及び漁業資源監視システム(FIRMS)の開発に焦点を当てて討議が行われた。加盟国は、原則的にこれらに関してFAOと協力を行うことに合意したが、CCSBTの義務及び優先事項に関する含みがあるのと同時に、予算的な実行があるかもしれないので、委員会は、固い意思決定をする前に、FAOからの覚書草案を検討する必要がある。

議題項目14.2

関連する漁業管理機関の会合

103. 事務局長は、この件に関する文書(CCSBT/0110/18)を提示した。委員会は、2001年の提案を検討し、また2002年予算を検討するまでは2002年の提案を延期することに合意した。

104. 2001年の注意点として、インド洋マグロ類委員会への参加が最も重要であることが合意された。仮にCCAMLAへの代表参加が必要な場合には、CCAMLAに参加する加盟国の一つがCCSBTを代表できる。オーストラリアは、10月のCCAMLAの会合でCCSBTを代表することを申し出て、加盟国はこれに合意した。

105. 議題項目13を検討するために、データ・ベース管理者が他の機関と連絡を取り合うことが2002年の作業計画との関連で検討されることが合意された。

議題項目14.3 関連する機関及び国際協定

106. 事務局長は、討議文書CCSBT/0110/19を提示し、また「国際協定との一貫性を改善する方法で条約を運営上の現在の優先事項に焦点を絞るため」に、委員会がこの文書の2番目の選択肢を採択すること、また2003年の終わりにCCSBTのこの位置づけをレビューすることを勧告した。
107. 会合は、事務局長の勧告に合意した。

議題項目14.4 科学委員会会合への政府間機関（IGO）の参加

108. 事務局長は、この事項に関連して、文書CCSBT/0110/20を提示した。
109. 会合は、この文書で提案されたより簡便な取り決めに修正することに合意した。
- 「事務局長は、ICCAT, IOTC 及びIATTCからの適切な技術を有する科学オブザーバーの資源評価グループ及び科学委員会の会合への参加を招請しても構わない。そのオブザーバーは、議長の判断において、会合の討議に貢献できるかを問われるかもしれない。」
110. また、会合は、データ・ベース管理者に、IOTC及びCCSBT間の関連するデータ交換（IOTC構内標本抽出）に関連して、IOTCと連絡をとることを要求した。

議題項目15. 他の事項

議題項目15.1 委員会文書の秘密性

111. 会合は、第2回資源評価グループ、第6回科学委員会及び標識放流計画ワークショップ及び他の閉会期間中における会合報告書を含むCCSBT8のために作成された全ての文書が公表されることに合意した。
112. また、原則的に、研究活動を引用する前に、科学文書の著者からの許可が求められることが合意された。これら文書は、通常、技術会議の背景文書として作成されており、通常CCSBTのために作成された報告書の一部にならないことが留意されるべきである。

議題項目15.2 生態系的関連種作業部会

113. 生態的関連種作業部会 (ERSWG) の次期会合は、2001年11月26-28日に東京の三田会議所で開催される。小グループは、ERSWG会合の準備に関して討議するために会合した。会合の更なる準備は、参加者及び事務局が連絡を取り合って行われる。会合の議題草案がCCSBT7で合意されていることが確認された。

議題項目15.3 その他の事項

114. 日本は、オブザーバー捕捉率に関する記載に誤りがあるオーストラリアの科学者が提出した文書CCSBT-SC/0108/15のパラ9を指摘した。この文書は、「科学調査計画で、最低限10%のオブザーバー捕捉率が、基礎漁獲及び努力量データを改善し、確認するために既に合意されている。」と記載している。しかしながら、科学調査計画は、実際に「科学委員会は、目標レベルとして、漁獲量及び努力量監視のために10%のオブザーバー捕捉範囲を勧告している。」日本は、修正が留意されることを要請した。

議題項目 16. 閉会

議題項目16.1

CCSBT9の議長及び副議長の選定

115. CCSBT9は、オーストラリアによって主催され、オーストラリアが議長を務める。オーストラリアは、ダリル・クインリヴァン氏を議長に指名した。
116. ニュージーランドは、副議長を務める。

議題項目16.2

会議報告書の採択

117. 会合は、報告書を採択した。

議題項目16.3

閉会

118. 委員会は、宮古市、岩手県、日本のマグロ業界及び日本政府に対して、その歓待及び会議への支援に感謝した。また委員会は、CCSBT8の議長、科学委員会議長、通訳及び事務局の貢献に感謝した。
119. 委員会は閉会することに合意した。

目次

別紙リスト

別紙

- A. 議題
- B. 参加者リスト
- C. 文書リスト
- D. 加盟国のオープニング・ステートメント
- E. 非加盟国のオープニング・ステートメント
- F. 全体会合で台湾が提出した声明
- G. 2000年行動計画に基づくベリーズに関する決議
- H. 2000年行動計画に基づくカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアに関する決議
- I. 2000年行動計画に基づくインドネシアに関する決議
- J. 財政運営委員会報告書
- K. ミナミマグロ漁業のレビュー
- L. 第6回科学委員会会合報告書
- M. 標識放流計画ワークショップ報告書
- N. 議題項目9に関する声明
- O. CCSBT-2002年作業計画
- P. 2002年会合予定表

議題
第8回年次会合
2001年10月15 - 19日
日本、宮古

1. 開会
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
 - 1.3 オープニング・ステートメント
 - 1.3.1 加盟国
 - 1.3.2 その他の国及び団体
2. 事務局からの報告
3. 韓国の加盟
4. 他の非加盟国との関係
 - 4.1 台湾
 - 4.2 インドネシア
 - 4.3 南アフリカ
 - 4.4 その他
5. 行動計画
 - 5.1 特定された国に関する報告
 - 5.2 その他
6. 財政運営委員会からの報告
 - 6.1 2001年改訂予算の採択
 - 6.2 2002年予算の採択
 - 6.3 その他
7. ミナミマグロ漁業のレビュー
8. 科学委員会及び標識放流ワークショップからの報告
 - 8.1 ミナミマグロ資源の状況
 - 8.2 科学調査計画
 - 8.2.1 データベース用に調整されたデータを含む漁獲及び努力量データ収集
 - 8.2.2 科学オブザーバー計画
 - 8.2.3 標識放流計画
 - 8.2.4 CPUEモデル・アプローチ
 - 8.3 管理手続き
 - 8.4 その他の調査要件

- 9 総漁獲可能量及び割当量
 - 9.1 総漁獲可能量
 - 9.2 国別割当量
10. 他の管理手法
11. 貿易情報スキームの実施と運用
12. 調査死亡割当量 (RMA)
13. 2002 年作業計画
14. 他の機関との関係
 - 14.1 FAO 漁業統計に関する調整作業部会 (CWP)
 - 14.2 関連する漁業管理機関の会合
 - 14.3 関連する機関及び国際条約
 - 14.4 科学委員会での政府間機関 (IGO) の参加
15. 他の作業
 - 15.1 委員会文書の秘密性
 - 15.2 その他
16. 閉会
 - 16.1 CCSBT9 の議長及び副議長の選定
 - 16.2 会議報告書の採択
 - 16.3 閉会

参加者リスト
CCSBT 第8回年次会合
2001年10月15日-19日
宮古、日本

議長

伊藤 嘉章 外務省経済局漁業室長

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類研究経営コンサルタント

オーストラリア

グレン・ハリー (代表者)	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ドン・バンフィールド	農漁業林業省産業開発部長
チャールズ・ハウスネヒト	農漁業林業省漁業養殖業部国際マグロプログラム担当補佐官
デレク・ステイプルズ	農漁業林業省農村科学局次長
ジョン・ガン	CSIRO 熱帯及び表層生態系計画上席研究官
ジョシュア・ブライエン	法務省国際法部貿易、環境法担当官
ジョン・ラングトリー	外務貿易省香港、マカオ及び台湾課長
エマ・カーズレイク	外務貿易省法務局
アンドリュー・マックニー	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理者
フランク・ミア	オーストラリア漁業管理庁管理責任者
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアマグロ漁船船主協会会長
テリー・ロマロ	オーストラリア船舶エージェンシー管理責任者
ヨン・マン・キム	オーストラリア船舶エージェンシー
ロビン・パイク	DI フィッシング(株)管理責任者
ランダ・サラマ	DI フィッシング(株)管理責任者
イーサー・ヨルフセン	ストルトコクーン (株) 代表管理責任者

デニース・ボイド

グリーンピース・オーストラリア・パシフィック
海洋キャンペナー

日本

鈴木 俊一	国会議員
渡辺 好明	水産庁長官
小松 正之(代表者)	水産庁資源管理部参事官
大山 誠一郎	通産産業省農水産室室長
前 章裕	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
遠藤 久	水産庁資源管理部国際課課長補佐
光石 晃章	水産庁資源管理部国際課係長
加藤 秀樹	水産庁増殖推進部漁場資源課係長
野頭 賢一	水産庁資源管理部遠洋課係長
榎 隆人	水産庁資源管理部国際課
増子 絵美	外務省経済局漁業室
辻 祥子	遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室室長
上田 大和	日本鯉鮪漁業協同組合連合会会長
渡辺 勤	日本鯉鮪漁業協同組合連合会専務理事
川合 雄次	日本鯉鮪漁業協同組合連合会国際部部长
浜木 文雄	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
畠山 吉勝	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
西川 兼次	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
井上 博孝	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
三浦 望	日本鯉鮪漁業協同組合連合会国際部
檜垣 浩輔	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会部長補佐
金沢 俊明	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会専務理事
亀谷 壽一	日本鯉鮪漁業協同組合連合会副会長
桜木 勇人	宮城県北部鯉鮪漁業協同組合専務理事
日出 英美	宮城県北部鯉鮪漁業協同組合係長
白幡 章	宮城県北部鯉鮪漁業協同組合
伊藤 重幹	岩手県鯉鮪漁業協同組合
佐々木新六	岩手県鯉鮪漁業協同組合組合長
藤原 修一	岩手県鯉鮪漁業協同組合

濱川 幸雄	岩手県鯉鮪漁業協同組合
濱川 幸三	岩手県鯉鮪漁業協同組合
藤原 國夫	岩手県鯉鮪漁業協同組合
堀合 勝彦	岩手県鯉鮪漁業協同組合
浜田 雄司	岩手県鯉鮪漁業協同組合
藤田 栄一郎	岩手県鯉鮪漁業協同組合
佐藤 智之	岩手県鯉鮪漁業協同組合
中野 勇助	岩手県鯉鮪漁業協同組合
大井 誠治	岩手県鯉鮪漁業協同組合
大井 善仁	岩手県鯉鮪漁業協同組合
澤田 陽子	岩手県鯉鮪漁業協同組合
米澤 高	岩手県鯉鮪漁業協同組合
東谷 伝	岩手県鯉鮪漁業協同組合

ニュージーランド

ウィリアム・エマーソン（代表者）	漁業省上席政策分析官
マイケル・ライペン	漁業省付国際顧問
ターボット・マーレイ	国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
ジェフ・マッカリスター	外務貿易省北アジア課
アナ・ブロードハースト	外務貿易省法務局
ピーター・ケル	在日ニュージーランド大使館
トレバー・ハンセン	ツナ・ニュージーランド

オブサーバー

韓国

ピョン・シク・シン（代表者）	海洋漁業省国際協力局長
サン・キ・チャン（代表者代理）	在日韓国大使館顧問
サン・クウォン・ソー	海洋漁業省国際協力局長付漁業顧問
ヒョン・ウック・クウォン	海洋漁業省国際協力課
ムン・サン・パーク	韓国遠洋漁業協会国際協力部管理責任者

チャン・ミエン・ビエン

オヤン（株）副社長

台湾

ツー・ヨウ・ツァイ（代表者）

農業行政委員会漁業室遠洋漁業部部長

ユー・イー・ファン

農業行政委員会漁業室遠洋漁業課長

ダグ・シェン

外務省国際組織機関部

シュイ・カイ・チャン

農業行政委員会漁業室研究開発センター準研究員

チン・フェン・コウ

台湾遠洋マグロ漁船船主魚類輸出業協会会長

チャン・シャン・ウー

台湾遠洋マグロ漁船船主魚類輸出業協会

インド洋操業委員会会長

ウエン・ファー・コー

台湾遠洋マグロ漁船船主魚類輸出業協会日本関連委員会
会長

ファン・チー・チャン

国立台湾大学法学部助教授

クオ・チン・ウー

台湾遠洋マグロ漁船船主魚類輸出業協会専門技術員

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド

事務局長

金子 守男

事務局次長

ロバート・ケネディー

データベースマネージャー

チカ・スカリー

事務担当

通訳

富田 晶子

太田 美登里

矢部 道子

文書リスト
第8回委員会年次会合

(CCSBT/0110/)

1. Draft Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. Report from the Secretariat : Prepared by the Secretariat
5. Accession of Korea : Prepared by the Secretariat
6. Relationship with Other Non-member : Prepared by the Secretariat
7. Action Plan : Prepared by the Secretariat
8. Revised Budget for 2001: Prepared by the Secretariat
9. Proposed Budget for 2002: Prepared by the Secretariat
10. Review of SBT Fisheries: Prepared by the Secretariat
11. Report from the Scientific Committee: Prepared by the Secretariat
12. Total Allowable Catch and its Allocation: Prepared by the Secretariat
13. Other Management Measures: Prepared by the Secretariat
14. Evaluation of the implementation of the Trade Information Scheme by the Secretariat: Prepared by the Secretariat
15. Research Mortality Allowance (RMA) : Prepared by the Secretariat
16. Program of Work 2002: Prepared by the Secretariat
17. Meeting of the Coordinating Working Party on Fishery Statistics: Prepared by the Secretariat
18. Meeting of Relevant Fisheries Management Organizations: Prepared by the Secretariat
19. Relevant Organizations and International Instruments: Prepared by the Secretariat
20. IGO Attendance at Scientific Committee Meeting: Prepared by the Secretariat
21. (Australia) Estimation of growth rates for southern bluefin tuna maintained
22. (Japan) Indonesian longline vessel whose a close resemblance to the Taiwanese longline vessel moored at Cape town
23. (Japan) Proposal on Research Mortality Allowance (RMA) in 2001/2002 and Report on Result of RMA in 2000/2001
24. (Japan) Report on Completeness on Trade Information Scheme (TIS) Document by

Country/Entity

25. not presented
26. (Australia) Southern Bluefin Tuna Trade Information Scheme Farm data Summary
27. Decision Regarding Taiwan Pursuant to the 2000 Action Plan
28. Decision Regarding Indonesia Pursuant to the 2000 Action Plan
29. Decision Regarding Cambodia, Honduras and Equatorial Guinea Pursuant to the 2000 Action Plan
30. Decision Regarding Belize Pursuant to the 2000 Action Plan

(CCSBT/0110/Info)

1. Development of a SBT Scientific Research Program including a Scientific Fishing Component by the CCSBT External Scientists- Attachment L of the Report of the Special Meeting in November 2000
2. Report of the SC to CCSBT on the Scientific Research Program – Attachment D of the Report of the Fifth Meeting of the Scientific Committee
3. Report of the working group on implementation of the CCSBT scientific research program – Attachment H of the Report of the Seventh Annual Meeting
4. Research Mortality Allowance (RMA) within the Framework of CCSBT – Attachment M of the Report of the Special Meeting in November 2000
5. Resolution to Establish an Extended Commission and an Extended Scientific Committee – Attachment I of the Report of the Seventh Annual Meeting
6. Rule 10 – Rule of Procedure of the Commission
7. Proposal on interim database format for data maintained at the Secretariat of the CCSBT – Attachment G of the Report of the Fifth Meeting of the Scientific Committee
8. Timing for Exchange of Data and Documents in Normal Stock Assessment Years– Attachment E of the Report of the Peer Review Workshop Second Part
9. Action Plan – Attachment I of the Report of the Sixth Annual Meeting Second Part
10. CCSBT Southern Bluefin Tuna Statistical Document Program – Attachment J of the Report of the Sixth Annual Meeting Second Part

(CCSBT/0110/Rep)

- 1.Report of the Second Meeting of the Stock Assessment Group
- 2.Report of the Sixth Meeting of the Scientific Committee
- 3.Report of the CCSBT Tagging Program Workshop
- 4.Report of the Finance and Administration Committee of the CCSBT8

(CCSBT/0110/OS-)

Australia
Japan
Korea
New Zealand
Taiwan

(CCSBT/0110/SBT Fisheries-)

Australia-Update of the Australian Southern Bluefin Tuna Fishery for the 1999/00 and Preliminary 2000/01 Seasons
Japan -Review of Southern Bluefin Tuna Fisheries of Japan in 2001 Fishing Season
Korea -Annual Review of SBT Fisheries by Republic of Korea
New Zealand – Review of New Zealand SBT Fisheries for CCSBT8
Taiwan – Review of Taiwan SBT Fishery of 2000/2001

文書リストの分類

(CCSBT/0110/)

今回の会合で議論される文書で、これまでの会合で CCSBT の文書番号を与えられていないものは、このカテゴリーに分類される。

(CCSBT/0110/BGD)

今回の会合で議論される文書で、既にこれまで会合で CCSBT の文書番号を与えられているものは、このカテゴリーに分類される。

(CCSBT/0110/Info)

今回の会合で議論される文書ではなく、情報及び参考として提出されたものは、このカテゴリーに分類される。

(CCSBT/0110/Rep)

これまでの CCSBT の報告書は、このカテゴリーに分類される。

(CCSBT/0110/OS-)

各国の開会の辞は、このカテゴリーに分類される。

(CCSBT/0110/ SBT Fisheries)

各国のミナミマグロ漁業のレビューは、このカテゴリーに分類される。

(CCSBT/0110/WP)

会議の議論を通じて作成された文書及び報告書の草案、また非公式会合の文書は、このカテゴリーに分類される。

オーストラリアの開会声明 -CCSBT8 宮古、日本

オーストラリア政府を代表して、私は、ここ北部漁港の宮古でCCSBTの第8回会合を主催されたことに関して、宮古の人々、岩手県庁、及び日本国政府に感謝したい。私は、宮古港が小松さんの故郷であると理解している。そして、小松さんが、非常にすばらしい景観をもつ日本のこの地に我々を招いてくれたことを感謝する。私は近年いくども日本を訪れたが、今回は、東京以外の地を訪れ、日本の景観を楽しむことができた数少ない機会である。オーストラリア代表団が宮古で楽しい時を過ごすとは私は確信している。また私は、この地の水産業に関する資料を読み、岩手県では養殖がめざましく発展していることを知り、感銘を受けた。

私は、この会合に出席した韓国、インドネシア、台湾、南アフリカの代表を歓迎したい。韓国はCCSBTに加盟することになっていると理解している。同国の正加盟国としての参加を歓迎する。同国の加盟は喜ぶべきことである。また、私は南アフリカから、アンドリュー・ペニー氏が出席している点に留意する。オーストラリア代表団は彼の出席をいつも歓迎する。

この会合に異なった国から多くの業界代表が参加しているのを見るのは嬉しい限りである。それは、我々の国にとって、この漁業の重要性、またおそらくは、責任ある開かれた形でこの漁業の管理が行われる期待があるとの明確なメッセージを、政府関係者及び交渉担当者としての我々に示すものである。オーストラリアは、次回CCSBT会合を主催する。我々は皆さんが前例をつくった首都以外で会合を行うことを望んでいる。開催地については、いくつかのオプションがある。わが国業界が強く推薦していると私が承知しているのは、オーストラリアのミナママグロ産業の拠点であるポート・リンカーンでの会合である。適切な時期に会合を開ければ、ポート・リンカーンでの会合では、貴国業界の方々が、わが国業界に将来の展望をもたらしたマグロ蓄養の発展をじかに見る機会をもてるだろう。年々までに、我々が選定した開催地を事務局に通知するつもりである。

通訳の皆さんに、お会いできることをいつも嬉しく思っている。皆さんの参加なしに生産的な会合を行うことは困難である。私は、自分のオーストラリア英語で明確に話す努力をしたい。私なりのクィーンズ英語を皆様が、日本の主催者の皆さんが理解できるように訳してくださいと信じている。通訳が必ずしも容易な仕事ではないことは私はよく理解している。

オーストラリア代表団の規模は大きい。これは、おそらく、漁業に関する関心と共に、宮古への関心をも表すものである。我々の代表団には、皆さんがよくご存知のメンバーのほかに、数人の新規参加者が含まれている。代表団を紹介したい。バンフィールド、フランク・ミーア（オーストラリア漁業管理庁主任行政官）、デレク・ステイプル（農村漁村科学局次長）、ジョン・ラングトリー及びエマ・カースレイク（外務貿易省）、ジョシュ・ブライエン（法務省）、ジョン・ガン（CSIRO）、AFFAからは、チャールズ・ハウスクネヒト、アンドリュー・マクニー（AFMA）、グリーンピースのヴェネッサ・アトキンソン。業界からは、ブライアン・ジェフリーズ、ロビン・パイク、テリー・ロマロ、エイソー・エイジョルフセン、キム、ランダ・サラマの各氏が参加している。

CCSBT8は我々全員にとって重要な会合である。

本委員会は、EFPの問題をめぐり、またミナママグロ資源のための資源評価プロセスに関する

る共通の立場に至る努力において、非常に困難な時期を経てきた。我々は、幸いにも、現在5人の著名な独立科学者と2人の優れた外部の議長（ニュージーランドのジョン・アナラ博士及び南アフリカのアンドリュー・ペニー氏）の貢献を受けてきた。

オーストラリアは、前進を強く望んでおり、過去にこだわりたくない。そうするにあたり、私は、時には我々が合意できない問題があることを認める。それはそれでよい。重要なことは、我々が互いに討議し、問題を通じて作業を続けることである。こうすることにより、我々は、互いのアプローチと必要事項をより良く理解するようになり、引き続き問題を前進させられるだろう。オーストラリアの立場は、外部科学者が信じる方向付けによって漁業の最良の利益がもたせられることになる。時には、我々は、彼らが提案することが気に入らず、又は彼等に合意しないが、我々は彼等のガイダンスを受け入れるつもりである。

オーストラリアは、CCSBTの正常化を評価しており、我々が毎年もって我々の会合を計画できるという事実を尊重している。これは、異なった地域漁業管理機関（RFMO）に関わる国々及び外部の科学者にとって重要である。また、年ごとの計画は、事務局が運用コストを削減するために、事前予約及び購買を行うことを可能にする。この点を念頭におき、オーストラリアは、今次会合が今年唯一のCCSBT会合であり、この会合のための全ての議題項目を最終的な形で討議するために、宮古に集まったことを留意する。

1980年代及び1990年代前半に、日・オーストラリアのCCSBT関連業界は双方とも、この漁業を救済し回復させるために、自国のミナマグロ割当量を大きく削減した。これは、オーストラリアにおける我々の産業に多くの困難を引き起こした。我々がまだここに共にいるということは、変わり行く世界情勢において新しい慣行に適応し、変化し続ける業界の能力の証しである。1980年代末にわが国業界は大きな困難に直面し、銀行が企業の経営権の掌握に動いていた。日本企業の支援とオーストラリアの多大な工夫をもって、業界は、海上での漁獲操業から蓄養企業へと移行し、業界自体を建て直すことができた。オーストラリアでは、人間の消費に対する製品の健全性及び安全性に対する意識が非常に高まっている。我々は、近年の懸念に照らして、マグロ及びサケの餌料の内容物について、日本との間で手続きの開発を迅速に進めている。

日本の業界は、公海での海面漁業への依存が高かったため、産業の多様化、他の分野への移行を実現する上でオーストラリアと同じような機会を持つことが可能でなかった。そのため、この方向に進むにより困難な経験を経てきた。しかし、我々を落胆させるような事態は、漁業再建のために我々が行ってきた険しい作業が、CCSBT加盟国がいままで受け入れた制約と責任に縛られずに、今日までやりたい放題操業してきた非加盟国によって損なわれているということである。私は、それが引き続きオーストラリアの業界及び日本の業界双方の懸念となっていることを承知している。この状況を変え、全ての国がこの漁業の管理に対して、より協力的なアプローチを取るべき時が来た。

この会合には、いくつかの主要問題がある。

1997年以来、TACは設定されていない。この会合で、我々は、TACを設定する必要がある。これを実施するに当たり、我々は、オーストラリア、日本及びニュージーランドを対象にした11,750トンのCCSBTのTACから離れ、現在及び将来の非加盟国への潜在的配分を行うミナマグロの世界的総許容漁獲量に合意する必要がある。世界の漁獲量のおよそ3分の2にしかあたらない現在の加盟国が、漁業の持続性を確保する負担を全面的に負うべきだと期待するのは単に不公正である。このグローバルなTACについて合意した後、CCSBTは、すべての当事国の協力を奨励するための最大の努力を行う必要がある。もし、合理的な期間にこれが実現しなければ、この問題に対処するためにWTOと合致した行動計画の下で行

動をとるという明らかな道が CCSBT に開けてくる。

しかしながら、世界的な TAC の設定において、最新の資源評価から良好な情報がほとんどないため、加盟国は予防的な姿勢をとらなければならない。ミナミマグロは非常に低いレベルにあり、産卵資源への継続的な圧力は漁業を一層危険にさらすことになる。1990年代前半からの安定的な年齢級が、生存を続け、産卵資源バイオマスに貢献したとは思えない。もし我々の子どもたちが漁獲を行えるような将来の漁業を望むなら、そろそろ、その将来や資源が耐えられるレベルを真剣に考えるときが来たようである。

またオーストラリアは、2-3年の期間にわたる TAC 設定を目指す。資源評価に変化がない時は、毎年割当量について交渉するよりも、これが合理的な取り決めであると我々は考える。私はこの点に関し TAC についての討議の中で、更に触れるつもりである。

非加盟国

私が序論で述べたように WTO と合致した非加盟国の漁獲を扱う計画を実施する時がきた。非加盟国漁獲量は、この現在のレベルを削減しなければならない。1990年代の半ばには、非加盟国による漁獲量は、約4-600トンと非常に低いレベルにあった。今日、非加盟国の漁獲量は3,500トン前後まで増加している可能性がある。それをどこで終わらせるか。私は、ここ宮古でその非加盟国の漁獲の終焉を今日から始めることを提案する。もし漁獲を続けたければ、協力的な当事国として行うべきだという明確なメッセージを非加盟国に送らなければならない。

私は、この会合に出席している非加盟国の加盟について、更に進んだ討議のためのアプローチを歓迎するつもりである。

産卵水域

最新の科学委員会報告書は、より若い年齢級が僅かに増加していることを示している。しかし、産卵資源バイオマスについてはほとんど肯定的な情報はない。先に述べたように、1990年前半からいずれの安定的な年齢級が、産卵資源になったとは思えない。産卵水域で漁獲を行う1000隻にもものぼる多くの船があり、その半数が台湾の小型船団からのものだという情報を我々は有している。資源を安定させ、回復させるためのより大型の産卵魚を保護する一方策として、産卵水域でのミナミマグロの全ての漁獲を中止するような措置を我々は歓迎し、支持する。

SRP

我々はSRPを前進させる上で、外部科学者と加盟国の作業を歓迎する。標識放流ワークショップが最近オーストラリアで行われた。我々の作業のこの重要な要素をどう前進させられるかについての積極的な討議を私は期待している。オーストラリアはSRPの下での作業について自国持分の資金支出を行う確約をした。我々はこの確約を遵守する所存である。

新事務局長

新しい事務局長がCCSBTに任命された。我々はブライアン・マクドナルドをCCSBTに歓迎する。彼の能力についての他の国の期待は疑いなく高いことだろうが、彼の新しい役割において、オーストラリアの彼に対する期待は明確に説明されている。もしも既に

行っていないければ、私は、CCSBT 議長がキャンベル・マクレガーに彼の業績について公式な感謝状を送り、感謝の印として小さな記念品を贈呈することを提案したい。

ブライアンは、どのようにすれば CCSBT が最善の形で前進できるかについて自らの考えを示すレポートを提出した。明らかに、事務局が委員会の作業を進める上で一層積極的な役割をもつ余地がある。ブライアンは、事務局が CCSBT 加盟国と外部の科学者のガイダンスの下に SRP を調整する役割を引き受けることを提唱した。我々はこの考えにメリットがあり、SRP についての討議で検討されるべきだと考えている。

また、ボブ・ケネディが、データ・マネジャーとして加わった。彼はここでも加盟国に貢献できる。彼を任命した資金の価値を実現するために、我々は彼のための作業計画をつくらなければならない。これには、TIS を強制的なものにすること、また、それを加盟国及び非加盟国の全ての漁獲を対象とするよう拡大することを含めることができる。事務局は、郵便局や会議組織部門の働き以上のはるかに大きな機能を持つものである。事務局運営のために、加盟国に相当の財政的負担がかかっている。我々としては、そこから得られるものを最大限に求めたい。コスト面で、事務局を助けるために、より活動的な財務委員会が役に立つかもしれない。つまり、会期中だけでなく、定期的に事務局と連絡をとるような財務委員会である。

皆様、これらが、この会合で取り上げられる主要問題のいくつかに関する我々の考えである。我々は、今週、他の代表団と共に建設的な作業を行い、CCSBT の作業を前進させることを期待している。

議長、最後にもう一点述べさせていただきたい。この会議場にお集まりの皆様の多くは、オーストラリア政府が日本の延縄漁船のわが国の港への寄港に禁止措置をとってきたことをご存知のことと思う。これらの禁止措置は、日本とオーストラリア両国において、ミナミマグロと流通業界に重要な影響を及ぼした。これらの禁止措置が今年の5月にオーストラリア政府によって完全に撤廃されたことをここに公式に記録できることを嬉しく思う。その結果、日本の延縄船団は、他の公海漁業船団と同じく、わが国の港に寄港が歓迎される。港湾許可の申請を行い次第、寄港が可能である。そして、既に数回の寄港が行われている。我々は、日本の延縄船団の寄港に関する長期の2国間取り決めに関し、10月22日に東京で JFA の職員と協議を行うこととなろう。これらの協議は、双方の主権国家の権利と責任、港国と旗国の責任、及び我々すべての地域漁業管理機関の加盟国としての、また、国際協定の下での責任を反映すべきである。

水産庁長官 渡辺好明（わたなべ よしあき）
第8回CCSBT年次会合
歓迎の挨拶

議長ありがとうございます。

私は、日本国政府水産庁長官の渡辺好明でございます。議長、締約国及びオブザーバー出席されている国・地域の代表団の皆様、ご列席の皆様。本日、みなみまぐろ保存委員会第8回年次会合を当地で開催することができたことを大変喜ばしく思うとともに、日本国政府を代表して、議長を初め、締約国・オブザーバーとして出席されている国・地域の代表団、科学委員会の独立議長、ご列席の皆様の御来日を心から歓迎いたします。また、本日は衆議院議員の鈴木先生にもご多忙中のところ、わざわざご臨席いただきまして、誠にありがたく御礼申し上げます。

（宮古の紹介）

皆様ご承知のとおり、日本は四方を海に囲まれた漁業国であり、多くの恵みを海から得ておりますが、とりわけ、私どもの目の前に広がる太平洋三陸沖は寒流と暖流が交差し、世界三大漁場の一つとして、クロマグロ、サケ、サンマ等寒暖両流の魚が豊富に獲れる好漁場としても広く知られております。この三陸沖に面した都市の中でも今回、皆様方をお招きした宮古市は地の利を生かしてさけ、かき、わかめ等を対象に積極的に資源管理を実施してきており、また、ミナミマグロを対象にする遠洋マグロ延縄船16隻も当地を船籍としております。その素晴らしい景観も含めて、ミナミマグロ保存委員会の年次会合を開催するのにふさわしい場所であると思っております。

（世界の水産資源の現状と我が国の対応）

さて、世界の水産資源の現状を見れば、FAO（国際連合食料農業機関）の推定のとおり、60から70%が満限もしくはそれ以上漁獲されている状況にあります。人類が将来的にも動物タンパク資源を確保していくためには、水産資源の持続的利用に向けて、早急に対処する必要があることから、FAOでは1999年2月に開催された第23回水産委員会で漁獲能力管理に関する国際行動計画を採択し、この中で「世界の大型マグロはえなわ漁船をただちに2～3割以上削減すべきである」と指摘しております。我が国におきましてはこのFAOの行動計画に従い、1999年3月までに自主的に遠洋マグロ延縄漁船の2割削減を実施し、マグロ資源の回復に貢献してきました。また、2001年3月に開催された第24回FAO水産委員会で採択された便宜置籍漁船を含むIUU漁業廃絶に向けた行動計画も資源管理に向けての大きな前進でした。マグロの殆どが日本に輸入されていることに鑑み、我が国としては、消費市場国の責任として便宜置籍漁船を廃絶するために、便宜置籍漁船をスクラップしたり、健全な形で獲られたマグロを公開・表示すること等を目的にOPRT（責任あるまぐろ漁業推進機構）を発足させました。まぐろ延縄漁船の減船は我が国漁業界にとっては大変な痛手であったことは言うまでもありませんが、まぐろを漁獲し、消費する国としての国際的な責任を果たすために実施してきているものです。しかしながら、このような努力も我が国のみが実施したのでは十分な効果が出るものではありません。まぐろ類を漁獲する世界中の国・地域さらには地域漁業管理機関が積極的に対応し、また協力し合うことによって、その効果が限りなく増幅されるのです。本日、ご出席の締約国、オブザーバー出席されている国・地域におかれましても、マグロ類を漁獲する国として、水産資源の持続的利用に向けての国際的責任を果たすための積極的な対応を引き続き強くお願いするところでございます。

(結語)

人類の食糧確保のために水産資源が果たす役割が強く認識されている中で、資源の持続的利用に向けての対策を講じておくことが我々に科された最大の課題であると認識しており、今回のみなみまぐろ保存委員会の年次会合が この問題に大きく貢献することを祈念するものです。

また、皆様方、既にご認識のとおり、ここ、宮古は皆様方がいつも滞在される東京とは全く異なる土地柄、風景です。是非、この機会に、宮古を十分楽しんでいただければと思います。

ありがとうございました。

CCSBT 8の開会にあたっての地元代表としての挨拶

議長、ありがとうございます。

自由民主党衆議院議員の鈴木でございます。みなまぐる保存委員会の第8回年次会合の開会にあたりまして、地元選出の国会議員として一言ご挨拶させていただきます。まず最初に、CCSBT加盟国の代表の皆様、オブザーバーとして出席されている皆様、また、CCSBTの科学議論の促進のためにご尽力されている科学委員会の議長、さらに、CCSBT事務局の皆様のご来日を歓迎いたします。皆様方を、ここ宮古にお迎えできることは、私どもの大きな喜びとするところでございます。

先ほど水産庁長官からもご紹介がありましたとおり、三陸地方の沿岸沖合は、世界でも有数の好漁場となっているのみならず、本日からの議論で話題になります遠洋まぐろはえ縄漁業につきましても、ここ宮古は、宮城県の気仙沼と並び、東北地方では日本でも有数の基地となっております。その意味で、本会合に対する地元の関心と期待は、大変高いものがあります。

私は、この岩手県選出の国会議員として、さらには、水産国日本の国会議員の責務として、沿岸沖合漁業の振興のみならず、かつおまぐろ漁業をはじめとする遠洋漁業や捕鯨問題にも積極的に取り組んで参りました。

このような取り組みの中で私どもは、この豊かな資源を大切に利用することを通じて、資源管理の重要性や漁場環境の保全の必要性を学んで参りました。この精神は、資源の適切な保存と有効利用の確保を目的とするみなまぐる保存委員会においても同じだと思えます。特に、我が国の遠洋まぐろはえ縄漁業者は、CCSBTをはじめとする漁業に関する多くの国際機関における取り組みにまじめに協力し、漁獲量の大幅なカットのみならず、2割にもおよぶ漁船数の削減も実施して参りました。もちろんこれらの取り組みには、漁業者の痛みが伴います。漁業者は、資源の適切な保存という目的のために努力しているわけですが、一方で、持続的な資源の利用と、できうれば漁獲枠の増大を期待しているからこそ、このような努力を続けることができるわけです。その意味からも、私どもは、漁業者の取り組みを評価し、彼らの期待に応えていく義務があると考えております。ここにお集まりの皆様方は、漁業の歴史、あるいは食文化の歴史という点では、多くの異なる側面をお持ちだとは思いますが、科学的根拠に基づく資源の適切な保存と持続的利用を図るという条約の目的、あるいは、国連海洋法条約の精神については共有できるものと考えております。この精神に基づき、関係者の皆様方が英知を出し合えば、必ずや満足できる結論が得られるものと信じております。その意味で、皆様方の活発なご議論と実り多い結果を期待いたします。

最後になりましたが、ここ宮古における皆様方のご滞在が、快適で意義深いものとなりますことを祈念しまして、私の挨拶といたします。

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT8）第8回年次会合

2001年10月15日
宮古

締約国としての日本の開会挨拶

議長ありがとうございます。

みなみまぐろについてはみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）において、締約国である日本、豪州、NZが資源管理と有効利用を図ってきましたが、日本と豪州、NZとの間で資源状況に関する見解の相違からTACが設定できず、更には国際仲裁裁判にまで発展するなど、一時はCCSBTが機能不全に陥ることとなりました。しかし、裁判終了後、締約国間の協力の下、委員会の機能改善が急速に進展していることは大変喜ばしいことであります。

特に本年8月に開催された第2回資源評価グループ（SAG）及び続いて開催された第6回科学委員会（SC）において、3年ぶりに現在の資源状況及び将来への提言がなされました。また、同SCでは、将来の科学的根拠に基づいた最適なみなみまぐろ資源管理を実現するのに必要な科学調査計画の策定についても大きな前進を見ることができました。我が国としてはこのような科学的根拠に基づいた資源評価体制の推進を今後とも強く支持していくものであります。

委員会の科学的機能の改善が急速に進んでいるのは、資源評価の改善・科学調査計画の検討に当たっての外部科学者及びSAG、SCの独立議長のこれまでのイニシアティブと大変な貢献によるものであり、この場を借りて改めて感謝の意を表すと共に今後ともCCSBTの科学的側面の発展に向けての貢献を期待するものです。

今次会合におきましては、第6回SCからの資源評価の勧告に基づき、TACの設定について議論するわけではありますが、責任ある地域漁業管理機関として適切な保存管理措置を早急に設定することが非加盟国対策を推進するためにも極めて重要なこととなっております。我が国としては、1998年以降設定されていないTACが設定されることを強く期待いたします。

一方、非加盟国・地域対策に関しては、韓国が今次会合までに加盟手続を終了することが出来なかったことは残念であります。早期に正式加盟し、委員会の資源管理に大きく貢献することを強く期待いたします。また、他の非加盟国・地域の早期加盟、協力の促進に向けてもこれまで、「行動計画」の策定、「拡大委員会」の設置等一定の進展が見られてきました。しかし、これまでの進展をさらに進め、形のあるものにしていく必要があると考えます。そのため、本会合において、十分に議論を行い、必要であるならば「行動計画」に基づいた更なるアクションを決定し、本件問題の更なる進展を図るべきと考えます。

最後になりますが、現在、委員会は独立科学者の主導、貢献により急速な機能改善を行うことが可能になっており、また、事務局においても新事務局長、データベースマネージャーを加えたスタッフが充実したところであります。各締約国がこのモーメンタムを失わないよう、協力の精神の下に対応することにより、今次会合が実りあるものになることを強く期待したいと思います。
ありがとうございます。

第8回委員会年次会合
2001年10月15 - 19日
日本、宮古市

韓国の開会声明

ありがとうございます。皆様にご挨拶申し上げます。

議長、代表団、オブザーバー、及びご参加の皆様、

韓国代表団を代表し、私は第8回CCSBT会合のためにここ宮古に来られたことを大いに光栄に思っています。我々の会合を開くためにこの素晴らしい場所を提供して下さった日本政府と宮古市に特別な謝意を表明する。また、我々はCCSBTのブライアン・マクドナルド新事務局長を歓迎する。我々は、委員会が様々な複雑な問題に直面するとき、彼の洞察力と指導力が委員会を導き支えたと信じる。

CCSBTにとって最も緊急の問題は、ミナマグロ資源の現状のレベルの評価及び2020年までに予定された資源回復プロジェクトの下での長期の持続可能な漁獲レベルに関する推定である。昨年4月以来行われてきた一連の委員会会合、SAG会合、及び科学委員会会合によれば、ミナマグロ資源の回復の過程は不確実に見える。現在の漁獲レベルがミナマグロ資源の持続可能性又は回復に及ぼす積極的ないし否定的な影響のいかなる兆しをも検出するために、特別な関心と努力が向けられるべきである。過去10年間、わずかな変動を伴いながらも、現在の資源傾向が安定していたことは、2020年の望ましい目標を達成するために我々が努力を続ける上での足掛かりと見なすべきであると韓国は理解する。

前回の委員会会合以来、韓国は、CCSBTの加盟国と見なされ、第2回SAG会合、第6回科学委員会会合、標識放流計画ワークショップを含む、全ての中間期会合に参加し、また協力するために、あらゆる努力を払ってきた。これら全ての会合への韓国の参加は、CCSBT加盟国になるための義務の履行に向けて第一歩であると解釈できる。CCSBT加盟の初期段階で、韓国は、科学調査計画の実施を含め、全ての現行の問題に先行しようと努めている。しかしながら、以前に既存加盟国によって合意されたSRPの諸項目を更に詳細に吟味するために、韓国には若干の時間が必要である。

韓国のCCSBTへの加盟に関し、韓国政府の内閣協議会は、先月承認を行った。加盟文書の寄託に関する最終的な国内手続きが現在進行中である。条約の新加盟国として、韓国は、今年分の分担金の支払いを含め、その責任と義務を果たす所存である。韓国が近く加盟文書を寄託することから、私は、韓国がこの年次会議で完全な加盟国と見なされることを要求したい。この点で、私は、この問題を議題3「韓国の加盟」の下で検討するよう、正式に本委員会に要請したい。韓国は、本会合でいかなるプロセスにも参加する権利を含め、認定を受ける十分な資格を持つ。要するに、韓国の加盟国文書は、1、2週間以内に寄託されることから、このような短い期間は、正加盟国として、今次会合での全ての活動に参加する韓国の権利と責任を排除すべきでない。

私は、この会合が実り多い結果を生み出すことを希望している。

ご静聴感謝する。

ニュージーランドの開会声明-CCSBT 8

皆様、我々は、我々の新しい議長、伊藤氏の指導の下に、オーストラリア、日本、韓国の代表団と共に作業を行うことを楽しみにしている。また、我々は今次会合に参加された韓国と台湾の代表を暖かく迎えたい。

我々は、2001年4月の前回国会以来行われてきた作業について満足している。資源評価部会と科学委員会は8月に会合を行い、標識放流計画ワークショップは9月に会合を行った。

SAG及び科学委員会会合の結果により、6年以上を費やして、ミナミマグロ資源の状態及び委員会が明確な管理目的に達成する可能性に関する最初の全会一致の報告書が生まれた。我々は、外部諮問パネルがこのコンセンサスを達成する上で果たした役割に特に感謝している。科学委員会が提示した勧告に基づいて行動し、我々の管理目的と合致した措置を講ずることは、今や委員会の加盟国としての我々の責務である。

我々は、より緊密な協力を達成するのに必要なステップを決定するために、引き続き非加盟国との交渉を積極的に続ける必要がある。その間、我々は、非加盟国の漁獲を抑制することが、資源回復の可能性を改善する不可欠な構成要素と見なしている。我々は、加盟に向けた進展について、韓国から報告を受けることを期待している。委員会は、通常、当該漁業に関心を持つ全ての国を含める形での加盟国の拡大を最優先にしてきた。

非加盟国との交渉に加え、委員会は1993年の創設以来、相当量の作業を行ってきた。特に、その科学的作業は、総漁獲量レベルの設定において重要な役割を果たした。総漁獲量に関する合意は、委員会の既存の加盟国及び将来の加盟国の間での公正かつ合理的な漁獲配分と同じく、資源の保存にとって重要である。

我々はこの数日間に、前回国会合で達成した進捗を更に進めると確信している、そして、我々の議論から成果が上がることを期待している。また、我々は、CCSBT事務局長としてブライアン・マクドナルド氏を、またデータベース管理者としてボブ・ケネディ氏を歓迎する。

ご静聴感謝する。

第8回CCSBT委員会会合開会声明

台湾

2001年10月15日

議長、各国代表団、皆様、

まず、台湾代表団を代表して、私は、この会合への参加のご招待を受けたことに対しCCSBT事務局に謝意を述べたい。また、この機会に、私は、この美しい都市、宮古でこの会合を主催する努力を払われた日本に感謝したい。

世界の主要な漁業国として、台湾はいつも高度回遊性のマグロ資源の保存と管理の重要性を理解し、支持してきた。特に、1996年以来、自主的漁獲制限を義務付け、漁獲量統計の提供、2000年6月からのTISの実施、オーストラリアと共同の港内標本採取等の科学調査への参加、我が国漁業者への標識放流計画への協力の奨励など、ミナミマグロ保存管理のための採択された措置について、我々は、CCSBTと協力してきた。

第7回年次会議後のこの4月以来、CCSBTの代表が、意見交換のために台湾に来訪された。意見交換の結果は建設的であった。しかしながら、CCSBTへの我々の参加については、更に討議を行い、最終化するという問題が残っている。今後、台湾は、これらの関連問題についてCCSBTと更に進んだ対話を行う目的で、その善意を示し続けるつもりである。我々は、相互に受け入れ可能な結論に達するために、CCSBTが台湾の漁業が直面している現実の困難な問題を認識されることを願う。

最後に、私は、今回会合が、実り多いものとなり、成功裡に終わることを願っている。再度、私は、他の代表団と共に、この立派に組織された会合について日本政府に感謝したい。

全体会議で台湾が提出した声明

2001年10月18日

台湾は、ミナミマグロ資源の保存において、委員会加盟国と共通の利益を持つ。委員会の作業はミナミマグロの効果的な保存を向上させることにあるというのが、台湾の理解である。条約の下での作業に応える我々の善意の証として、台湾は以下の措置を講ずる所存である。

1. 台湾は、当事国の間で同意されたとおり、1140トンの漁獲割当量を受け入れる。
2. 台湾は、上記の同意された漁獲割当量を超過する、ミナミマグロのいかなる漁獲に対しても、貿易情報スキームの証明書を発行しない。
3. 台湾は、CCSBTのための拡大委員会及び拡大科学委員会のメンバーになるための申請を行うため、2001年4月に委員会によって採用された決議の規約を自らに適用する。台湾は、「チャイニーズ・タイペイ」又は「台湾漁業主体」のいずれかの名称を用いる。台湾は、可能なかぎり早期に、加盟申請を行うよう、最善の努力を払う。
4. 台湾は、ミナミマグロ産卵海域で漁獲された生鮮ミナミマグロに対してTIS証明書を発行しない。ただし、ミナミマグロの産卵海域がCCSBTによって指定されているかぎりにおいてである。
5. 台湾は、FOC漁業活動に対抗する措置を全面的に支持する。我々はFOC船に関する関連情報の収集において、CCSBT加盟国と協力する。

ご静聴感謝する。

2000年行動計画に基づくベリーズに関する決議

ミナマグロ保存委員会（以下、「本委員会」という。）は、

本委員会が、ミナマグロの効果的な保存と管理を確保するためにはベリーズの協力が必要であると認識していることを想起し、

また、本委員会が、1996年以来、ミナマグロ資源の適正な保存と管理を確保するために、ベリーズとの協動的取り決めを確立しようと努力してきたことを想起し、

2000年3月に非加盟国に関する行動計画を委員会が採択したことに留意し、

更に、同行動計画のパラグラフ2に従って、その船舶が、ミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方で、ミナマグロを漁獲している非加盟国としてベリーズを特定した2001年の決議に留意し、

本委員会が、正式に何回にもわたり、ミナマグロのための保存管理措置の効果を減殺しないよう、その漁業活動を是正し、その点に関して取られた行動を本委員会に通知するよう要請する書簡をベリーズに送付したことを考慮し、

また、ベリーズから、本委員会と協力するある程度の意欲を示す限定的な回答しかなく、同国が、当該情報を収集するための国内措置が実施されるまでは、漁船に関する情報を提供できないことを考慮し、

ベリーズの漁業活動が引き続き、ミナマグロのための国際的に合意された保存・管理措置の効果を減殺していることに懸念を表明し、

以下のとおり決定する。

1. 行動計画パラグラフ2に従って、その船舶が、ミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方で、ミナマグロを漁獲している非加盟国として、ベリーズが特定されたことを再度伝える書簡を、委員会に代わりベリーズに送付すること、更に、ミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺しない形で、その漁業活動を是正するための行動をとり、その点に関して取られた行動について本委員会に通知するよう要請することを、事務局長に指示する。
2. また、本委員会が次回年次会議の前に、その最終要請への満足のいく回答を受理しないかぎり、行動計画パラグラフ5に従って、本委員会が、非加盟国がミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺する漁業活動の実行を続けることを防止するため、恣意的又は不当な差別、あるいは偽装された貿易制限を回避した貿易制限措置を含む行動計画パラグラフ6に従った措置を課す目的で、ベリーズをその漁業活動を是正しなかった非加盟国として特定することをベリーズに伝えるよう事務局長に指示する。
3. 次回年次会議で、本委員会は、行動計画パラグラフ5に従って、ミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺しないような形で、その漁業活動を是正しなかった非加盟国としてベリーズを特定する。そして、行動計画パラグラフ6に従って、適切な措置を

決定する。同特定は、漁業活動がミナミマグロのための保存・管理措置を減殺しないことを確保するための適切な行動をベリーズがとったと、同会合又はそれ以前に、本委員会が決定しないかぎり、ベリーズからのミナミマグロ及びいかなる形態におけるその製品の輸入禁止を含み得る。

2000年行動計画に基づくカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアに関する決議

ミナマグロ保存委員会（以下、「本委員会」という。）は、

本委員会が、ミナマグロの効果的な保存と管理を確保するためにはカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアの協力が必要であると認識していることを想起し、

また、本委員会が、1996年以来、ミナマグロ資源の適正な保存と管理を確保するために、カンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアとの協調的取り決めに確立しようと努力してきたことを想起し、

2000年3月に非加盟国に関する行動計画を委員会が採択したことに留意し、

更に、同行動計画のパラグラフ2に従って、その船舶が、ミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方で、ミナマグロを漁獲している非加盟国としてカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアを特定した2001年4月の決議に留意し、

本委員会が、正式に何回にもわたり、ミナマグロのための保存管理措置の効果を減殺しないよう、その漁業活動を是正し、その点に関して取られた行動を本委員会に通知するよう要請する書簡をカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアに送付したことを考慮し、

また、カンボジア及び赤道ギニアから委員会による要請に対して回答がなく、また、ホンジュラスから、限定的な回答しかなく、行動がとられていないことを考慮し、

これら非加盟国の漁業活動が引き続き、ミナマグロのための国際的に合意された保存・管理措置の効果を減殺していることに懸念を表明し、

以下のとおり決定する。

1. 行動計画パラグラフ5に従って、委員会によって採択された保存・管理措置の効果を減殺しないように、漁業活動を是正していない非加盟国として、カンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアを特定する。
2. 事務局長に、委員会を代表してカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアに書簡を送付し、これら非加盟国に行動計画パラグラフ5の下でそれらを特定した委員会の決定を通知し、また委員会と協力するための行動をとること、また、ミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺しないように、その漁業活動を是正することを再び要請することを指示した。
3. また、本委員会が、次回年次会議の前に、その最終要請への満足のいく回答を受理しないかぎり、非加盟国がミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺する漁業活動の実行を続けることを防止するため、恣意的又は不当な差別、あるいは偽装された貿易制限を回避した貿易制限措置を課すことを検討することを通知するよう事務局長に指示する。
4. 次回年次会議で、本委員会が、その会合又はそれ以前に、これら非加盟国がミナマグロ

ロのための保存・管理措置の効果を減殺しない漁業活動を確保するための適切な行動を行っているとは判断しない限り、行動計画パラグラフ6に従って、カンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアからのミナミマグロ及びいかなる形態でのその製品の輸入禁止を含み得る適切な措置を決定する。

2000年行動計画に基づくインドネシアに関する決議

ミナミマグロ保存委員会（以下、「本委員会」という。）は、

本委員会が、ミナミマグロの効果的な保存と管理を確保するためにはインドネシアの協力が必要であると認識していることを留意し、

インドネシアが委員会に加盟する近年の意向を歓迎し、

インドネシアが、ミナミマグロの産卵場の重要な部分を含む海域において管轄権を行使し、また管理を行っていることを認識し、

2000年3月に非加盟国に関する行動計画を委員会が採択したことを更に留意し、

委員会が、ミナミマグロの効果的な保存及び管理を確保するために、ミナミマグロを漁獲する漁船を有する非加盟国としてインドネシアの協力を繰り返し要請していることを想起し、

インドネシア海域での漁業活動が、ミナミマグロの効果的な保存及び管理措置を減殺し、そのような活動を是正するための行動がとられていないことに重大な懸念を有し、

以下のとおり決定する。

1. 行動計画パラグラフ2に従って、その船舶が、ミナミマグロのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方、ミナミマグロを漁獲している非加盟国として、インドネシアを特定する。
2. 委員会に代わって、行動計画パラグラフ2に基づきインドネシアを特定する決定を行ったことを通知し、またインドネシアに委員会と協力すること、及びミナミマグロの保存及び管理措置の効果を減殺しないようにその漁業活動を是正すること、更に委員会に次回年次会合に先立って、この件に関して実施した活動を通知することを再び要請することを、事務局長に指示する。
3. 事務局長に、ミナミマグロ産卵場の重要な部分を含む海域での漁業活動を防止するための措置を講じること、また、1999年11月に委員会に採択され、2000年6月に運用を開始した貿易情報スキームの要件に従って、ミナミマグロ統計証明書が完成されるように確保する適切な措置をとることをインドネシアに再び督促するよう指示する。

財政運営委員会報告書
2001年10月16-18日
日本、宮古市

1. 開会

1. 財政運営委員会は、CCSBT8 と関連して 2001 年 10 月 16-18 日に会合した。参加者リストは、別添 1 に添付されている。チャールズ・ハウスネクト及び前章裕両氏は、委員会に共同議長として指名された。

2. 議題の採択

2. 採択された議題は、別添 2 として添付されている。

3. 予算への韓国の分担金の検討

3. 韓国は、条約に加盟するための国内手続きが、数週間で完了すること、また 2001 予算年のその分担金については、加盟後、事務局よりその分担金の支払いの通知を受け取れば、直ちに支払う準備があると述べた。会合は、韓国の分担金が 2001 年以降に利用できる仮定に基づき、取り進められた。

4. 2001 年改訂予算

4. 事務局長は、2001 年改訂予算案を説明した (CCSBT/0110/08)。その改訂提案において、支出は、合計 1.424 百万オーストラリア・ドルになる見通しであった (当初の予算よりも 0.223 百万オーストラリア・ドル多い)。この増加の主要な理由は、以下のとおりである。

- 年次会合の追加的費用
- 事務局旅費の増加
- 前事務局長の退職金
- 諮問パネル・メンバー費用の増加

5. 年次会合の追加的費用に関して、ニュージーランドは、これらは、キャンベラで会合を開催する費用を遥かに超えていると述べた。ニュージーランドは、委員会が直面している予算的制約や、キャンベラ以外で会合を開催する費用の増加の可能性を認識して、会合はキャンベラで開催し続けるべきであるとした見解を述べた。仮に会合がキャンベラ以外で開催された場合、それを行うためのいかなる追加的費用も、委員会ではなく、開催国によって賄われるべきである。

6. 韓国は、同じ年での予算の増加は、加盟国にとって必要な追加分担金を用意することが困難かもしれないので、各財政年での改訂を避けるためのあらゆる努力を払うべきであると提言した。

7. 事務局長は、現在まで未払いの資金は、ERSWG を開催する費用、他の国際機関に参加する旅費、及び CCSBT データベースのコンピュータ及びソフトウェアを購入するための費用に当てられる予定であると述べた。委員会が、加盟国の一つが

CCAMLA 会合にオブザーバーを派遣することを決定しているため、これら費用の中で、この会合に参加する旅費は必要ない。従って、事務局は、2001 年予算案を修正した。それは別添 3 に示されている。

8. 当委員会は、本委員会が、別添 3 に示された 2001 年改訂予算を承認することを勧告した。この勧告に合意する一方で、日本は、その提案が急であったため、本予算年におけるその分担金の増加に対応するための国内予算での取り決めがなされていないので、その政府が国内手続きの関係で、その支出を検討する必要があると述べた。

5. 2002 年予算

9. 当委員会は、2002 年作業計画の効果的な実施を損うことのないような、予算案で節約する可能性のある部分を特定するために、事務局によって提示された 2002 年予算案を検討した。当委員会は、事務局に以下を含む提言を反映して、2002 年予算案を修正することを要請した。

- CPUE モデル作成作業部会及び第 1 回管理戦略開発ワークショップを連続して開催すること、また、可能な限り科学会合に割り当てる日数を削減すること。
- 9 月又は 10 月に科学委員会と連続して緊急 SAG を開催すること。
- 会合に参加することが期待される諮問パネルの人数を 5 名から 4 名に削減すること。

10. 標識放流計画の調整資金のみが、2002 年予算案に含まれている（この項目に関する資金の詳細な内訳は、別添 5 に示されている。）。2002 年予算は、この事項に関する委員会の決定に合致して、各構成要素の実施加盟国によって、直接資金拠出される特定の構成要素である科学調査計画（SRP）の標識放流計画を実施するための直接的な財政支出を含んでいない。必要に応じて、資金が予算の他の分野、例えば標識放流計画調整に再配分される場合において、緊急 SAG は必要なくなることが更に確認された。仮に緊急 SAG が必要なく、また第 3 回 SAG が第 7 回科学委員会と連続して開催されるのであれば、更なる節約が図れる。事務局が 2002 年に他の地域漁業管理機関に参加しないとした委員会の見解を考慮して、事務局の旅費は、委員会・補助委員会のワークショップ及び会合のみの職員の参加を反映して削減されている。

11. 仮に加盟国が、キャンベラ以外で開催される会合及びワークショップで、会議施設や事務局を支援するための運営スタッフを提供するならば、キャンベラ以外での会合に参加する必要がある事務局職員の人数を削減し、更に節約する可能性が認められる。

12. 当委員会は、2002 年に 1,650,000 オーストラリア・ドルの総合計支出限度を設定し、この合計の範囲内で 2002 年での委員会活動を支援することで、事務局に柔軟性を与えた。

当委員会は、本委員会が以上の事項を確認し、別添 4 に示された 2002 年予算案を承認することを勧告した。

13. 加盟国は、各委員会の予算年が始まる十分前に、各年間予算及び合意された財源、

並びに結果として生じる加盟国分担金に関連した委員会の審議プロセスを安定させることが望ましいことに留意した。これは、加盟国政府が、(多くの場合に) 各加盟国の代議制の国内予算プロセスを通じて既に決定されているこれらの予算に加えて、更なる資金を拠出することが困難になる後の段階で、加盟国からの予算への追加的分担金の要件を最小化することになる。

6. その他の事項

14. その他の事項については、討議されなかった。

7. 閉会

15. 会合は報告書を採択し、2001年10月18日に閉会した。

参加者リスト

オーストラリア

チャールズ・ハウスネクト

日本

前章裕
遠藤久
辻祥子
増子絵美
槇隆人

韓国

サンクウォン ソウ

ニュージーランド

ピーター・ケルー
タルボット・マリー

事務局

ブライアン・マクドナルド
金子守男

議 題

1. 開会
2. 議題の採択
3. 予算への韓国の分担金の検討
4. 2001 年改訂予算
5. 2002 年予算
6. その他
7. 閉会

ミナミマグロ保存委員会		
改訂予算 - 2001 (CCSBT8)		
		見積もり
		<u>2001</u>
収入		
前年からの繰り越し		53,600
加盟国分担金		1,249,000
日本		536,745
オーストラリア		481,293
ニュージーランド		145,463
韓国		85,499
職員課徴金		110,000
利子収入		10,000
総収入額		1,422,600
支出		
年次会合 - (CCSBT 7&8 (2001))		129,500
通訳費用		24,000
会場借料		15,000
機材借料		46,000
その他の費用 (SCその他議長の年次会合への出席を含む)		40,000
出版と翻訳		4,500
補助委員会		71,000
2001年のSRP作業部会		57,000
ERS 作業部会		14,000
SC2001年3月&SAG/SC 2001年8月		391,000
通訳費用		70,000
会場借料		26,000
機材借料		4,000
コンサルタントの雇用 - SAG議長, SC 議長, 諮問パネル		285,000
その他の費用		4,000
出版と翻訳		2,000
事務局経費		721,100
事務局職員経費		373,000
職員課徴金		110,000
職員の年金/社会保障		48,000
職員の補償保険/旅行保険/物品保険		12,000
旅行/運搬費 - 海外及び国内		113,600
その他の委員会の報告書の翻訳		20,000
訓練		500
専門職員の異動に伴う経費 - 採用/離任		
一時帰国手当て、本国帰国経費及び移転費		44,000
事務所管理費		110,000
事務所借料		31,000
事務所の運営経費		20,000
物品購入費		46,000
通信費		9,000
その他		4,000
総支出額		1,422,600

ミナミマグロ保存委員会		
予算 - 2002 (CCSBT8)		
		見積もり
		2002
収入		
前年からの繰り越し		
加盟国分担金		1,510,000
日本		610,589
オーストラリア		544,988
ニュージーランド		147,691
韓国		206,732
職員課徴金		130,000
利子収入		10,000
総収入額		1,650,000
支出		
年次会合 - (CCSBT 9)		62,310
通訳費用		24,000
会場借料		7,800
機材借料		11,500
その他の経費 (SCその他の議長の年次会合への出席を含む)		17,010
出版及び翻訳		2,000
第3回SAG、第7回SC、緊急SAG		343,930
通訳費用		70,000
会場借料		16,500
機材借料		22,500
コンサルタントの雇用- SAG議長、SC 議長、諮問パネル		226,930
その他の経費		2,000
出版及び翻訳		6,000
補助委員会		196,700
CPUE モデリンググループ及び管理戦略開発作業部会		196,700
特別プロジェクト		284,000
年齢査定作業部会		50,000
管理戦略開発		80,000
SRPIに関する閉会期間中作業		32,000
標識放流計画調整費		122,000
事務局経費		677,060
事務局職員経費		410,000
職員課徴金		130,000
職員の年金/社会保障		80,000
職員の補償保険/旅行保険/物品保険		15,000
旅費/運搬費 - 海外及び国内		17,500
その他の委員会の報告書の翻訳		22,560
訓練		2,000
事務所管理費		86,000
事務所借料		38,000
事務所の運営経費		24,000
物品購入費		8,000
通信費		11,000
その他		5,000
総支出額		1,650,000

CCSBT 標識放流計画
2002 年

活動		拠出元
A.	調整	CCSBT
-	標識購入	\$40,000-
-	標識懸賞品	\$38,000-
-	運送/郵便	\$3,000-
-	印刷	\$5,000-
	一般管理	<u>\$16,000-</u>
		\$102,000-
B.	標識配備	
	表層漁業	\$570,000- オーストラリア
-	南オーストラリア	
-	西オーストラリア	
	延縄漁業	
-	日本	\$2,000,000- 日本
-	オーストラリア	<u>\$300,000-</u> オーストラリア
		\$2,870,000-
C.	標識回収	
	加盟国	費用なし 加盟国
	非加盟国	<u>\$20,000-</u> CCSBT
		<u>\$2,992,000-</u>

**1990/00 及び暫定 2000/01 年漁期におけるオーストラリアの
ミナミマグロ漁業の最新情報**
キャロリン・ロビン著、農漁業林業省農村科学局（2001年10月2日）

1. 序論

オーストラリア国内の1999/00漁期（1999年12月1日から2000年11月30日）のミナミマグロの暫定漁獲量は、5257トンであった。2000年9月28日までに報告された暫定的な2000/01（2000年12月1日から2001年11月30日）の漁獲量は、5235トンであった。

2. 実際の漁獲制限

通常措置

国内の操業者は、1995年のミナミマグロ漁業管理計画に基づき漁業権(SFRs)として認められた譲渡性個別割当量(ITQs)を通じて管理される。総漁獲可能量

(TAC)は、1998年以降委員会によって決定されていないが、オーストラリアは、その国別漁獲量を1989/90年から変更されていない5265トンに維持することに合意している。

3. 漁獲量と努力量

各漁期のミナミマグロの水揚げは:

1999/00

南オーストラリア及び西オーストラリア 5143 トン（蓄養で5130 トン及び延縄漁業で13 トン）

ニューサウスウェルズ及びタスマニア 114 トン（延縄漁業）

2000/01

南オーストラリア及び西オーストラリア 5175 トン（蓄養で5162 トン及び延縄漁業で13 トン）

ニューサウスウェルズ及びタスマニア 60 トン（延縄漁業）

まき網漁船を利用する南オーストラリアでの蓄養に利用されるミナミマグロの漁獲量は、オーストラリアの割当量のほとんどを利用している(1991/92での3%から、1999/00及び2000/01には97%を超えている。)。国内の延縄漁業の構成は、1996/97の10%から1999/00及び2000/01の3%に減少している。両漁期に南オーストラリア沖の一本釣り又はタスマニア沖のトロールの実績はなかった。

4. 過去の漁獲量及び努力量

1980年代後半の総漁獲可能量及び国別配分量の削減に引き続いて、オーストラリアのミナミマグロ漁業に大きな構造変化が起こった。別紙Aは、1988/89漁期からオーストラリア漁業の各部門によって漁獲された漁獲量を要約している。守秘性のガイドラインから5隻以下の団体からのデータを公表することができないため、データはいくつかの漁法ごとに合わされている。

5. 年間の船団規模及び分布

南オーストラリアにおいて、1999年12月に蓄養操業のため8隻のまき網漁船によるミナミマグロの漁獲が行われ、また2000年3月までに継続された。また数隻の延縄漁船が、南オーストラリア(2隻)、タスマニア(2隻)及び西オーストラリア(18隻)で操業した。ニューサウスウェルズ沖の延縄操業(37隻)は、2000年5月に行われ、11月まで継続した。

2000/2001漁期の間、8隻のまき網船は、ポートリンカーンのマグロ蓄養に供給するための魚を漁獲した。操業は12月に開始され、利用可能な割当量のほとんどは、2001年3月までに漁獲された。25隻がニュー・サウス・ウェルズで、16隻が西オーストラリアで、4隻が南オーストラリアで、また1隻がタスマニアで延縄操業した。

6. 過去の船団規模及び分布

オーストラリアは、1950年代初期にニューサウスウェルズ、南オーストラリア沖で、その後(1970年)、西オーストラリア沖でミナミマグロ漁業を開始した。

オーストラリアの漁獲は、1982年に21500トンでピークに達した。過去においては、オーストラリアの漁獲の大部分は、缶詰に利用されていた。

オーストラリアのTACが14500トンでの1984年の管理計画に基づくITQの導入は、割当量所有の再配分をもたらした。オーストラリアの漁獲は、グレートオーストラリア湾での日本の冷凍船へ転載される漁獲物の量を増加しながら、1980年代の中期から後期に掛けて革新的に日本の刺身市場への供給に特化していった。

1980年代後半において、オーストラリアの割当量の5265トンまでの削減は、更なる割当量の再配分をもたらした。1990年から1994年までのオーストラリアの割当量の約半分は、オーストラリア及び日本の延縄合弁事業によって漁獲されていた。1995年の合弁事業協定の終了と共に、オーストラリアの漁業は、生鮮刺身市場に供給する竿釣り、蓄養にミナミマグロを供給するまき網を用いる表層漁業に再び集中した。

1992年から、蓄養操業へのミナミマグロの漁獲量での革新的な増加がある。2000/01年漁期において、この部門は、オーストラリアの割当量の98%以上を利用し、他の操業での割当量の利用を少なくする結果となっている。

7. 漁業の監視

ミナミマグロ漁業での監視取決めは、手続きの効果と効率を向上させるため、見直し及び改良が継続されている。ニュー・サウス・ウェルズ沖のミナミマグロの偶発的な混獲を防止するため、不十分な割当量での操業は、2000年及び2001年の6月から9月の間、シドニー南方での操業を禁止されている。蓄養用に設計されたものを含む漁獲投棄報告は、1999/00に問題なく採用されている。1999/00及び2000/01漁期の間、AFMA監視員は、手

続きや実施計画を監視するために蓄養牽引船に派遣された。これらの作業は、将来の漁期においても継続される。加えて、蓄養監視手続きは、港内検査及び蓄養生簀への魚の全ての搬入の監視を継続すると同時に、船への臨検を行って年ごとに見直されている。また AFMA の監視計画では、2000/01 の漁業報告については現在検査中であるとしている。

8. 他の要素

輸入／輸出統計

全ての輸出されたオーストラリアの魚を記録する貿易情報スキームは、実施され改良されている。この計画は、日本の輸入統計と比較できるミナミマグロの完全な記録を提示する。

市場

オーストラリアのミナミマグロの漁獲量の 95%以上が日本に輸出されている。

別紙A

オーストラリアの州別、漁法別、割当年(1988-89から2000-01)別の国内ミナミマグロ漁獲量
1988-89年以前は、実質的に国内のミナミマグロ延縄船及び合弁(協定)は存在しなかった。

割当年	西オーストラリア			南オーストラリア				ニューサウスウェルズ			タスマニア			大型延縄船			オーストラリアの合計				全漁法総 漁獲量
	アルバニー 竿つり	エスペランス 竿つり	合計	竿つり& まき網	蓄養 生簀	延縄 漁業	合計	竿つり& まき網	延縄	合計	トロール	延縄	合計	オーストラリア 用船	合弁	合計	国内 表層漁業	国内 延縄漁業	総計 延縄漁業	RTMP	
1988-89	204	221	425	4872	0	0	4872	0	1	1	2	0	2	0	684	684	5299	1	685	0	5984
1989-90	133	97	230	4199	0	0	4199	0	6	6	14	0	14	0	400	400	4443	6	406	0	4849
1990-91	175	45	220	2588	0	0	2588	0	15	15	57	0	57	255	881	1136	2865	15	1151	#300	4316
1991-92	17	0	17	1629	138	14	1781	34	90	124	36	20	56	59	2057	2116	1854	124	2240	800	4894
1992-93	0	0	0	716	722	68	1506	16	238	254	23	44	67	0	2735	2735	1477	350	3085	650	5212
1993-94	0	0	0	621	1294	55	1970	0	286	286	7	105	112	0	2299	2299	1922	446	2745	270	4937
1994-95	0	0	0	908	1954	2	2864	0	157	157	4	109	113	0	1295	1295	2866	268	1563	650	5080
1995-96	0	0	0	1447	3362	0	4809	28	89	117	0	262	262	0	0	0	4837	351	351	0	5188
1996-97	0	0	0	2000	2498	0	4498	7	229	236	2	242	244	0	0	0	4507	471	471	0	4978
1997-98	0	0	^	916	3487	^0	4403	~0	475	475	!0	219	219	0	0	0	4433	664	664	0	5097
1998-99	0	0	^	28	4991	^0	5019	~0	97	97	!0	116	116	0	0	0	5016	216	216	0	5232
1999-00	0	0	^	0	5130	13	5143	0	114	114	0	!0		0	0	0	5130	127	127	0	5257
"2000-01	0	0	^	0	5162	^13	5175	0	!60	60	0	!		0	0	0	5162	73	73	0	"5235

*1988-89から1990-91については、10月1日から9月30日; 1991-92については、1991年10月1日から1992年10月31日; 1992-93及び1993-94については11月1日から10月31日;

1994-95については、1994年11月1日から1995年12月15日; 1995-96については、1995年12月16日から1996年12月15日; 1996-97については、1996年12月16日から1997年11月30日;

1997-98,1998-99,1999-00及び2000-01については、12月1日から11月30日。

#1990-91においてオーストラリアの割当量の700トン以上が、「凍結」された(割当されなかった。)ことに言及する。

^1997から1999の西オーストラリア及び南オーストラリアでの非蓄養漁獲は、南オーストラリアでの表層漁業の漁獲に含まれている。また、1999/00及び2000/01の西オーストラリアの延縄は、南オーストラリアでの延縄による漁獲に含まれている。

~1997から1999のニューサウスウェルズでの竿つり及びまき網の漁獲は、守秘性のガイドラインに基づきニューサウスウェルズでの延縄の漁獲に含まれている。

!1997から1999のタスマニアでのトロールの漁獲は、タスマニアでの延縄に含まれている。また、1999/00及び2000/01のタスマニアでの延縄は、守秘性のガイドラインに基づきニューサウスウェルズでの延縄に含まれている。

"2000-01の漁獲量は、漁期中であるため暫定的なものである。

2001年漁期におけるミナミマグロ漁業のレビュー
(2001年漁期は現在操業中につき暫定版)

1. 概要

- (1) 我が国における2001年漁期(2001年3月1日から2002年2月28日)のミナミマグロ操業は、9月30日現在で5,412トンの漁獲量となっており、12月上旬頃には、我が国が自主的に設定した漁獲枠を消化する見込みである。
- (2) 長引く景気低迷による需要の落ち込みと輸入マグロの増加による供給過剰から価格低迷が続くなか、我が国のミナミマグロ漁業を含めた遠洋マグロ漁業経営全体が厳しい状況に陥っている。

2. 操業規制

- (1) 我が国政府は、CCSBTで決定したTAC及び国別配分に基づいて、毎漁期のミナミマグロの漁獲量を管理している。
- (2) 2001年漁期については、CCSBTでTAC及び国別配分量の合意ができなかったため、1997年に合意した我が国の国別配分量である6,065トンにより自主的に漁獲量規制を行った。しかしながら、我が国は、ITOLSの暫定措置命令に従って1999年に返還した漁獲量711トンの半分に当たる356トンを増枠し、漁獲量規制を6,421トンに変更した。
- (3) また、産卵場の保護、小型魚の保護等のため、海域毎に操業禁止区域・期間を設けて、操業管理を行っている。
- (4) 業界は、業界の自主規制により、タスマン・シドニー沖公海、ケープ沖公海、南インド洋公海の3海域に区分した操業開始日を取り決めており、また、区分された3海域毎の操業船を毎漁期に抽選により選定している。

3. 漁獲量と努力量 (別添1参照)

2001年漁期のミナミマグロの漁獲を目的とした操業は、タスマン・シドニー沖公海については69隻の操業船が1,787トンの漁獲量で操業を終了し、ケープ沖公海については99隻の操業船が3,085トンの漁獲量で操業を終了した。南インド洋公海は、現在もなお操業中である。

4. 過去の漁獲量と漁獲努力 (別添1参照)

- (1) 1998年漁期はTACの合意が図られなかったため、1997年に合意した我が国の国別配分量である6,065トンにより自主的に漁獲量規制を行い、総漁獲量6,038トンで操業を終了した。
- (2) 1999年漁期についてもTACの合意が図られなかったため、1997年に合意した我が国の国別配分量である6,065トンにより自主的に漁獲量規制を行った。しかしながら、1999年に我が国が自主的に実施した調査漁獲(EFP)に対するITLOSからの暫定措置命令に従って711トンの漁獲量を抑制し、総漁獲量5,354トンで操業を終了した。

(3) 2000年漁期についても同様に、ITLOSの暫定措置命令に従って、1997年に合意した我が国の国別配分量である6,065トンから1,487トンを差し引いた4,578トンの漁獲量規制を行った。しかしながら、2000年8月に暫定措置命令はその効力を失ったため、2000年9月以降は6,065トンの漁獲計画に変更し、6,027トンの漁獲量で操業を終了した。

5. 漁船勢力とその分布 (別紙1参照)

2001年漁期のミナミマグロの漁獲を目的とした操業船は、タスマン・シドニー沖公海69隻、ケープ沖公海99隻、南インド洋公海59隻の延227隻が操業を行っている。

6. 過去の漁船勢力とその分布 (別紙1参照)

(1) 1998年漁期までは、延257隻がミナミマグロの漁獲を目的とした操業を行った。

(2) 1999年漁期については、FAOの行動計画に従った我が国の遠洋まぐろはえなわ漁業の2割減船に伴い、1998年漁期の操業船隻数から30隻縮小した述227隻がミナミマグロの漁獲を目的とした操業を行った。

(3) 2000年漁期については、ITOLSの暫定措置命令に従って漁獲枠を縮小したことに伴い、ミナミマグロの漁獲を目的とした操業の隻数を述172隻に縮小した。しかしながら、暫定措置命令はその効力を失ったため、9月以降は漁獲枠を追加したことに伴い、27隻を追加した述199隻がミナミマグロの漁獲を目的とした操業船を行った。

7. 漁業管理

(1) ミナミマグロの漁獲量については、政府の告示の下、10日毎の漁獲数量の報告を義務付けて管理を行っている。

(2) また、VMSを利用した毎日の操業位置報告を義務付けるとともに、政府の監視船を派遣して取締管理を行うほか、操業船に政府が雇用したオブザーバーを派遣することにより漁業をモニタリングしている。

(3) 政府の監視船については、2001年漁期は、現在、4隻が取締活動を行っている。

(4) オブザーバーについては、2001年漁期は、ミナミマグロの操業船の15隻にオブザーバーを派遣して漁業のモニタリングを実施している。なお、1998年以降は、豪州の港が利用できなくなったため、オブザーバーの派遣が困難になっており、また、オブザーバー費用増加の圧迫を受けている。

8. その他

(我が国のミナミマグロ輸入状況-別紙2参照)

① 1993年～1998年にかけて、我が国のミナミマグロ輸入量は大幅に増加しており、1998年以降の輸入量は1万トン台に達している。

② 2000年の我が国のミナミマグロ輸入量は10,356トンで、輸入量の上位5ヶ国である豪州、台湾、韓国、NZ及びインドネシアからの輸入量は全体の99.6%を占める。

③ 輸入量の第1位である豪州は、毎年、輸出量を拡大しており、2000年の輸出量は7,831トンで全体の輸入量の75.6%を占めている。

④ 2000年6月にTISが施行されて以降、CCSBTの締約国、韓国、台湾及びインドネシア以外の国からの輸入量は大幅に減少している。

別添1

日本のミナミマグロ漁業の漁獲量及び漁獲努力量の傾向

		総量	ミナミマグロ選定船				その他		
			タスマニア/シドニー沖 公海	ケープタウン沖公海	南インド洋公海	タスマニア海排他的 経済水域		オーストラリア東岸 排他的経済水域	混獲のみ
1997年	海域別漁獲配分	5,757mt	1,229mt	2,850mt	1,278mt	200mt	200mt	-	
	漁獲実績	5,588mt	1,216mt	2,831mt	1,288mt	204mt	13mt	36mt	
	漁船数	-	82隻	110隻	65隻	8隻	-	-	
	漁期		4月21日から7月8日	5月1日から7月31日	9月1日から12月14日	6月4日から(**1)		3月1日から2月28日	
1998年	海域別漁獲配分	6,065mt	1,350mt	2,600mt	2,115mt	-	-	-	
	漁獲実績	6,038mt	1,313mt	2,759mt	1,893mt	-	-	73mt	
	漁船数	-	82隻	110隻	65隻	-	-	-	
	漁期	-	4月21日から7月31日	5月1日から8月10日	9月5日から12月5日	-	-	3月1日から2月28日	
1999年	海域別漁獲配分	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-	-	-	
	漁獲実績	5,354mt	1,539mt	2,513mt	1,113mt	-	-	189mt	
	漁船数	-	69隻	99隻	59隻	-	-	-	
	漁期	-	4月15日から5月31日 7月1日から8月10日	5月1日から8月10日	9月1日から12月1日	-	-	3月1日から2月29日	
2000年	海域別漁獲配分 (**2)	初期	4,578mt	1,298mt	2,265mt	1,015mt	-	-	-
		改訂	6,065mt	1,298mt	2,265mt	2,502mt	-	-	-
	漁獲実績	6,027mt	1,260mt	2,235mt	2,400mt	-	-	132mt	
	漁船数 (**5)	初期	-	52隻	75隻	45隻	-	-	-
		改訂	-	52隻	75隻	72隻	-	-	-
	漁期	-	4月15日から8月1日	5月1日から8月1日	9月1日から12月27日	-	-	3月1日から2月28日	
2001年 (**4)	海域別漁獲配分 (**5)	初期	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-	-	-
		改訂	6,421mt	1,850mt	3,226mt	1,345mt	-	-	-
	漁獲実績	5,412mt	1,787mt	3,085mt	531mt	-	-	10mt	
	漁船数	初期	-	69隻	99隻	59隻	-	-	-
		改訂	-	69隻	99隻	59隻	-	-	-
	漁期	-	4月15日から7月16日	5月1日から8月2日	9月1日から (**6)	-	-	3月1日から2月28日	

注釈: ミナミマグロの漁期は3月から2月までである。

(**1) 漁期の終了日は、各隻の終了日による。

(**2) 初期の漁獲配分は、ITOLSによって規定された暫定措置が仲裁裁判によって無効とされたため改訂された。

(**3) 初期の隻数は、ITOLSによって規定された暫定措置が仲裁裁判によって無効とされたため改訂された。

(**4) 2001年9月30日現在での暫定値。

(**5) 初期の漁獲配分は、日本による自主的漁獲制限が、356mt増加されたため改訂された。

(**6) 未終了

別添2

日本のミナミマグロ輸入統計

国及び地域別の日本のミナミマグロの輸入量(生鮮及び冷凍)

情報元: 日本貿易統計、財務省

(単位: kg)

	1993年 1月から12月	1994年 1月から12月	1995年 1月から12月	1996年 1月から12月	1997年 1月から12月	1998年 1月から12月	1999年 1月から12月	2000年 1月から12月	2001年 1月から7月
オーストラリア	1,803,284	2,515,613	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421	7,831,621	3,026,793
韓国	102,070	127,690	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953	785,426	776,978
台湾	537,239	962,166	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250	1,357,906	723,430
ニュージーランド	40,362	63,461	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576	212,316	188,791
スペイン	821		11,061						80,351
インドネシア	244,258	281,212	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552	127,012	21,255
セイシェル							1,129		3,765
中国	542		9,183				373	3,738	200
フィリピン				182		4,415	69,170	15,041	94
ホンジュラス		21,479	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423	17,048	
シンガポール	1,219	24,417	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827	3,423	
グアム				680	454	3,673	2,429	1,900	
フィジー	1,963		445		396	181	972	526	
赤道ギニア						130,846	32,258	446	
パラオ	1,413	886		569	690		1,073	166	
タイ				333	376		645	125	
ベリーズ			3,380	9,534	278	91,849	39,580		
カンボジア						17,301	4,374		
マレーシア	563	497				271	836		
ギリシャ							502		
ウルグアイ	185		342	102	1,028		186		
トンガ			138				162		
アメリカ合衆国	860	102	1,320			2,062			
パナマ					212,632				
クロアチア					729				
ミクロネシア連邦諸国					195				
モルジブ					163				
ニューカレドニア	3,850				119				
ポルトガル					93				
バヌアツ				17,855					
フランス				2,995					
チリ				334					
クック諸島		111		140					
南アフリカ	1,896								
トリニド	1,354								
チュニジア			124						
合計	2,741,879	3,997,634	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691	10,356,694	4,821,657

韓国によるミナマガロ漁業の年間レビュー

デー・ヨン・ムーン及びクワン・ホー・チョイ
国立漁業調査・開発機関 (NFRDI)
韓国

序論

韓国のミナマガロ延縄漁業は、1991年にインド洋南部で操業を開始した。1995年まで、延縄漁船の数は、年間1-3隻と非常にわずかであったが、その後、1996年に8隻、1998年に19隻へと増加した。最近、船団規模は延縄漁船16隻へと減少した。この漁業の初期段階では、熱帯マグロを漁獲する数隻の船が、ミナマガロを漁獲対象とするために季節的に南方に移動した。従って、これらの船による漁獲活動は、1年の数カ月に限定されていた。1991-1993年の間、延縄漁船は、毎年5-6ヶ月間操業した、しかし、その後、操業期間は通年にまで拡大した。

操業日数が増え、船団規模が拡大したため、1992年以降、年間漁獲量は継続的に増え、1998年にはピークに達し、その後最近まで継続的に減少した。16隻の延縄漁船による2000年の年間総漁獲量は、1999年と比べ22.3パーセント減の980mtであった。韓国のミナマガロ漁業による漁獲操業のほとんどは、季節的に、南東漁場及び南西漁場という2つの海域で行われた。

漁獲量と努力量

韓国のはえなわ漁業による名目漁獲量は1998年まで継続的な増加を示し、19隻で1,562mtという最高漁獲量に達した。それ以来、漁獲量は、韓国政府によるミナマガロ漁業の自主規制のため最近まで減少した。2000年の漁獲量は16隻の延縄漁船で980mtであった。これは、1999年の漁獲量と比べ22.3%の減少であった(表2)。

1,000鈎当たり漁獲される尾数で表現される単位努力あたり漁獲量(CPUE)は、1992年の1.8尾から1994年の8.4尾へと増加を示し、その翌年には、5.7尾へと減少した(表1)。しかしながら、1996年から1998年まで、CPUEは、1000鈎当たり3.5-4.0尾程度と安定していたが、2000年に2.3尾へと減少した。毎月のCPUE分析によると、漁獲効率は3月から10月が1年の他の月よりも高い点が留意された。

はえなわ漁獲の種構成は、ミナマガロの割合は、年により異なったが、ミナマガロが総漁獲量の大半を占めることを示した。1999年に、ミナマガロは総漁獲量の95.2%を占めた、そして、残りの15.7%は、マカジキを含む、メバチマグロ、キハダマグロ、カジキ、および他の種であった。

サイズ構成

ミナマガロに関するサイズ・データは、NFRDIにより、定期的に漁獲船から収集されてきた。この種の報告された尾叉長は、78~197cm(平均146.6cm)であった。そのうち、尾叉長が145-160cmの魚が、船上で漁業者が測定した総数の50%以上であった。しかしながら、標本採取された魚の数はほんのわずかであった。従って、

我々は、30尾以上のミナミマグロが標本採取された月についてのみ、ここに提示した（図1）。

船団規模と分布

韓国のミナミマグロ漁業にとって、延縄は唯一の漁具である。漁業の開始時に、1-3隻というほんのわずかな船がミナミマグロの季節的漁獲を行っていた。1996年から、ミナミマグロを対象とする延縄漁船は増加した。1998年と1999年の兩年には、船団規模は19隻のピークに達し、2000年に16隻まで減少した。

韓国のミナミマグロ延縄操業の海域は広いが、大きく二つの海域に分けられる（図4-14）。1993年まで、ほとんどの漁獲操業は海域の南東部に集中していた。1994年以降は、何隻かの延縄船がアフリカ南端沖の南西海域まで、そして更に、数年間で大西洋南東部まで操業を拡大した。数隻の延縄漁船が数年間で1994年から操業をアフリカの南先の南西の水域と、そして、更に南東の大西洋に前方へ広げた。しかし、漁獲活動は概ね、 $35-45^{\circ} S$ 、 $90-120^{\circ} E$ と、 $30-45^{\circ} S$ と $0-60^{\circ} E$ の間の海域に集中した。より高いC P U E分布が南アフリカの南端海域の南西部に示された。1996-2000年の月間C P U E分布は、ほとんどの漁獲活動が、上半期には、西インド洋西部で行われ、7月に始まる下半期には、船団が東方移動していることを明確に示している。

研究・調査

マグロ及びマグロ類に関する研究・調査はNFRDIが実施している。研究・調査は、マグロ類漁業に焦点を当てて、体長頻度データと共に、漁獲量及び努力量データに基づく、生物学的データが商業漁船から収集されている。商業漁船から収集されるそれらのデータは、統計的な分析の後に編纂され、国際漁業機関に提出されるか、又はCCSBTなどの様々なマグロの会合に報告される。韓国のマグロ漁業によって漁獲されるほとんどのマグロ及びマグロ類のためのデータ収集システムはよく確立されているが、ミナミマグロのための制度が最近開発された。

表 1. 1991～2000 年における韓国の延縄漁業によるミナミマグロの漁獲量（尾数）、漁獲努力量（鈎数）及び CPUE（1,000 鈎数当たりの尾数）

月	項目	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
1 月	Catch	-	-	-	-	-	-	-	-	152	
	Effort									126,220	
	CPUE									1.2	
2 月	Catch	-	-	-	-	-	6	-	197	-	1
	Effort						6,003		44,720		75,240
	CPUE						1.0		4.4		0.1
3 月	Catch	-		-	-	2,336	220	2,015	715	1,005	231
	Effort					130,775	75,244	417,469	264,372	200,552	71,061
	CPUE					17.9	2.9	4.8	2.7	5.0	3.3
4 月	Catch	-	-	674	503	1,814	501	3,377	1,441	1,989	260
	Effort			85,200	60,480	172,228	96,164	686,783	405,594	397,563	87,840
	CPUE			7.9	8.3	10.5	5.2	4.9	3.6	5.0	3.0
5 月	Catch	-	-	186	337	584	582	2,794	327	1,065	146
	Effort			41,340	61,740	166,100	178,022	568,574	213,789	472,224	90,228
	CPUE			4.5	5.5	3.5	3.3	4.9	1.5	2.3	1.6
6 月	Catch	366	-	144	120	213	303	2,170	1,251	2,274	274
	Effort	32,350		82,970	37,800	31,300	110,223	447,790	295,180	493,267	114,440
	CPUE	11.3		1.7	3.2	6.8	2.7	4.8	4.2	4.6	2.4
7 月	Catch	827	-	65	421	190	1,125	4,812	1,753	1,560	614
	Effort	36,860		35,740	72,270	47,104	164,267	594,640	265,680	206,830	128,310
	CPUE	22.4		1.8	5.8	4.0	6.8	8.1	6.6	7.5	4.8
8 月	Catch	984	81	140	1,415	394	1,686	2,269	1,892	1,544	272
	Effort	43,560	50,129	58,870	67,740	67,204	171,195	415,836	350,650	493,878	164,509
	CPUE	22.6	1.6	2.4	20.9	5.9	9.8	5.5	5.4	3.1	1.7
9 月	Catch	1,156	257	22	674	487	258	1,031	824	580	960
	Effort	42,420	83,312	24,710	45,344	191,845	56,320	537,920	306,050	471,730	265,267
	CPUE	27.3	3.1	0.9	14.9	2.5	4.6	1.9	2.7	1.2	3.6
10 月	Catch	24	63	-	87	77	669	1,049	397	140	252
	Effort	9,300	15,050		40,120	61,542	287,645	516,846	246,550	167,221	183,500
	CPUE	2.6	4.2		2.2	1.3	2.3	2.0	1.6	0.8	1.4
11 月	Catch	-	88	-	138	250	377	645	515	341	197
	Effort		82,628		56,161	214,928	259,522	557,407	273,240	256,800	184,579
	CPUE		1.1		2.5	1.2	1.5	1.2	1.9	1.3	1.1
12 月	Catch	-	69	-	-	47	76	235	350	189	60
	Effort		83,160			33,920	64,700	198,508	214,820	165,826	80,675
	CPUE		0.8			1.4	1.2	1.2	1.6	1.1	0.7
合計	Catch	3,357	558	1,231	3,695	6,392	5,803	20,397	9,662	10,839	3267
	Effort	164,490	314,279	328,830	441,655	1,116,946	1,469,305	4,941,773	2,880,645	3,452,111	1,445,649
	CPUE	20.4	1.8	3.7	8.4	5.7	3.9	4.1	3.4	3.1	2.3

* - : 不明

* データ元 : 国立漁業調査開発研究所(NFRDI)

表 2. 1991～2000 年における韓国の延縄漁業によるミナミマグロの名目漁獲量(mt)

月	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
1月	-	-	-	-	-	-	-	3	8	-
2月	-	-	-	-	-	-	-	15	1	-
3月	-	-	-	-	-	-	-	101	125	57
4月	-	-	-	-	-	-	-	191	180	68
5月	-	-	-	-	-	-	-	106	116	65
6月	-	-	-	-	-	-	-	159	169	81
7月	-	-	-	-	-	-	-	226	193	91
8月	-	-	-	-	-	-	-	227	164	164
9月	-	-	-	-	-	-	-	169	87	186
10月	-	-	-	-	-	-	-	180	81	110
11月	-	-	-	-	-	-	-	130	92	86
12月	-	-	-	-	-	-	-	55	55	79
合計	214	36	80	119	317	1,148	1,238	1,562	1,271	987

* - : 不明

* データ元: 海洋漁業省(MOMAF)

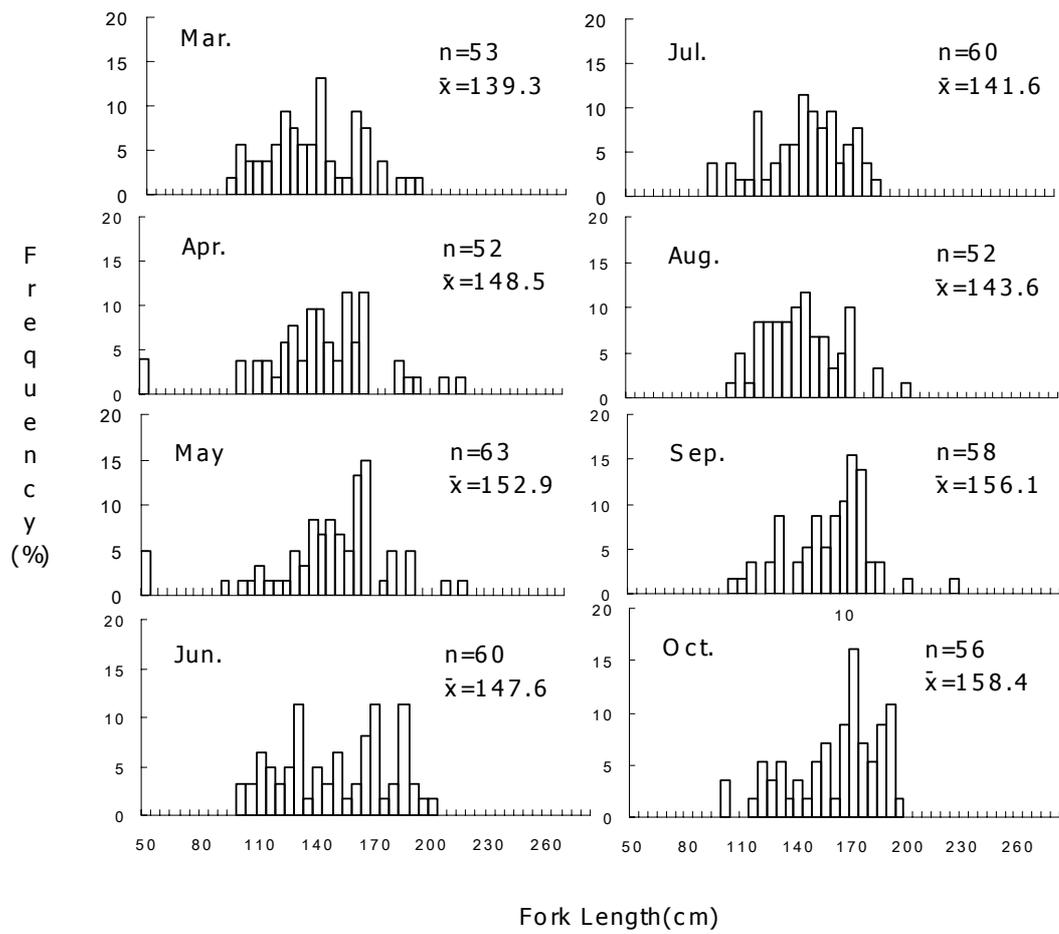


図 1. 1997 年におけるインド洋での韓国の延縄漁業によるミナミマグロの体長組成

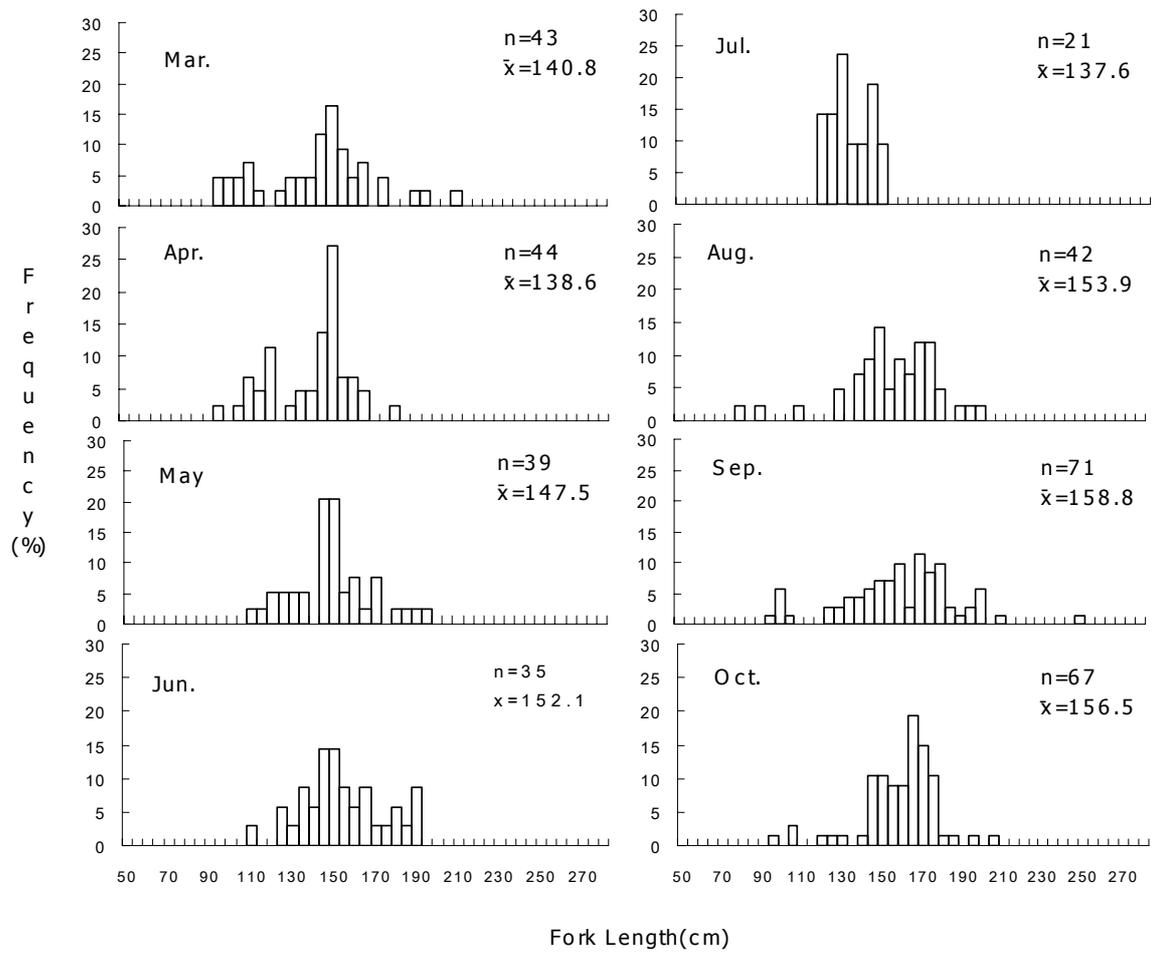


図 2. 1998 年におけるインド洋での韓国の延縄漁業によるミナミマグロの体長組成.

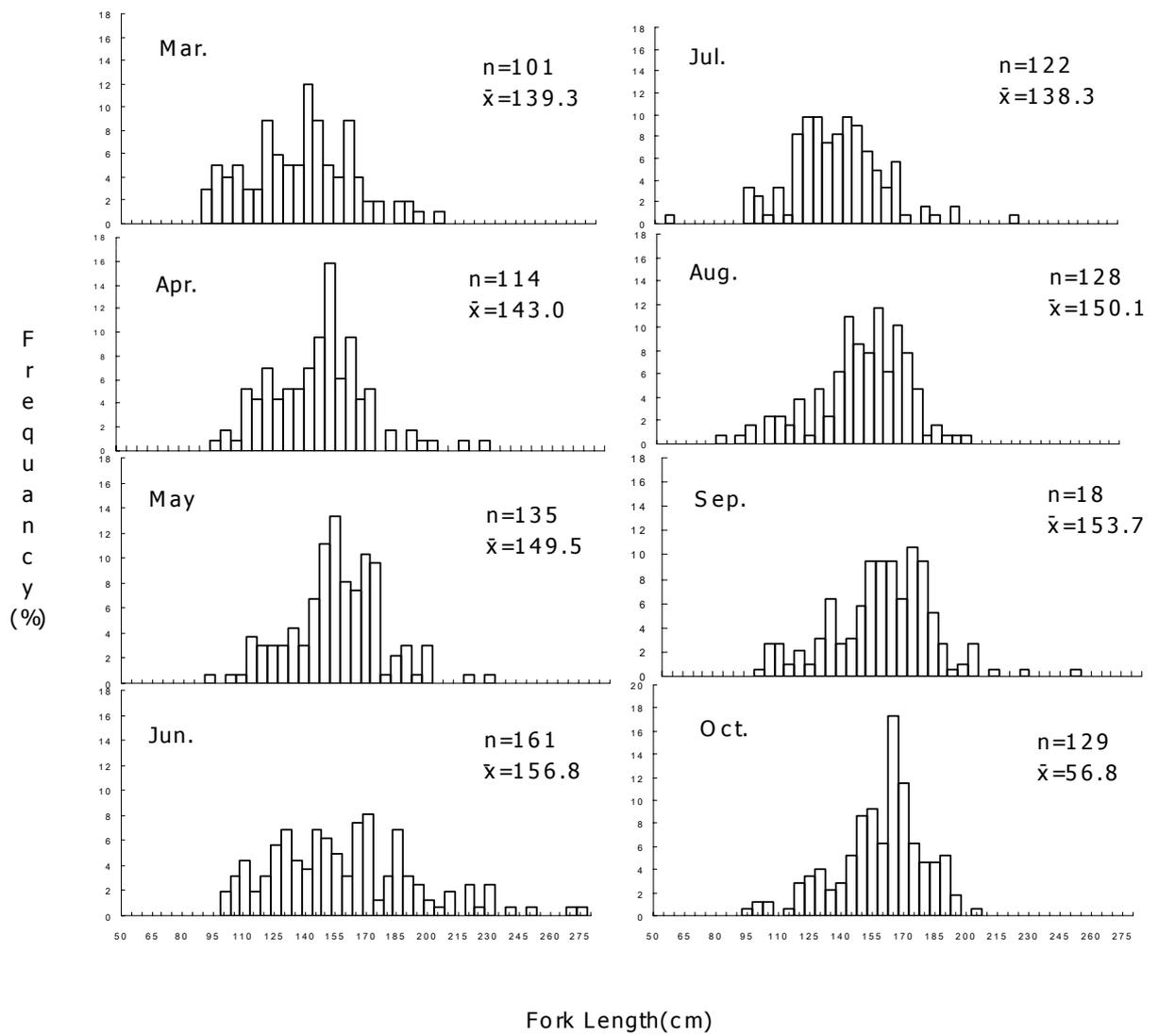


図 3. 1996~2000 年におけるインド洋での韓国の延縄漁業によるミナミマグロの体長組成

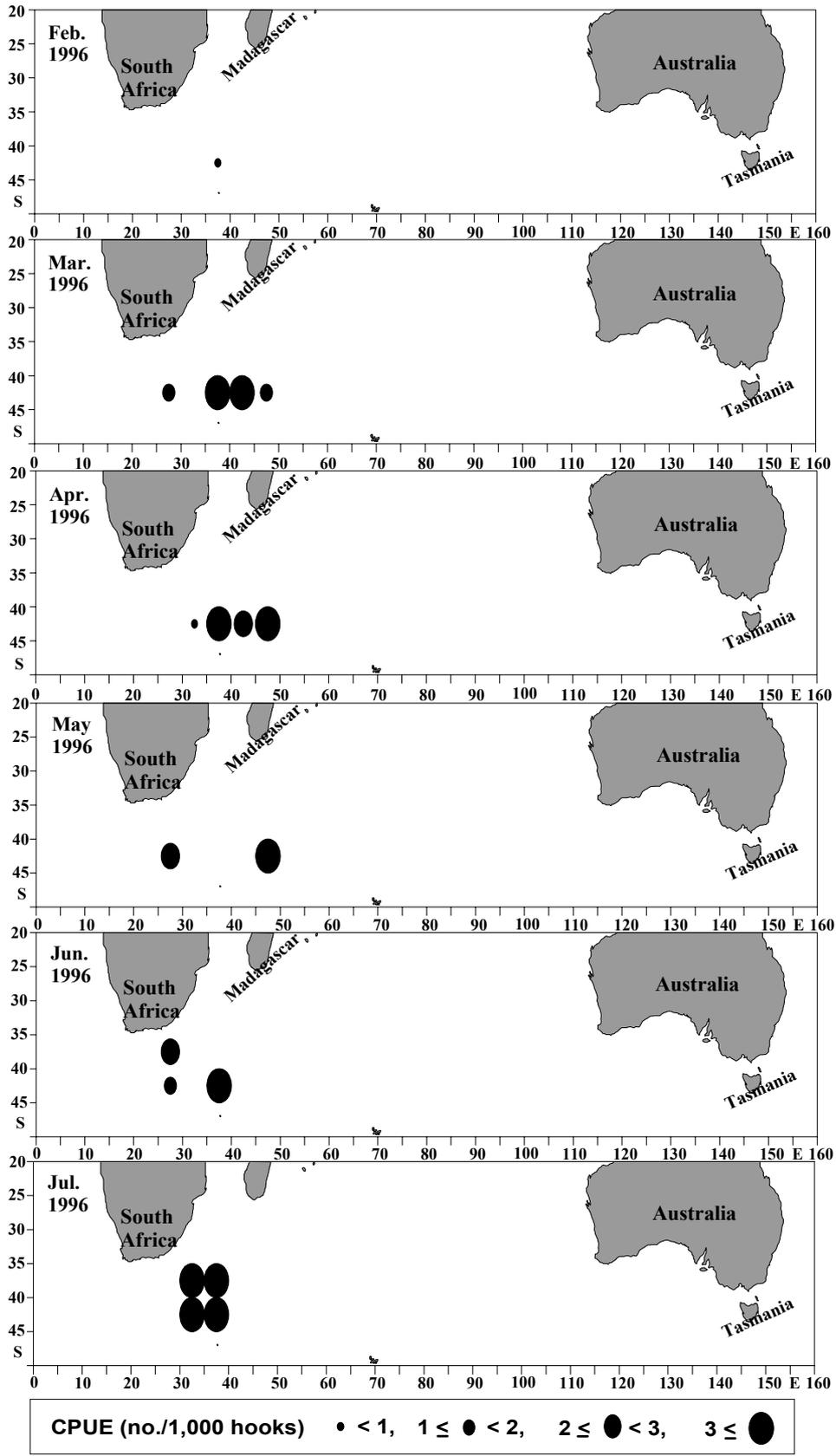


図 4. 1996 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 鈎数当たり尾数)分布

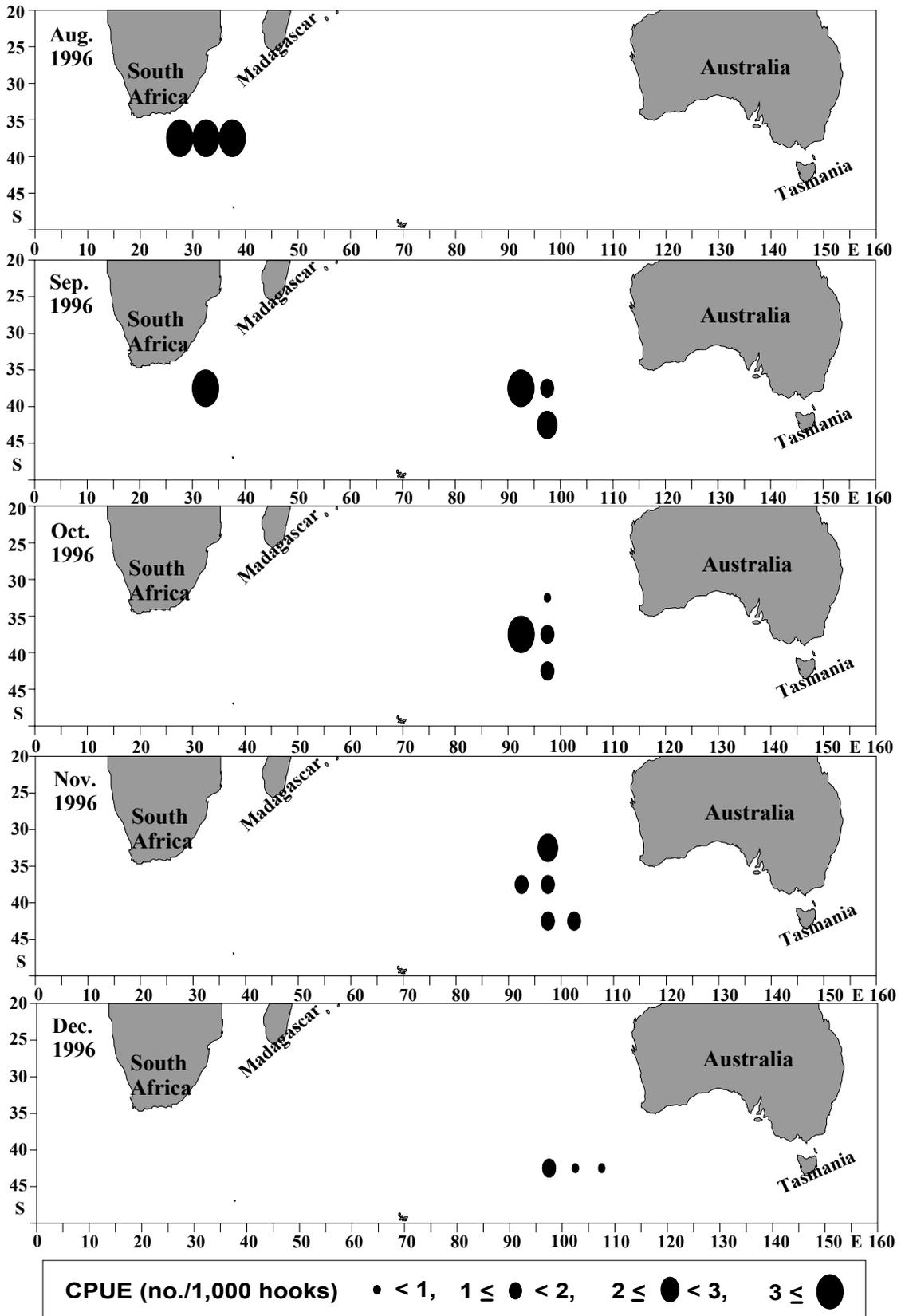


図 5. 1996 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 鈎数当たり尾数) 分布

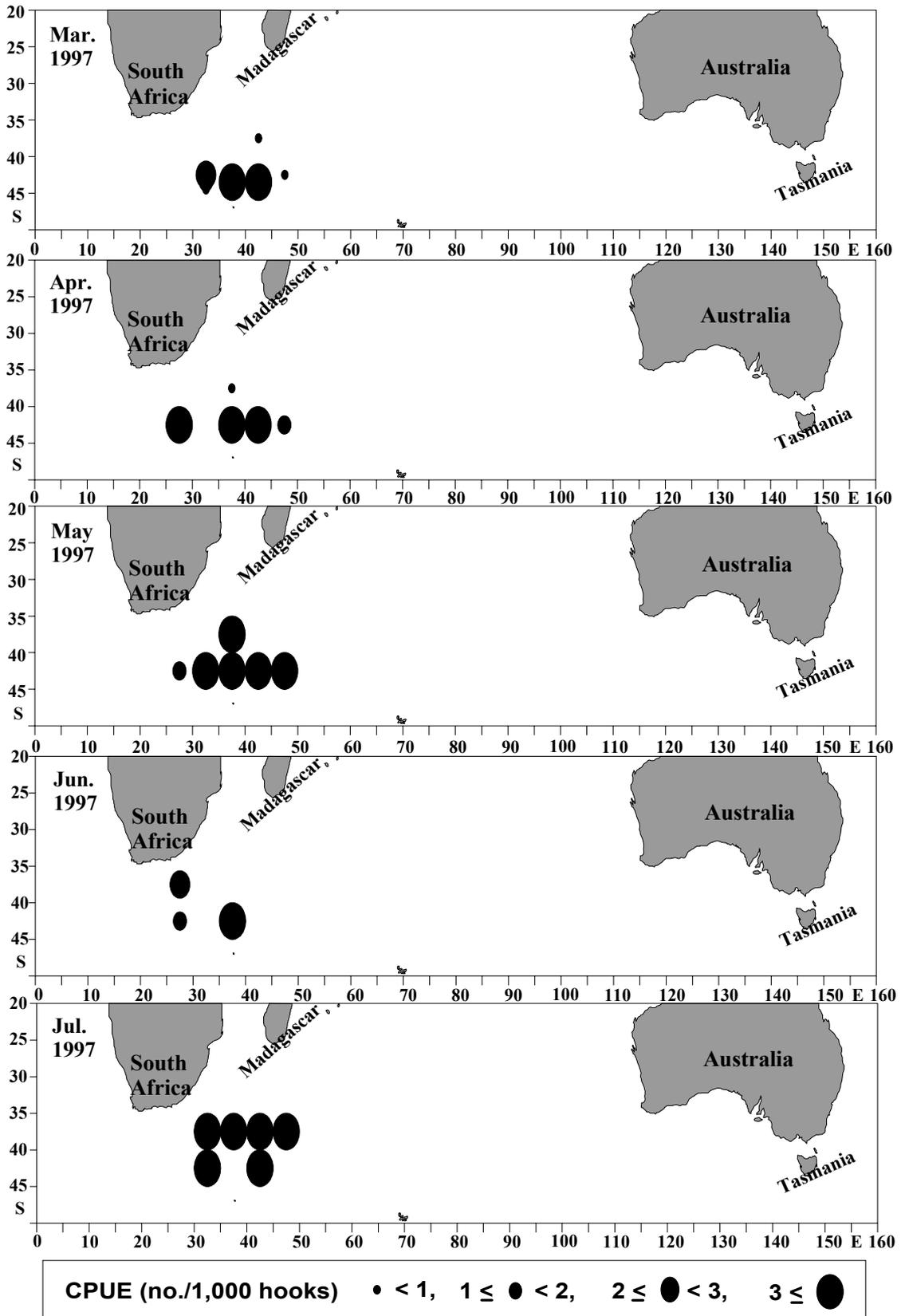


図 6. 1997 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 鈎数当たり尾数) 分布

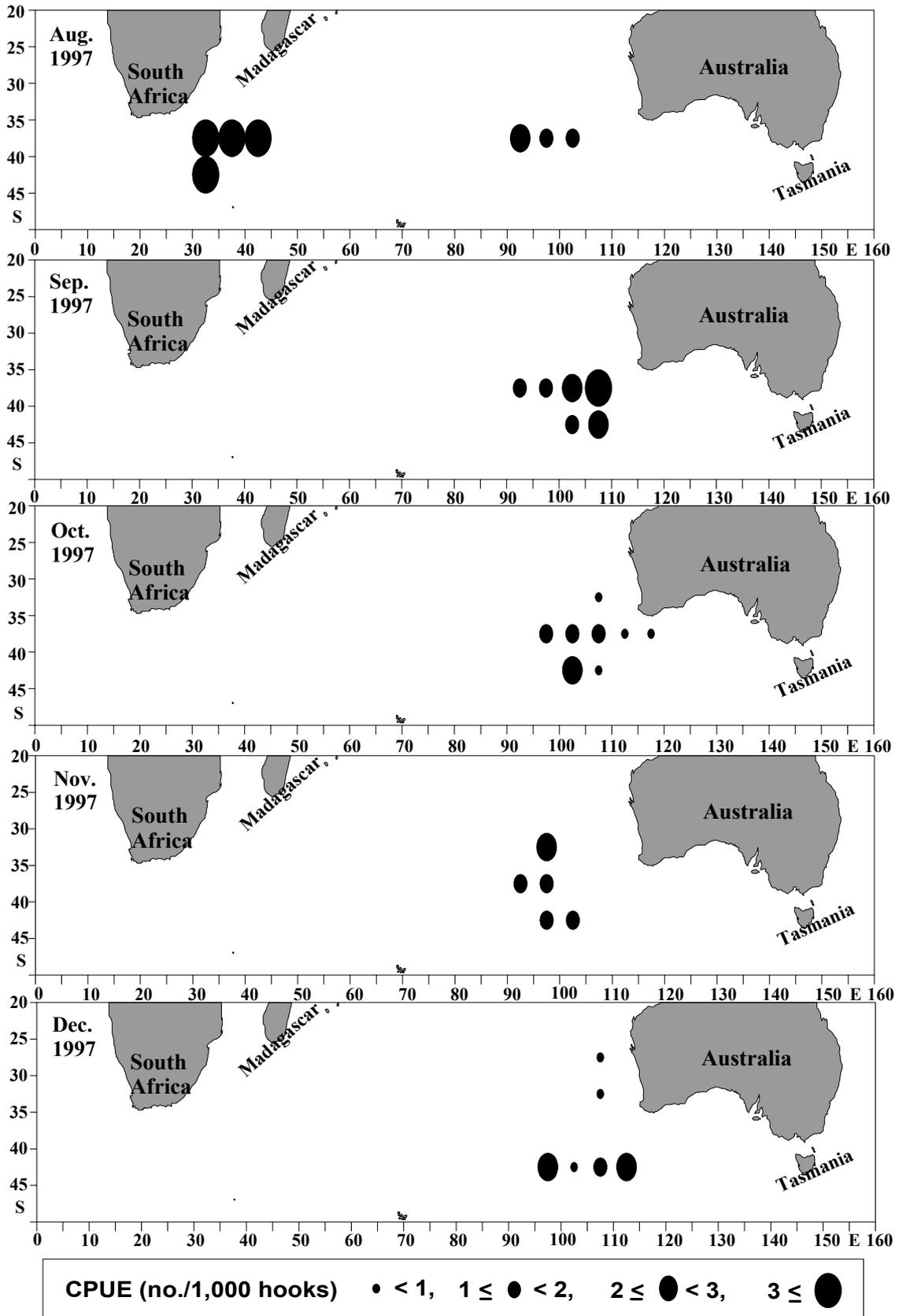


図 7. 1997 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 鈎数当たり尾数) 分布

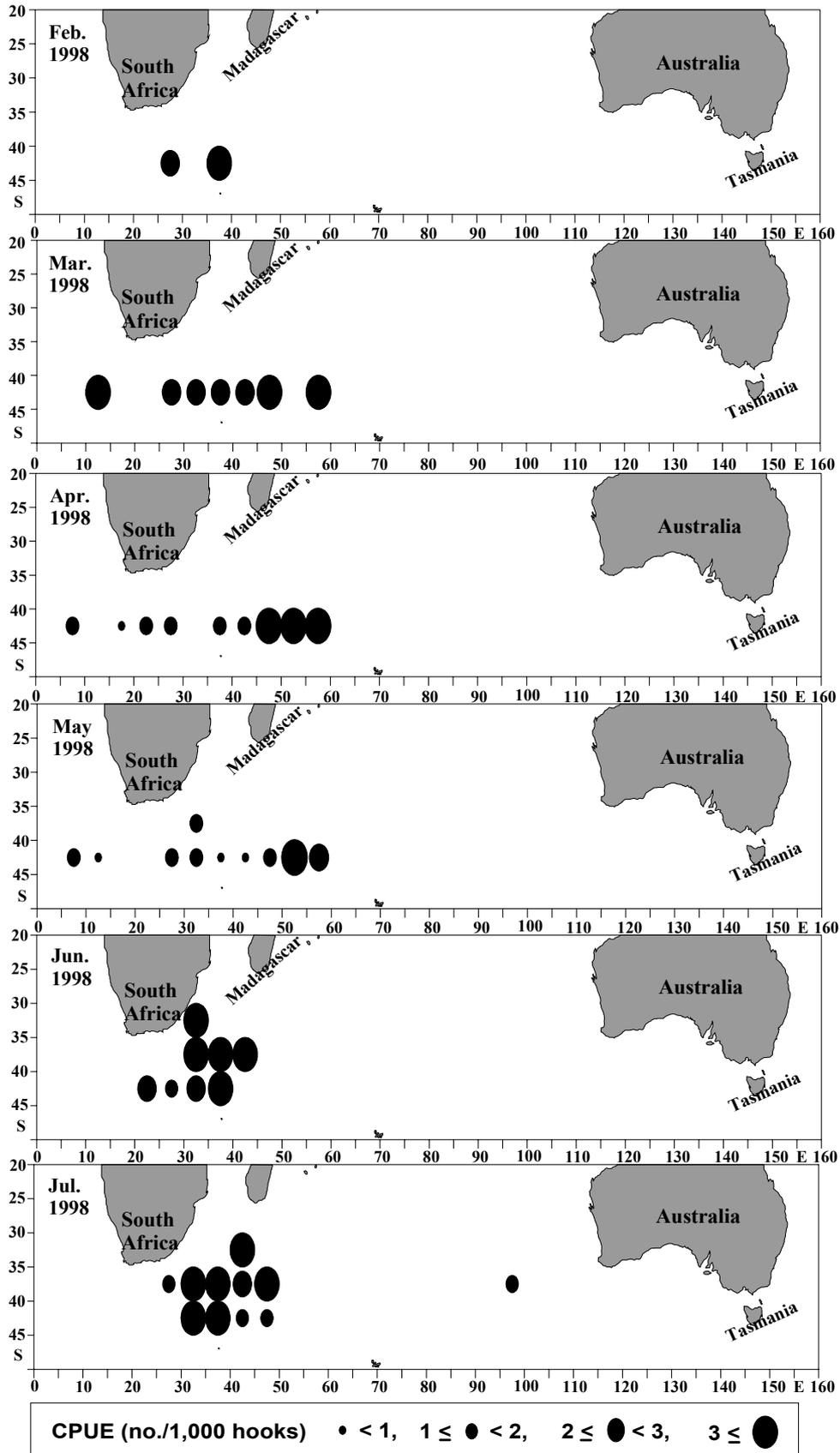


図 8. 1998 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 釣数当たり尾数)分布

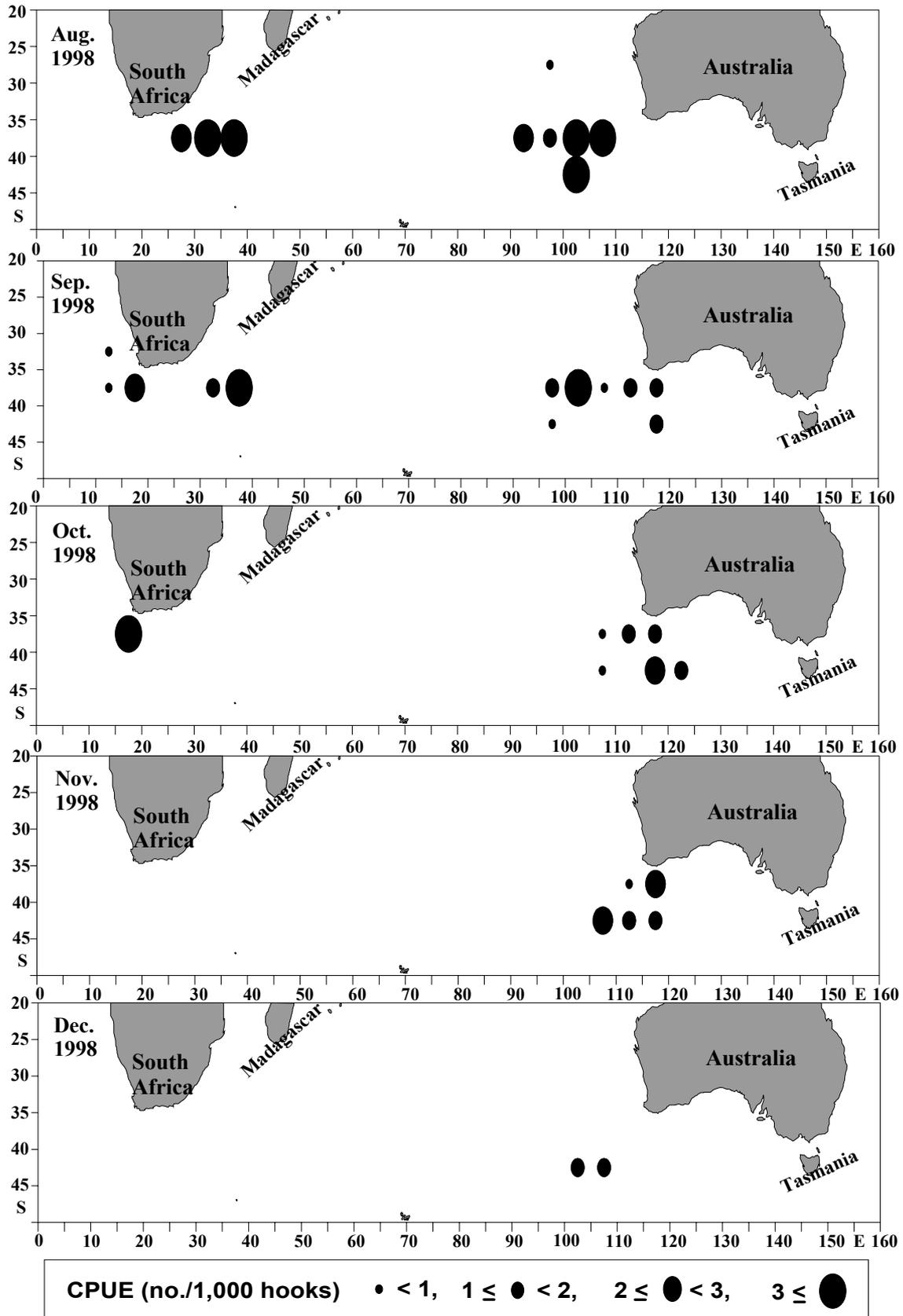


図9. 1998年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及びCPUE(1,000 鈎数当たり尾数)分布

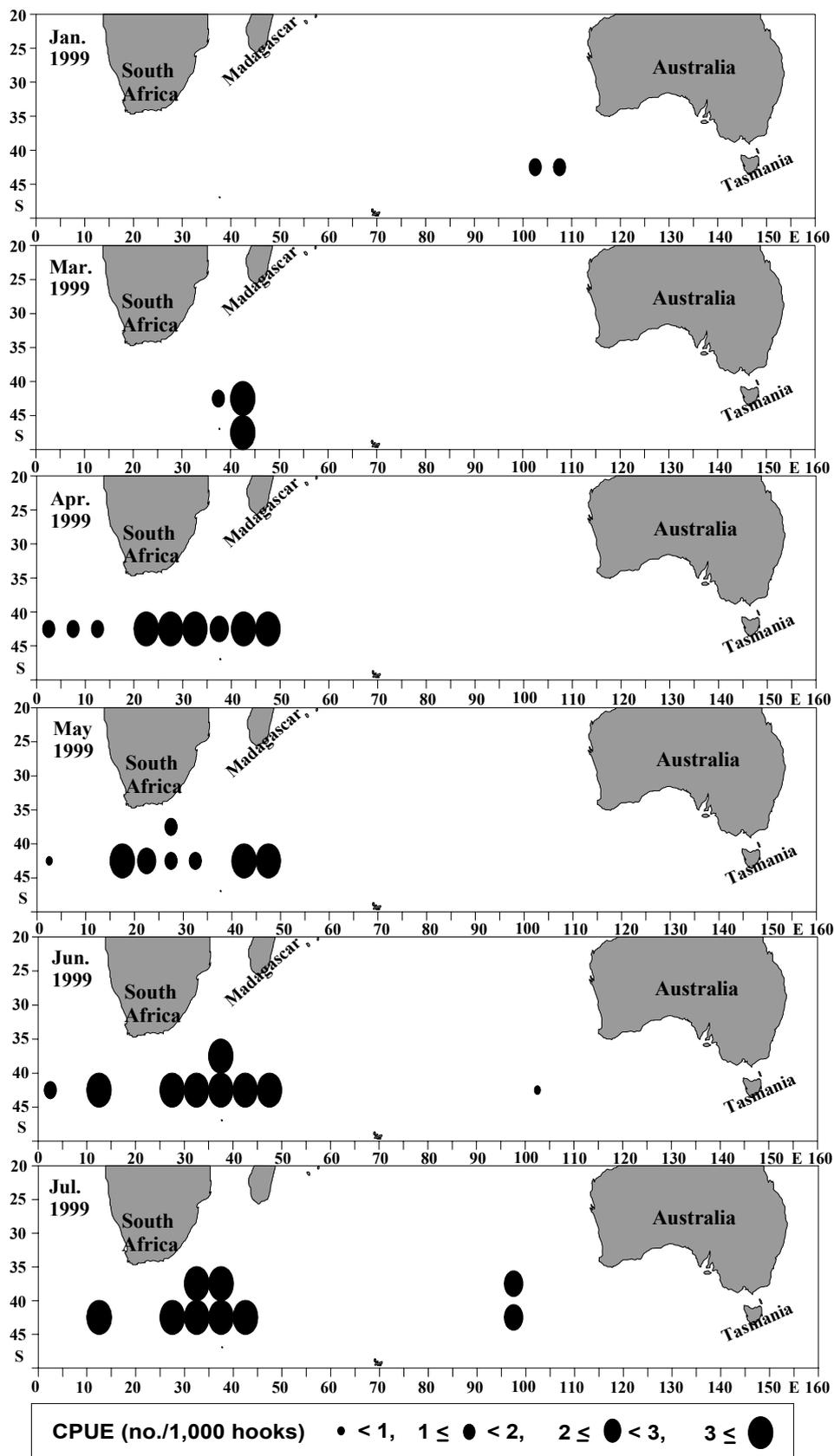


図 10. 1999 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 鈎数当たり尾数)分布

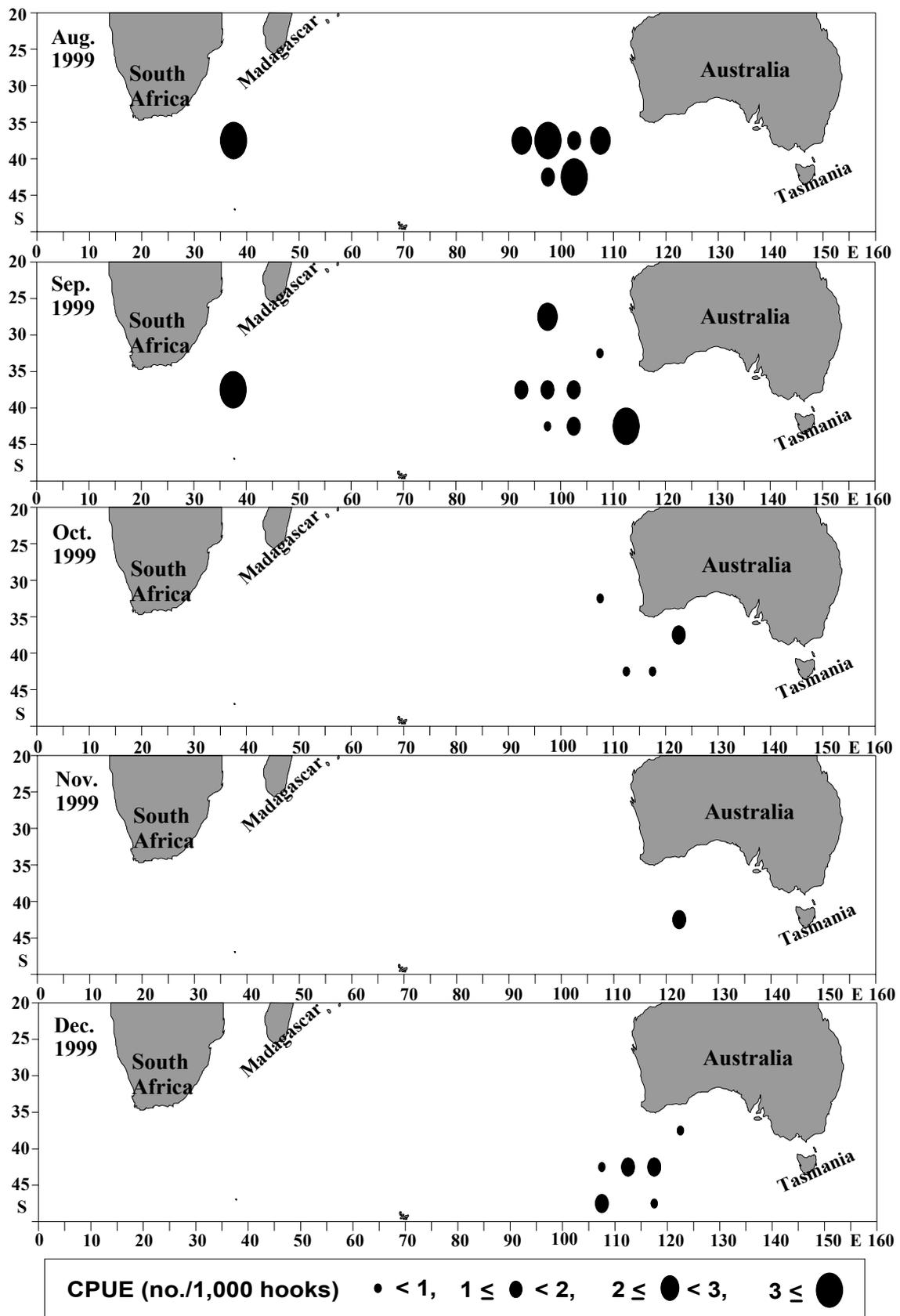


図 11. 1996 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 鈎数当たり尾数)分布

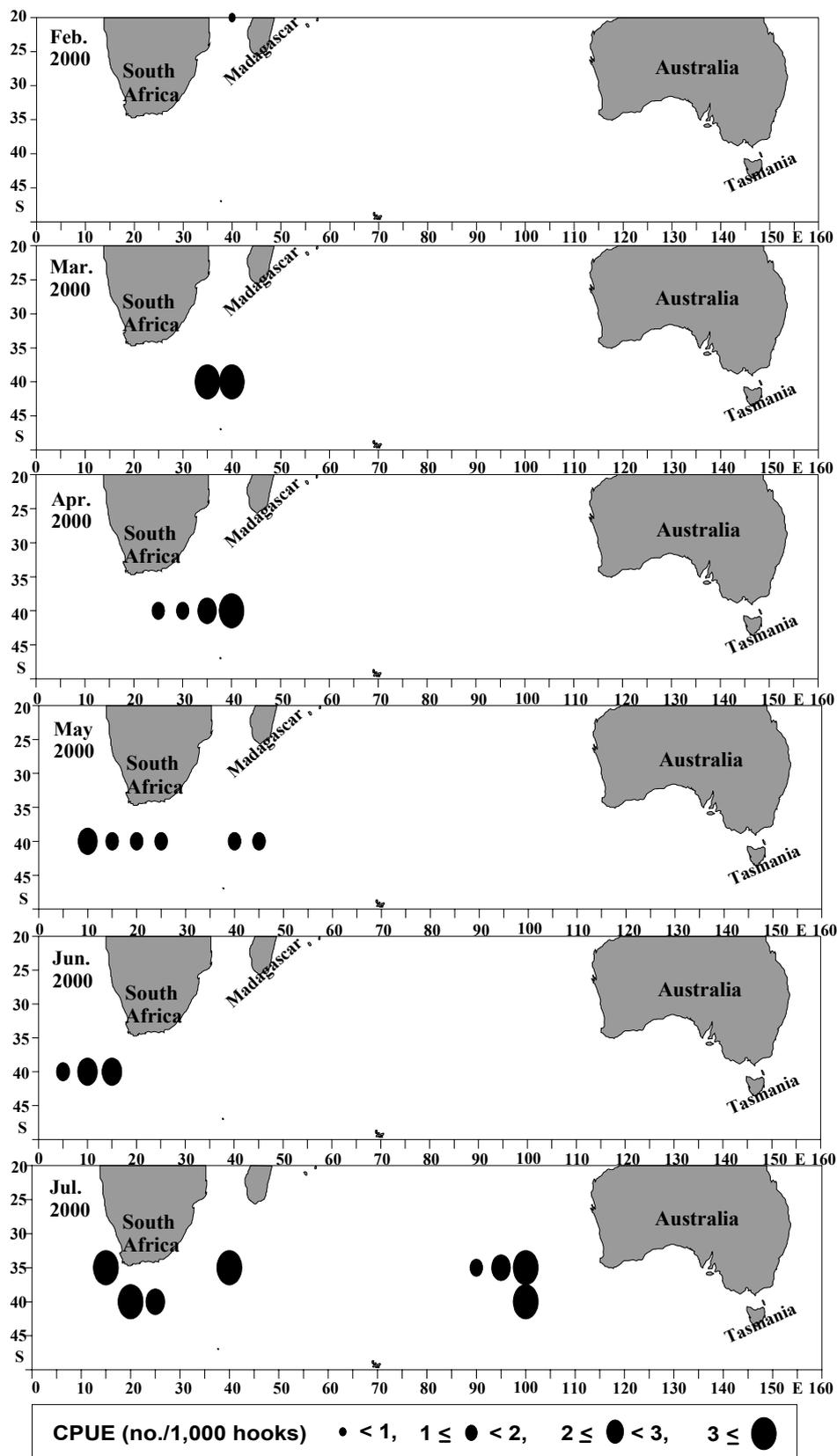


図 12. 2000 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 鈎数当たり尾数)分.

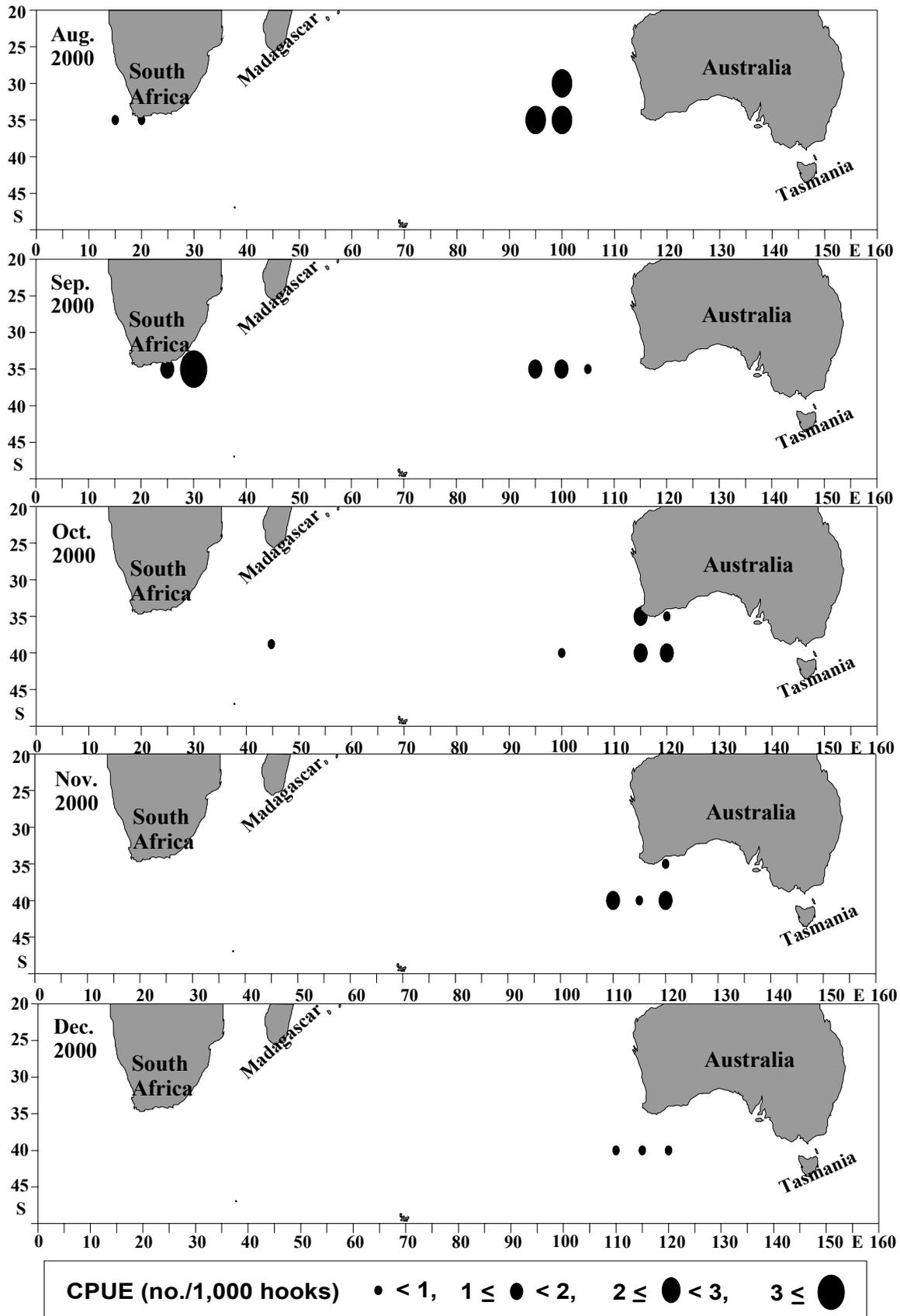


図 13. 2000 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び CPUE(1,000 鈎数当たり尾数)分布.

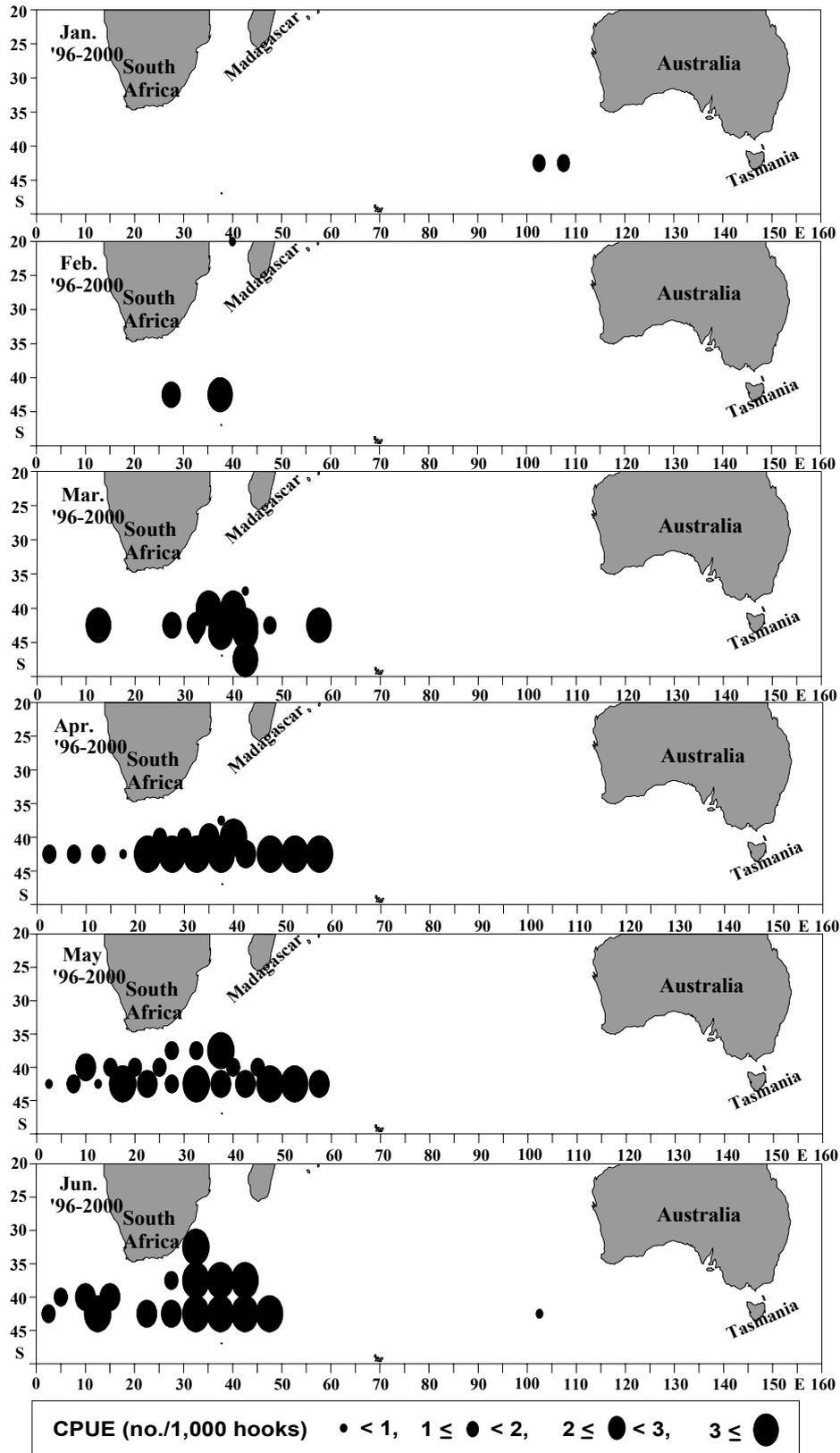


図 14. 1996～2000 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び平均 CPUE(1,000 鈎数当たり尾数)分布

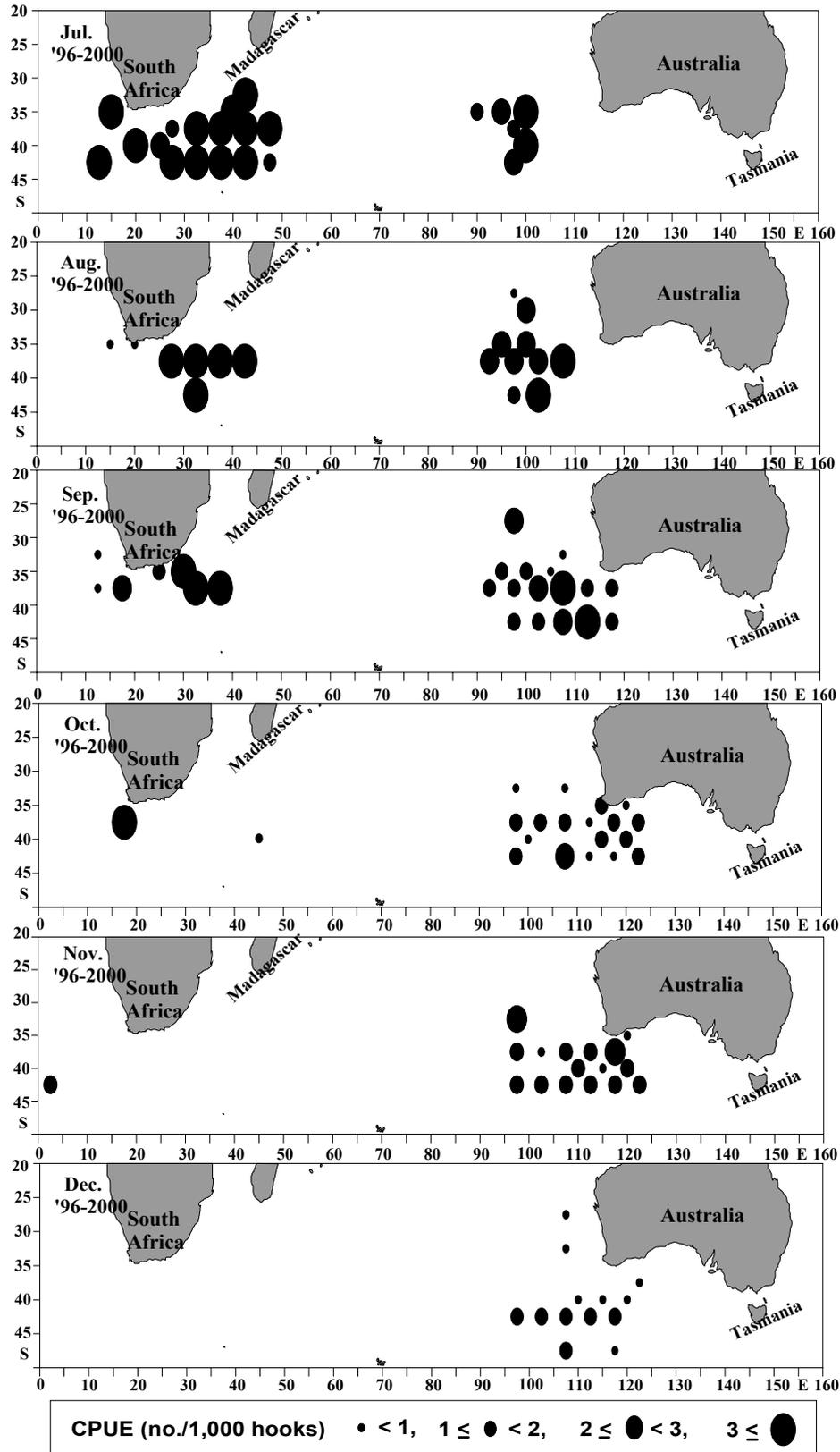


図 15. 1996～2000 年における韓国のマグロ延縄漁業操業海域及び平均 CPUE(1,000 鈎数当たり尾数)分布

CCSBT-8におけるニュージーランドのミナミマグロ漁業のレビュー

1. 序論

排他的経済水域ではミナミマグロを対象とする3つの漁法が利用されている。トロール及び引き縄による小規模な漁獲がいまだに行われているが、ほとんどの漁獲は、表層の延縄漁業で行われている(過去10年間で96%以上である。)。国内漁業は、多くの可変的な小規模経営体が操業する船を含む様々な漁船タイプや、その他に日本の遠洋船を含むニュージーランドの企業が用船した4-5度の低温冷凍庫を有する延縄漁船から構成されている。用船された漁船及びニュージーランド人オーナーが運行する漁船の両方は、420トンのニュージーランドのミナミマグロ割当量に対して、競争的に漁獲している。

2000-01年漁期のミナミマグロ操業の典型としては、南島の西海岸沖及び北島の北東海岸で行われた。2000-01年漁期の総許容漁獲量及び割当量は合意されていないので、ニュージーランドは、ミナミマグロの漁獲量をCCSBTで最近年に合意された420トンに制限した。更に自主的漁獲レベルは、1999-00年における国内漁業の漁獲制限の超過を償うため、395トンに削減された。ニュージーランドは、6月下旬に、359トンのミナミマグロの水揚げで操業を終了した。ミナミマグロは、排他的経済水域でほとんどの月で漁獲できるが、水揚げの大部分は、5月から7月の期間に行われる。2000-01年において、操業が終了する月に水揚げの78%が行われており、漁期はかなり短期であった。

2. 実際の漁獲制限

自主的措置

国内の漁業業界は、1994年4月の“実行規定”の初めに規定された延縄漁業に関する多くの自主的措置を実施している。具体的な手法には、漁具仕様、環境基準、提案される実践的な活動及び禁漁海区が含まれている。その措置は自主的なものであるが、漁業者の創意工夫を削ぐことになる。

- 混獲（例えば海鳥及び海産哺乳類）；
- 20 kg以下のミナミマグロの漁獲；
- 他の国内マグロ漁業への影響、また
- ミナミマグロ延縄漁船間の漁具競合

特定の部門で用いられる他の自主的な措置としては、海域ごとの漁獲制限、複合トリラインの利用における海鳥の混獲が特定レベルに達した場合の海域変更、最小限として規則に規定されたものより長いトリライン、夜間投縄、及び空気圧による海鳥音響機関砲の利用がある。

通常の措置

ニュージーランドは、以前に合意した 420 トン（原魚重量）の国別漁獲制限を実施続けている。この漁獲制限は、全ての認可者の中で競争的な制限である。規則では、年間漁獲制限を規定し、また一度漁獲制限に達した場合にはミナミマグロを漁獲することが違反となる。漁獲制限は、10 月 1 日から 9 月 30 日までの“漁期”の間、ニュージーランド漁業水域の内外で適用される。稀な場合に漁獲制限を超過しているとき、翌年にその超過分と同等の量が削減されている。

2000-01 年漁期を通じた中間期まで、ミナミマグロの割当量は、ミナミマグロ（*Thunnus maccoyii*）及びクロマグロ（以前は *Thunnus thynnus* であり、現在は *Thunnus orientalis* と認識されている。）の両方の漁獲に適用される。この追加割当量制限は、形態的な特徴に基づき、漁獲においてクロマグロを容易にミナミマグロと識別することができることが証明された 2000-01 年漁期の終わりに廃止された。漁期の前半に報告されたミナミマグロの水揚げ量は、2 つの種の間で区別されておらず、また、これゆえ、2000-01 年に水揚げ量は、自主的漁獲制限の漁獲量を下回っているように思われる。

3. 漁獲量及び努力量

漁獲量は、表 1 で暦年及び漁期（10 月 1 日から 9 月 30 日）でまとめられている。この期間における漁獲量の傾向は、ニュージーランドによって課された漁獲量制限の辺りで漁獲量が安定していることを示している（図 1 参照）。また、図 1 に示されているのは、クロマグロの報告水揚げ量である。延縄の努力量は、過去 10 年間でニュージーランド漁業において首位となっており、ニュージーランドのミナミマグロ漁業においては、引き縄及びトロールによる漁獲量は少なくなっている。図 2 は、加工データが完成している最近年である 1990 年から 2000 年における延縄漁業の努力量の傾向（百万鈎での）を示している。この図からは、努力量の増加は、ニュージーランドが所有し運行する延縄船の数の増加によるものであることが明確である。現在、各年の延縄漁業の総セット鈎数は、7 百万を超えている。この努力量の多くは、メバチマグロを対象としたものである。

4. 年間の漁船規模及び分布

ニュージーランドの延縄船は、その操業海域を拡大しており、また現在、北島及び南島両方の東西海岸のほとんどの海域で漁獲している。2000 年における総延縄漁船数は 115 隻であり、その 70%が中小型船（50GRT 以下）であった。

延縄船によるミナミマグロを対象にした操業は、主に南島の西海岸、北島のイーストケープ及びマハイヤ半島沖で行われる。またミナミマグロは、プレンティール湾でのメバチを対象にした漁業でかなり混獲されている。

5. 過去の船団規模及び分布

ニュージーランドのミナミマグロ漁業は、1980年代初期に冬季における小型船の引き縄及びトロール漁業によって南島の西海岸沖で始まった。この漁法は、過去10年間で、極小さな勢力となっている。この同期間にほとんどの延縄船は、外国船許可された日本の延縄船によって実施されていた。しかしながら、排他的経済水域内での漁獲率の低下、利用可能な漁期の短縮化、及び操業費用増加は、この船団が1990年代中期にその操業を終了する結果を招いた。国内の延縄漁業の増加は、1991年に始まり、少なくとも2000-01年まで継続的に増加している。

6. 漁業監視

オブザーバー捕捉率

オブザーバー捕捉率は、この数年間、用船された漁船で100%となっている。しかしながら、国内で所有され、操業されている漁船が小型であることと、航海日数が短いことから、漁業省(MFish)は、これらの船にオブザーバーを配乗することに困難を有している。結果として、オブザーバー捕捉率は、概して低くなっている。しかしながら、この船団に対する10%のオブザーバー捕捉率と用船漁船に100%の捕捉率を継続することは合意されている。2000-01年において、総ミナミマグロ漁獲量の半分以上が監視された。漁業省のオブザーバー割当編成は、国内所有操業延縄漁船の捕捉を継続的に改善する結果となるべきである。引き縄及びトロールを用いた漁船のオブザーバー捕捉は、これらの漁法が稀にしか行われなくなってからは実施されていない。

RTMP 捕捉率

漁業省は、漁期中のミナミマグロの漁獲監視システムを実施している。このシステムでは、沿岸の加工会社及び冷凍船（用船された全ての船を含む。）が、漁期中にeメール又はFAXで漁業省に漁獲報告を行うことを求めている。毎週の報告は、漁獲割当量の25%に達した時点で求められる。また、毎日の報告は、漁獲割当量の50%に達した時に求められる。報告は、漁業省によって照合され、また仮に漁獲報告がその限界に達することを示した場合、全てのミナミマグロ許可漁業者は、漁獲制限に達したこと、またその漁期の残りの期間でミナミマグロを漁獲することは違反になることを通知される。

生物学的情報

漁業省のオブザーバー計画から派遣されたオブザーバーは、一連のミナミマグロ及び混獲魚に関する生物学的データを収集する責任がある。2000-01年漁期において、耳石は777尾のミナミマグロから収集され、また数尾の標識ミナミマグロがオブザーバーによって回収された。耳石は、NIWAに保存され、また標識回収データは、標識放流

部署（CSIRO）に提供された。生物組織標本は、ミナミマグロ、クロマグロと同定された魚及びメカジキから収集されている。メカジキの標本は、遠洋水産研究所の研究者のために収集され、また残りの標本は、漁業省から資金提供された計画の一部として NIWA の科学者のために収集されている。加えて、ミナミマグロ及び主要混獲種の体長、体重（製品及び原魚重量）及び性別は、定期的に記録されている。

7. 他の要素

輸入/輸出統計

ミナミマグロの輸出に関する統計は、税関によって編集され、統計部によって要約されている。輸出統計は、ニュージーランド商工所によって更に要約され、ニュージーランド漁業の経済的な評価のためにデータベースで維持管理されている。

市場

排他的経済水域で漁獲されるミナミマグロの唯一の市場は日本の刺身市場であり、適切な品質の全ての魚は輸出される。国内の消費は極少量である。

ミチゲーション

ニュージーランドの規則は、全てのマグロ延縄漁船が海鳥混獲回避機器を利用することを求められていることを規定している。これらの最低限の基準は、“トリライン”に関しては、CCAMLR によって設計されたものと同様である。国内の漁業業界は、全てのマグロ延縄船及び大型延縄船に夜間投縄を提唱すると共に自主的な実行規範を有している。危険な状況にある海鳥の総偶発的死亡率に関する制限が設定されている。

製作者: タルボット・マーレイ
国立水圏大気圏研究所 (NIWA)
ウェリントン, ニュージーランド

漁期年	トン数	暦年	トン数
1986-87	59.9	1986	n/a
1987-88	94.0	1987	59.3
1988-89	437.0	1988	94.0
1989-90	529.3	1989	437.2
1990-91	164.6	1990	529.2
1991-92	59.8	1991	164.5
1992-93	216.4	1992	59.9
1993-94	277.0	1993	216.6
1994-95	435.3	1994	277.0
1995-96	140.5	1995	436.4
1996-97	333.5	1996	139.3
1997-98	331.5	1997	333.7
1998-99	457.7	1998	337.1
1999-00	381.3	1999	460.6
2000-01	359.3	2000	380.3
2001-02	n/a	2001	351.3

表 1. 漁期(1986-87 から 2000-01)及び暦年 (1987 から 2001)ごとのニュージーランドによるミナミマグロ水揚げ量 (原魚重量).

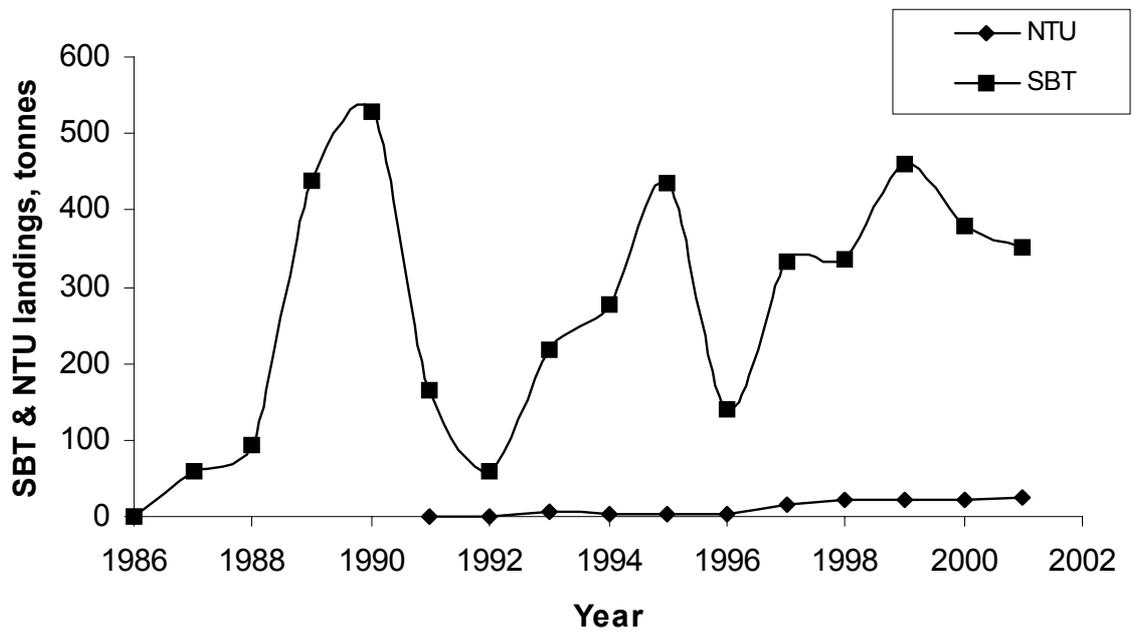


図 1. 1986年から2001年までの期間でのニュージーランドによるミナミマグロ及び太平洋クロマグロの総水揚げ量の傾向。ダッシュの水平線は、1989年からニュージーランド漁獲量に適用されている漁獲制限を示している。示されているデータは暦年であるのに対して、漁獲制限は漁獲年に適用されている点を留意願いたい。

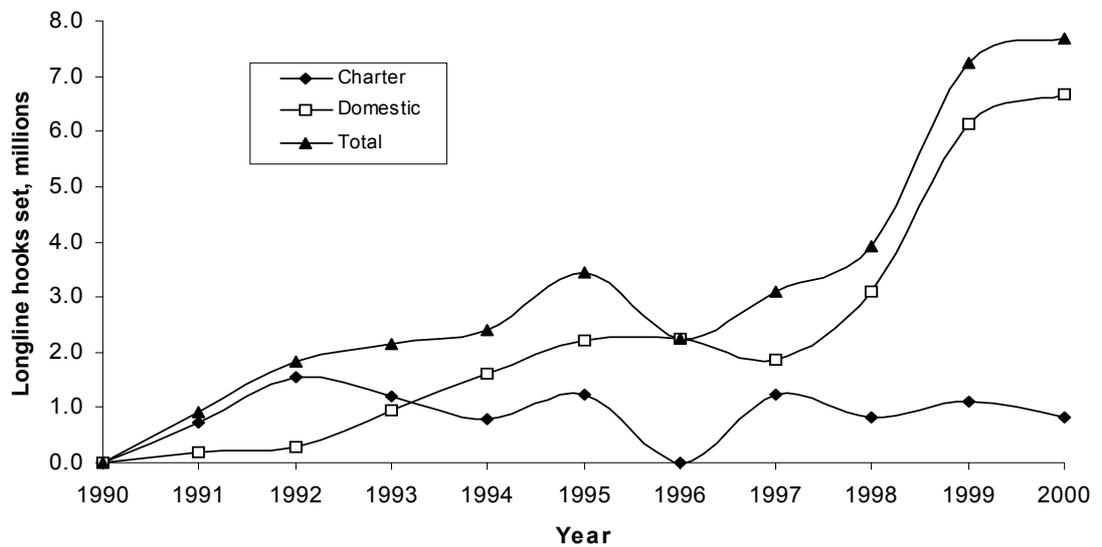


図 2. 1990-2000年のニュージーランド排他的経済水域における百万鈎での延縄努力量の傾向

2000/01年漁期の台湾のミナミマグロ漁業のレビュー

1. 序論

ミナミマグロは、台湾の季節的な主対象漁業によって、またビンナガ/メバチ漁業の混獲魚として、ある程度漁獲されている。主対象漁業は、超低温冷凍庫を備え、南緯 35 度周辺海域で操業する延縄船によって主に実施されている。1999 年及び 2000 年の年間漁獲量は、それぞれ 1,513mt 及び 1,638mt である。

2. 漁獲努力に関する操業規制

資源を保存するため、また 1995 年に委員会によって勧告されたように、ミナミマグロの漁獲量を 1995 年レベルに凍結することにおいて CCSBT と協力するために、台湾は、1996 年から 1,450mt の自主的漁獲制限を採用し、ミナミマグロ漁獲量の増加傾向を管理している。初期の実施において、この漁獲制限は、ICCAT でいくつかの種に用いられている規制アプローチに類似して、5 年間管理された。1996-2000 年における当初 5 年間の平均漁獲量は、1,387mt であった。

総漁獲量を管理するため、ミナミマグロを漁獲する全ての漁船は、1996 年以降から漁業当局へ、毎週（週報告）そのミナミマグロ漁獲重量及び漁獲海域を報告することが求められている。また、ミナミマグロ製品に関する貿易情報は、1994 年から、新日本検定協会の重量報告証明書の提供を通じて収集されている。週報告からの漁獲データは、未報告の可能性を削減するために、この貿易情報と照合している。

CCSBT 貿易情報スキーム（TIS）の要件を満たすために、ミナミマグロ統計証明書を漁業者に発給する措置が、2000 年 6 月から実施されている。

3. 漁獲量及び努力量

台湾は、1970 年代から歴史的にミナミマグロを漁獲してきている。歴史的に、ミナミマグロの年間漁獲量は、1980 年代初期では 250mt よりも小さかったが（表 1）、マグロ漁船団数の増加、刺身延縄船の開発、南方海域への漁場の拡大によって、そ

の漁獲量は増加した。1989年以降、ミナミマグロ漁獲量は、1000mt以上に増加した。そのうち、刺し網漁業が1989年及び1990年の漁獲量の約1/4を占めている。その後、ミナミマグロ漁獲量は、増加し続けなかったが、800mtから1700mtの間でかなり変動している。

日本の税関の記録日が水揚げ日であり、これら数字の推定に用いた漁獲日でないため、これらの数字は、幾分、税関の記録と異なっている。日本市場での月別水揚げ記録（図1）から、最大となる水揚げ期間は、10月から翌年の1-2月であった。4月頃に最大となる他の期間がある。ほとんどの場合、ミナミマグロの漁獲は、5-9月の間に行われ、10-12月に日本に水揚げされるが、10月以降の漁獲物は、ほとんど翌年2月以降に水揚げされる。また、この時期は、市場価格によって調整されているかもしれない。これが、水揚げ時期及び漁獲時期に基づく年間漁獲量の推定を難しくしている。

4. 船団規模及び分布

台湾によって漁獲されたミナミマグロは、1993年からインド洋を主海域とする3つの海域における延縄漁業によるもののみである。週報告及び貿易情報によれば、約130-140隻の遠洋延縄漁船がミナミマグロの漁獲を報告しており、またそれらのほとんどは、インド洋で操業している。同じ期間において、総計で、約600隻の延縄船が3つの海域で操業している。

ミナミマグロは、主に南緯20-40度の海域で漁獲され、その海域は、伝統的に知られている漁場よりも北方である。周期的に、その漁獲量のほとんどは、南半球の冬季（6-9月）に中部インド洋で行われ、また、南半球の夏期（10-2月）には、アフリカ南東部で行われる。2000年の総漁獲の約75%は、冬季に行われた。また、ミナミマグロは、上記2漁期（3-5月）以外にも漁獲されているが、その総量は小さく、また漁場は、南インド洋及び大西洋の両方に渡って分散している。

5. 漁業監視

より良い漁業の把握と監視のために、より最新で詳細な漁獲情報を収集するための更なる努力がTISの実施以降に成されている。今年から、ミナミマグロの統計証明書を実施するため、週報告での日報の提出が要求されている。

現地調査及びミナミマグロ漁獲の標本採取に関して、CSIROの科学者との共同作業は、1997年からモーリシャスで実施されている。最近には2000年9月に実施されている。現地調査で収集されたデータは、この2月に双方で公式データと照合

され、その結果の文書が、完成し、CCSBT の第 2 回資源評価グループに報告されている。

6. 他の要素

海鳥問題に関する緩和措置

台湾は、漁業操業と海鳥捕獲の間の相互関係に関する理解を改善するために、情報の交換を通じて、CCSBT と協力することを厭わない。偶発的な海鳥の死亡を削減するために、漁業者はトリラインの利用において助成されている。中国語に翻訳された教育的なパンフレット“獲るのは魚で、鳥ではない”の配布及びトリラインの使い方の訓練を含む教育プログラムは、漁業者間での海鳥問題の理解向上を図るために、マグロ協会を通じて継続的に実施されている。

表 1. 1971-2000 年における台湾の遠洋延縄漁業及び刺し網漁業による年間ミナミマグロ漁獲量(2000 年のデータは暫定値である。)

年	遠洋延縄	刺し網	合計
1971	30		100
1972	70		17
1973	90		12
1974	100		1
1975	15		9
1976	15		2
1977	5		1
1978	80		20
1979	53		53
1980	64		64
1981	92		92
1982	171	11	182
1983	149	12	161
1984	244	0	244
1985	174	67	241
1986	433	81	514
1987	623	87	710
1988	622	234	856
1989	1,076	319	1,395
1990	872	305	1,177
1991	1,353	107	1,460
1992	1,219	3	1,222
1993	958		958
1994	1,020		1,020
1995	1,431		1,431
1996	1,467		1,467
1997	872		872
1998	1,446		1,446
1999	1,513		1,513
2000*	1,638		1,638

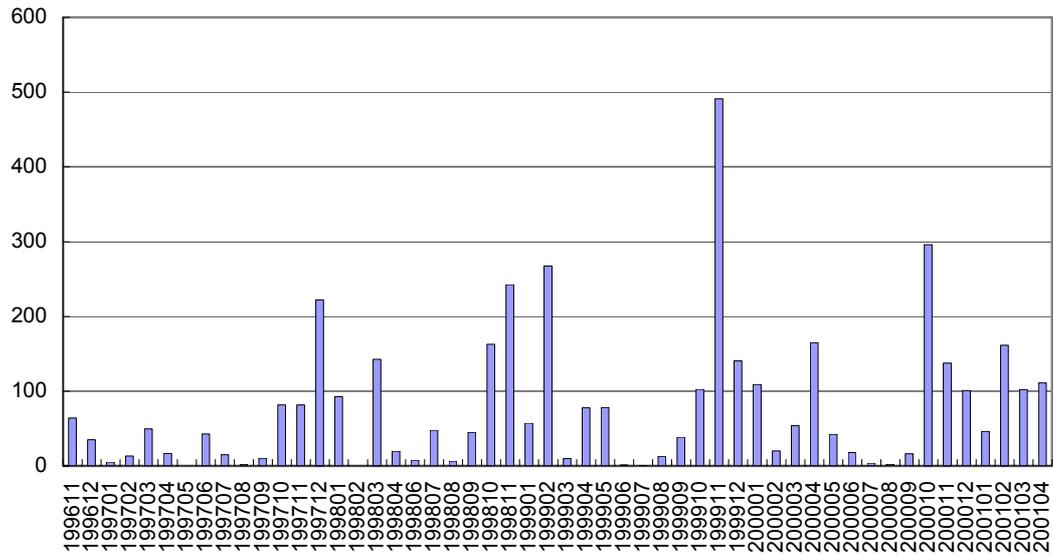


図1. 台湾の遠洋延縄漁業による日本市場での月別ミナミマグロの水揚げ量



別紙 L

第 6 回科学委員会会合報告書

2001 年 8 月 28—31 日
日本、東京



別紙 M

標識放流計画ワークショップ報告書

2001年10月2-4日
オーストラリア、キャンベラ

議題項目 9 — オーストラリアによる声明

議長、ありがとうございます。

私は、この議題と関連して、オーストラリアの立場について概説するために短い声明を行いたい。

- 私は、議題 9.1（総許容漁獲量）と議題 9.2（国別割当量）の双方を取り上げるつもりである。

議長、各代表は、今次会合の間、オーストラリアが世界的な漁獲量の設定を求め、かつ現時点で、ミナミマグロの漁獲量又は国別割当量を増加することはないと指摘してきたことを想起するだろう。

- また、我々は、非加盟国による漁獲量の増加について懸念を表明し、非加盟国が彼らの漁獲量を削減し、CCSBTと協力するよう奨励するために懸命の努力を払った。

議長、我々は非加盟国問題に対処するため、委員会として協調的に作業を行っており、今次会合で実質的進展をおさめた。

また、我々は、予備的な世界総漁獲量レベルについて、ある程度の進展を達成した。

- 我々は、科学委員会が 2000 年の漁獲レベルとして助言した 15,579 トンという最大限の数値について、全会一致に達した。

しかし、これは国別割当量を一体化させることに同意するCCSBT加盟国がなければ、真の意味も実体もない空疎な数字である。

議長、私は、我々がCCSBT加盟国の国別割当量について合意に達することができなかったことを遺憾に思う。

ミナミマグロの産卵資源が今日におけるよりも 2020 年にはより少なくなる可能性が 50 パーセントあり、また、ミナミマグロの産卵資源が 2020 年までに 1980 年のレベルに回復される可能性はほとんどないと科学委員会の助言に照らして、オーストラリアは、加盟国への配分にいかなる増加も行う理由がないと強く信じる。

CCSBT加盟国の国別割当量は以下の通りすべきだというのがオーストラリアの明確な立場である。

—日本	6,065 トン
—オーストラリア	5,265 トン
—ニュージーランド	420 トン
—韓国	1,140 トン

オーストラリアは、操業上の柔軟性を提供するために、3年の期間にわたり、厳格な限度内で漁獲量に対してそれぞれの国別割当量を調和させることを許容することに賛同する用

意があった。しかし、それは、この3年間に渡り、各加盟国の配分の総量を上回る増加がなかった場合のみである。

これが全加盟国にとって許容されなかったことを私は遺憾に思う。

—加盟国は、配分の増加以外はいずれにも同意しないと主張し続けた。

我々の見解では、我々の科学委員会の助言を考慮して、CCSBT加盟国が自国の配分を増加させようとしていることは、単に容認できない。

—また、CCSBT加盟国が、他国の漁獲量の増加について正当な懸念を表明する一方で、自国の漁獲量の増加を主張することも筋道がたたない。

従って、我々は国別割当量についていかなる合意も得ていない。

オーストラリアが、その年間漁獲量が5265トンを超えないことを確保することを各代表に保証したい。

—我々はこれを自発的に行う。

他の加盟国は、自国の立場を考慮する必要があるだろう。しかし、私は抑制を強く求めると同時に、私が言及した数字以上の増加がないよう強く求める。

ハリー氏がその開会声明で述べたように、我々の子どもたちが、ミナミマグロの漁獲を続けるとの希望を我々がもとうとするならば、これが、我々ができる最小限の事柄である。

私がつい先ほど言及したように、暫定的な世界的総漁獲量について、我々が到達した全会一致には意味がない。

—我々は非加盟国についてなんらコントロールをもたないばかりか、加盟国は自らの配分についても合意できていない。

従って、この事態は我々をどのような状況においているのだろうか。

—残念ながら、失敗という状況だといわなければならない。

—調査漁獲計画を巡る日本との紛争の解決以来、CCSBTはその最初の重要なテストに失敗した。

我々オーストラリア代表団は、この点について極めて失望している。

—我々は、過去の紛争を乗り越え、協調的に前進するために、莫大なエネルギー、時間及び資金を費やしてきた。

—我々は、資源評価部会と科学委員会を通じて、また、独立科学者を通して、更に科学調査計画の開発を通して、膨大な投資を行ってきた。

—我々は、この緊急的な調査を開始するために、初年度のオーストラリア南部及び西部沖の表層漁業標識放流計画への資金の提供に合意さえした。

代表団として、我々は、我々が直面する主要な諸問題、特に、世界的な漁獲量及び国別割当量の問題について合意に達するため、多大な努力を払ってきた。

我々はここ、宮古で失敗したが、それは、オーストラリアの決意又は善意の欠如によるものではない。

- 我々の代表団が投入した同作業への努力を私は誇りに思っている。
- 我々は、全ての問題について、分別かつ責任あるアプローチを持ってここにやってきたが、誤った結果に同意する用意はない。
- 誤った決定を行うより、どんな決定も行わないほうが良い。

従って、ここからどの方向に向かったらよいのか。

- 我々は、この先数週間に渡り、ここ宮古で進展状況に関して思案したい。
- 我々は、いかなる性急な決定もしないだろう。
- しかし、我々はこのような事態では、先へ進むことができない。
- CCSBTが、ミナミマグロの持続性について意義ある貢献をするつもりであるならば、責任ある、かつ機能する地域漁業管理機関にならなければならない。
- 我々は、CCSBTが世界で最良かつ最も責任ある漁業管理機関の一つになるという点にたどり着いたと我々は考えていたが、その賛辞は別の日に待たねばならない。

議長、私はこれらのコメントが会合の議事録に記録されるよう要請したい。

ご静聴感謝する。

議題項目 9.2 に関する日本のステートメント

日本は、15,579 トンの世界総漁獲許容量を設定することに合意する用意があることを表明する一方で、当初の 3 加盟国への国別割当量は、その加盟国が現在まで厳しい管理措置を受け入れてきた事実を考慮して、増加すべきとした見解を有している。また、当加盟国は、大幅な漁獲量の削減を伴う韓国の条約への加盟、また台湾の拡大委員会の加盟に向けた目覚ましい進展を含めて、非加盟国問題に関して大きな偉業を達成してきた。当初の 3 加盟国に、11,750 トン、韓国に 1,140 トン、台湾に 1,140 トン、インドネシアに 500 トン及び他の非加盟国に 50 トンが割り当てられることを仮定して、世界総許容漁獲量との差し引きは、1,000 トンになる。仮にその差額の半分を資源回復に留保したとしても、500 トンを加盟国の割当量に用いることができる。日本は、この考えは、ミナママグロ資源の資源回復及び最適利用の双方を考慮したもので、とても適切であると確信している。仮に加盟国が合意して、この 500 トンを比例分配するのであれば、日本はこの合意に賛同する。しかしながら、仮に合意できないのであれば、日本は、最近年の日本の国別割当量、今年 of 自主的漁獲制限及び加盟国の追加的国別割当量に用いることができる 500 トンを考慮して、その自主的漁獲制限を決定し、責任ある漁業操業を行う。日本は、外交窓口を通じて、他の加盟国にその自主的漁獲制限に関する決定を通知する。

日本は、この会合を「失敗」とした、オーストラリア及びニュージーランドの評価を受け入れることができないことを強調する。韓国の条約への加盟、台湾の委員会への更なる協力のステートメント、インドネシア、カンボジア、赤道ギニア及びホンジュラスに対する更なる行動、及び 15,579 トンの世界総許容漁獲量の設定に関する実質上の合意を考慮して、日本は、この年次会合が、他の過去の会合よりも、より成功したと評価されるべきであると確信する。

議題項目9に関する韓国のステートメント

韓国は、ミナミマグロ資源、また韓国が支援する水産業の両方を維持する重要性を尊重している。合意に到達しなかったことに関して、韓国は、委員会における十分な協力を得るにはより時間を要すると確信している。加えて、韓国は、国別割当量に関して、CCSBT と交渉し合意された漁獲レベルを尊重する。

ニュージーランドのステートメント

論争の解決結果に従って、ニュージーランドは、機能的な委員会で誠意を持って作業するのを楽しみにしていた。

議長、頑健な科学調査計画を開発するため、また科学によって提示された助言に基づき行動するための全締約国によるコミットメントがあった。

委員会の全加盟国によって採択された科学委員報告書は、現在の漁獲レベルでは、ミナミマグロの産卵資源バイオマスが、2020年までに1980年レベルを回復する見込みがほとんどないことを明確にしている。これから考えられる必然的かつ責任ある結論は、我々が公式に表明している管理目標を達成するために、漁獲レベルを削減しなければならないことである。この点に関して、我々は、委員会の加盟国による漁獲レベルのいかなる増加も無責任であると見なしている。

我々は、宮古が打開策を提示し、委員会を総許容漁獲量に合意することに導くことに多くの希望を抱いていた。我々の見解として、この目的を果たせなかったことは、この会合が失敗したと考えざるを得ない。また、我々は、本委員会の信義に関連して、この結果が非加盟国に送るメッセージにかなりの懸念がある。

ニュージーランドは、自主的にその国別割当量を、委員会によって最近年に合意されたレベルの420トンに維持する。

CCSBT-2002 年作業計画

データベース活動		科学調査計画				年齢査定	管理手続き
		1.漁獲量及び努力量	2.CPUE モデル化	3.オブザーバープ ログラム	4.標識放流計画		
2001							
11月	機材の確保及びソフトウェアの開発		方針決定委員会の設置	事務局が情報交換を調整する	事務局が標識放流計画の構成要素の調整を行う。		コーディネーターの任命及び方針決定委員会の設立
12月		システムを改善するために SC によって提案されている活動					
2002							
1月							
2月							
3月			ワークショップ	SC で勧告された構成を背景に基準を閉会中に作成する。	標識放流計画の実施	事務局が MFRI と共にワークショップを開催する。	ワークショップ
4月							
5月	利用可能なデータの統合及びデータベースの構築	漁獲及び努力量データ収集システムの改良のための勧告	SC への勧告を作成するための閉会作業				締約国のコーディネーター及びコンサルタントが参加した閉会作業
6月							
7月						ワークショップ	
8月							
9月							
10月	科学委員会への報告	科学委員会の評価	科学委員会の評価	科学委員会の評価	科学委員会の承認		科学委員会への報告
11月							
12月	CCSBT が方向性と活動を承認	CCSBT の承認	CCSBT の承認	CCSBT の承認	CCSBT の承認		CCSBT にて検討

2002年の会合予定表

2001年10月	
会議名	日時
CPUE モデル作成グループ (第1回管理戦略WGと連続して開催される。)	2002年2月下旬 日本 (1日間)
第1回管理戦略開発WS	2002年2月下旬 日本 (5日間)
年齢査定WS	2002年7月 オーストラリア (4日間)
第3回SAG ・漁業指標のレビュー ・他の評価モデルの検査	2002年8月 オーストラリア (4日間)
緊急SAG (仮に必要な場合) (第7回科学委員会と連続して開催される。)	2002年9月 オーストラリア (4日間)
第7回科学委員会	2002年9月 オーストラリア (4日間)
CCSBT 9	2002年11月初旬 オーストラリア (4日間)